

平成30年10月19日
第7回 策定委員会
資料3-1

ちがさき

都市マスタープラン

多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち
～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

[改定素案]

CHIGASAKI
URBAN
MASTER PLAN

※現在の表紙は仮表紙になります

平成31年(2019年)3月

茅ヶ崎市

○文中の※印のついている用語については、用語の解説を参考資料に掲載しています。

○「つじどう」の「つじ」の字については、しんによりの旧字体である点が2つの「辻」が正式な文字ですが、コンピュータの環境により表示できない場合があるため、現時点の本計画では、新字体である点が1つの「辻」の字で表しています。

注) 本計画書での元号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31 年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による法令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

ちがさき都市マスタープラン（改定素案） 目次

第1章 都市マスタープランとは	1
1. 都市マスタープランの役割	3
2. ちがさき都市マスタープランの位置づけ	4
3. 改定の背景	5
4. 計画の構成	6
第2章 現状と課題	7
1. これまでの都市づくりの経緯	9
2. 茅ヶ崎市の現状	11
3. 社会情勢変化	30
4. 都市づくりの広域的視点	32
5. 茅ヶ崎市の将来展望	35
6. 都市づくりの主要課題への対応	42
第3章 全体構想	45
1. 茅ヶ崎におけるこれからの都市づくり	47
2. 将来都市像	48
3. 基本理念	49
4. 都市づくりの目標	50
5. 将来都市構造	52
6. 分野別の取組方針	54
6-1 土地利用の方針	54
6-2 交通体系整備の方針	57
6-3 自然環境保全・緑地整備の方針	61
6-4 都市景観形成の方針	65
6-5 住環境整備の方針	69
6-6 都市防災の方針	73
第4章 地域別構想	77
1. 地域区分	79
2. 地域別の取組方針	80
2-1 中心市街地地域の都市づくりの方向	80
2-2 南東部地域の都市づくりの方向	88
2-3 南西部地域の都市づくりの方向	96
2-4 北東部地域の都市づくりの方向	104
2-5 北西部地域の都市づくりの方向	112

2-6 北部中央地域の都市づくりの方向	120
2-7 北部丘陵地域の都市づくりの方向	128

第5章 推進方策 137

1. まちづくり推進体制の構築	139
2. 進行管理	141

参考資料編 143

1. 用語の解説	145
2. 改定作業の概要	150
3. 「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表	154
4. 都市の動向を把握する指標（参考）	160
5. 「茅ヶ崎らしさ」の調査結果	162
6. 市民意見	167

◆本計画を読むにあたっての注意事項◆

本計画では、「都市づくり」と「まちづくり」を以下の内容で使い分けてます。

また、主に第3章、第4章の文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画の熟度にしたがって、以下のように整理しています。

「都市づくり」	全市的、又はその取組が市全体に関連する取組で、主に行政が行う道路整備等のハード面の取組を指します。
「まちづくり」	地域的、又はより小さな単位での多様な主体による取組で、施設整備等のハード面のみならず、人々の活動を生むソフト面の取組を含みます。

表現方法	計画熟度	実施主体等
～めざします。	●目標、方向性（取組の姿勢）に関する事項	市民・事業者・行政の協働
～進めます。	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね10年以内に取り組む事項	行政が主体
～努めます。	●目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んで行く事項	行政が主体
～働きかけます。	●目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んで行く事項	事業者が主体
～検討します。	●目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項	主体が決定していない
～誘導します。 ～促進します。	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね10年以内に取り組む事項	行政が市民、事業者の取組を誘導・促進
～支援します。	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね10年以内に取り組む事項	行政が市民・事業者の活動を支援



第1章 都市マスタープランとは



1. 都市マスタープランの役割

～どのような役割をもった計画？～

都市マスタープランとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が都市づくり^{*}の方針を定めた計画です。いわゆる、本市のあるべき姿を将来都市像として定め、その実現に向けた都市づくりの方向性を示したものです。

この「基本的な方針」は、今後の都市計画行政の基本とされ、用途地域や都市計画道路等の都市計画の見直し等に際しての指針となるものです。

また、都市マスタープランは、本市のすべての計画の基本となる総合計画の将来都市像を、都市計画の分野で実現しようとするもので、本市が進める都市づくりの指針となるものです。

さらに、市民・事業者・行政が将来都市像と都市づくりの方向性を共有し、それぞれの主体が適切な役割分担と相互の連携のもと、更なる協働によるまちづくり^{*}を推進するための指針としての役割を担います。

<ちがさき都市マスタープランの役割>

都市マスタープランは、将来都市像の実現に向けての指針であり、主に以下の3つの役割があります。

- 都市計画の見直し等の指針
- 総合計画の将来像に向け、都市計画の分野で進める際の指針
- 協働によるまちづくりの推進のための指針





2. ちがさき都市マスタープランの位置づけ

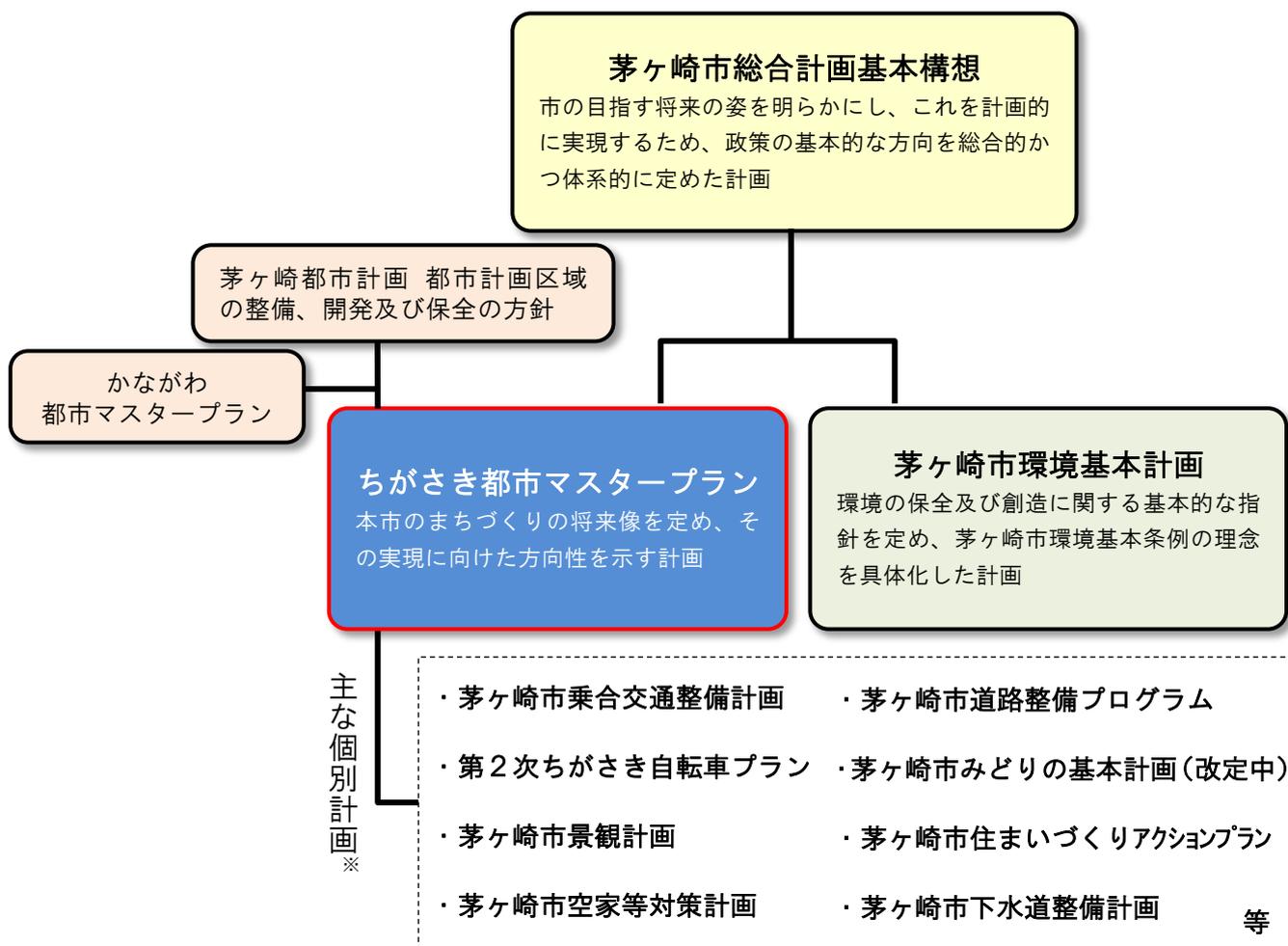
～他の計画との関係は？～

(1) 位置づけ

「ちがさき都市マスタープラン」(以下「本計画」という。)は、神奈川県が都市計画区域ごとに定める広域的な方針「茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「かながわ都市マスタープラン」の計画の内容と整合を図るとともに、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」や「茅ヶ崎市環境基本計画」等とも整合を図る、都市づくりの計画です。

また、本計画の下には、都市づくりに関する具体的な取組内容を定めた「茅ヶ崎市景観計画」や「茅ヶ崎市みどりの基本計画」等の個別計画※があり、本計画と整合を図りながら進められています。

【本計画の位置付け】



(2) 目標年次

本計画は、平成31年(2019年)を初年度として、20年後の本市のあるべき姿を捉えつつ、今後おおむね10年間の都市づくりの方向を明確にしています。

3. 改定の背景

～ちがさき都市マスタープランをなぜ改定する？～

本市では、これまで平成 20 年（2008 年）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の将来像である「湘南の快適環境都市 ～みんなで作る 住み続けたいまちちがさき～」の実現を目指しつつ、約 24 万人の住宅都市へと成長してきました。

しかし、昨今の社会経済状況の変化に伴い、本市において以下のような課題が挙げられます。

<社会経済状況の変化に伴う本市が直面する課題>

- 人口の減少と少子高齢化による年齢階層別人口の偏りによる都市活力の低下※
- 様々な法改正等による土地利用への影響
- 大規模な地震の切迫性に伴う防災・減災対策
- 厳しい財政状況での都市づくりの推進

これらの課題に対応するために、平成 20 年（2008 年）に改定、平成 26 年（2014 年）に一部見直しを行った「ちがさき都市マスタープラン」の考え方を基本としつつ、新たに茅ヶ崎の価値・魅力（茅ヶ崎らしさ）を高める都市づくりを明確にし、今後の都市づくりの方向性を示しました。

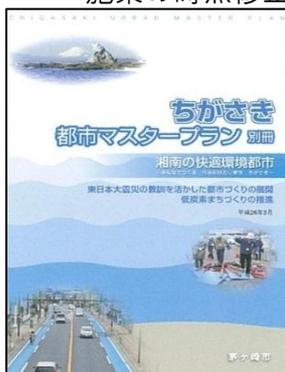
さらに、進行管理として「ちがさき都市マスタープラン確認委員会（都市計画審議会の小委員会）」を設立し、市民の目線による進行管理を毎年行ってきましたが、長い期間での成果を確認できない等の課題がありました。そこで、進行管理の方法についても改定を行い、将来都市像を効果的に実現していくための進行管理の考え方を新たに示しました。

<本計画の経緯>

▼H20 年度：改定
（協働、進行管理）



▼H25 年度：一部見直し
（防災・低炭素の強化、
施策の時点修正）



▼H30 年度：改定
（茅ヶ崎の価値・魅力を
高める、更なる協働）





4. 計画の構成

～どこにどのようなことが書いてある？～

本計画は、以下の構成となっています。

第1章 都市マスタープランとは

- 都市マスタープランの役割や位置付け、改定の背景、計画の構成を示しています。

第2章 現状と課題

- これまでの都市づくりの経緯、「茅ヶ崎らしさ（魅力や価値）」を含めた本市の現状に基づき、社会情勢の変化、都市づくりの広域的視点、本市の将来展望を整理し、都市づくりの主要課題とこれからの都市づくりの方向性を示しています。



第3章 全体構想

- 平成50年（2038年）を目標にした本市の将来都市像を掲げ、将来都市像を実現するための基本理念、3つの都市づくりの目標を示すとともに、これからの都市づくりの骨格となる将来都市構造を踏まえ、6つの分野別の取組方針を示しています。



第4章 地域別構想

- 地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政が協働しながらまちづくりを進めていくため、7地域別に地域の将来像とともに取組方針を示しています。



第5章 推進方策

- まちづくりの推進体制及び進行管理の実施方法について示しています。



第2章 現状と課題



1. これまでの都市づくりの経緯

～茅ヶ崎の都市づくりはどのように進められてきた？～

(1) 都市の成り立ち

本市は、東京から西に約 50km の神奈川県中央南部に位置しており、市域は東西 6.9km、南北 7.6km で、面積は 35.76km²、県内 19 市では 7 番目に小さな都市です。隣接する藤沢市、平塚市の約半分の面積となっています。

東側は藤沢市に、西側は平塚市に、北西側は寒川町にそれぞれ接し、また、南側は相模湾に面しており、約 6km に及ぶ海岸を有しています。地形は、北部に丘陵地、南部に平地が広がり、市の西側を流れる相模川のほか、小出川、千ノ川、駒寄川の 3 つの河川が市内を流れています。四季を通じて温暖な気候や海と丘陵等恵まれた豊かな自然もあることから、明治から昭和初期にかけて湘南の別荘地、保養地として発展してきました。

市街地は、東海道本線の南側から広がり、その後、東海道本線の北側へと市街地が拡大していきました。昭和 45 年（1970 年）に区域区分[※]が指定されたことで、市街地は無秩序に拡散することはなく、市街化区域内を中心に広がってきました。このため、人口は市街化区域内に集中しており、人口密度が高い状況となっています。





(2) これまでの主な取組

「(1) 都市の成り立ち」のように本市は、市街化区域内に人口が集中し、平成 20 年(2008 年)6 月に「ちがさき都市マスタープラン」を改定して以降、次のような取組を行いました。

このような取組により、市街地中心部に一定の都市機能^{*}が集積し、公共交通網によって市内様々な場所へアクセスできる状況にあり、現状においても集約型都市構造^{*}の都市とも考えられます。しかしながら、公共交通網の空白地帯の存在や、市域内に日常生活に必要な施設等の配置と人口密度に差がある等、課題もみられます。

<平成 20 年(2008 年)6 月「ちがさき都市マスタープラン」改定以降の主な取組>

分野	主な取組
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住宅地を形成するため「建築物の高さ規制区域の拡大」(平成 22 年(2010 年)4 月)、「敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入」(平成 24 年(2012 年)2 月)、「準防火地域の指定拡大」(平成 29 年(2017 年)12 月)を実施 ・浜見平地区に複合施設「ハマミーナ」の整備や生活・防災の機能を持つ拠点として整備を推進 ・辻堂駅西口周辺では藤沢市と連携し、住宅や商業機能が調和した土地利用へと誘導しながら都市拠点の整備を推進 ・柳島向河原地区では柳島スポーツ公園等の集客施設の整備を推進
交通体系整備	<ul style="list-style-type: none"> ・東海岸寒川線等の都市計画道路の整備 ・北部地域に予約型乗合バスの運行を開始(平成 25 年(2013 年)12 月) ・自転車走行空間の整備、サイクルアンドバスライド[*](バス利用者専用自転車駐車場)の整備を推進
自然環境保全・緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・北部丘陵をはじめとしたみどりの保全をめざし、特別緑地保全地区を清水谷や赤羽根字十三区周辺として指定 ・市街地に残されているみどりの保全のため保存樹林や保全樹木を指定
都市景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・街なみに調和したサインの規制・誘導を進めるため、「茅ヶ崎市屋外広告物条例」(平成 22 年茅ヶ崎市条例第 45 号)(平成 22 年(2010 年)12 月)を制定 ・地域に特徴を与えている歴史・文化資源を保全するため、下寺尾官衙遺跡群の中心部が平成 27 年(2015 年)3 月 10 日に国の史跡に指定
住環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境の向上をめざし国道 134 号沿いに貯留管を布設し合流式下水道を改善 ・住宅に係る課題に取り組むため「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」(平成 26 年(2014 年)3 月)や「茅ヶ崎市空家等対策計画」(平成 29 年(2017 年)4 月)を策定
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ツインウェイ等の橋梁^{りょう}の耐震補強工事(市内 14 箇所)の実施 ・災害時に重要な役割を果たす防災拠点として市役所の建て替えや行政拠点地区の整備を推進

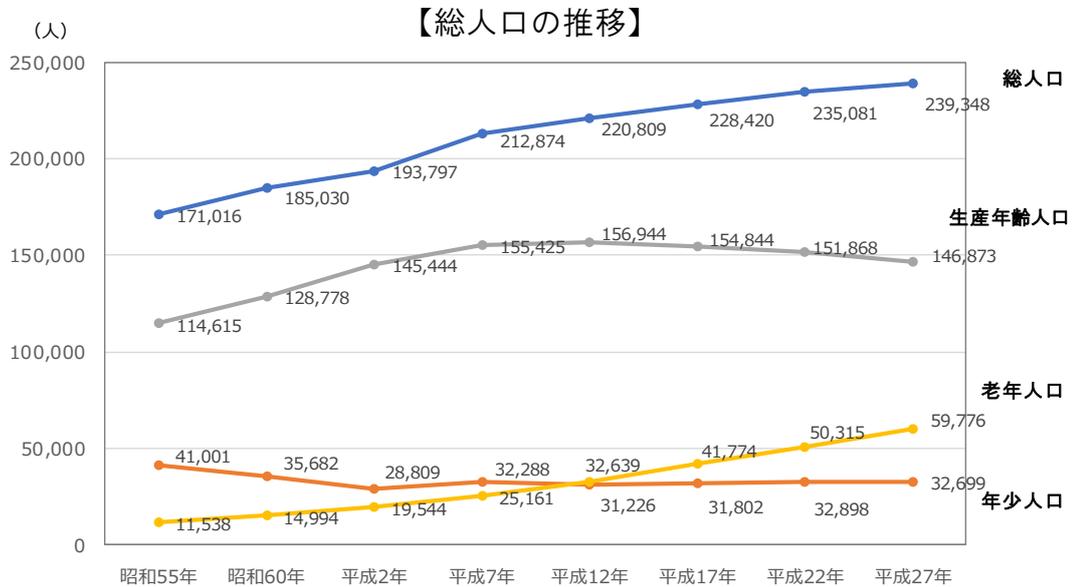


2. 茅ヶ崎市の現状

～茅ヶ崎ってどのようなまち？～

(1) 人口概況

- 昭和 55 年(1980 年)～平成 12 年 (2000 年) にかけて 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は増加してきましたが、それ以降は微減傾向にあります。
- 15 歳未満の年少人口は横ばいで推移する傾向にある一方で、65 歳以上の老年人口は増加傾向にあり、平成 12 年(2000 年) には年少人口を老年人口が上回っています。
- 年齢構成は、30～40 代と 60 代が特に多くなっています。
- 年齢 3 区分別人口割合は近隣市と概ね同程度となっています。

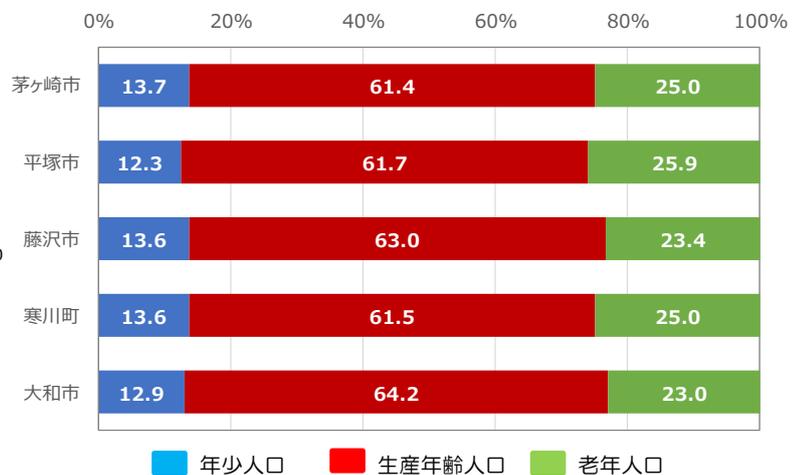


出典／各年国勢調査

【人口ピラミッド(平成 27 年(2015 年))】



【年齢 3 区分別人口割合(平成 27 年(2015 年))】



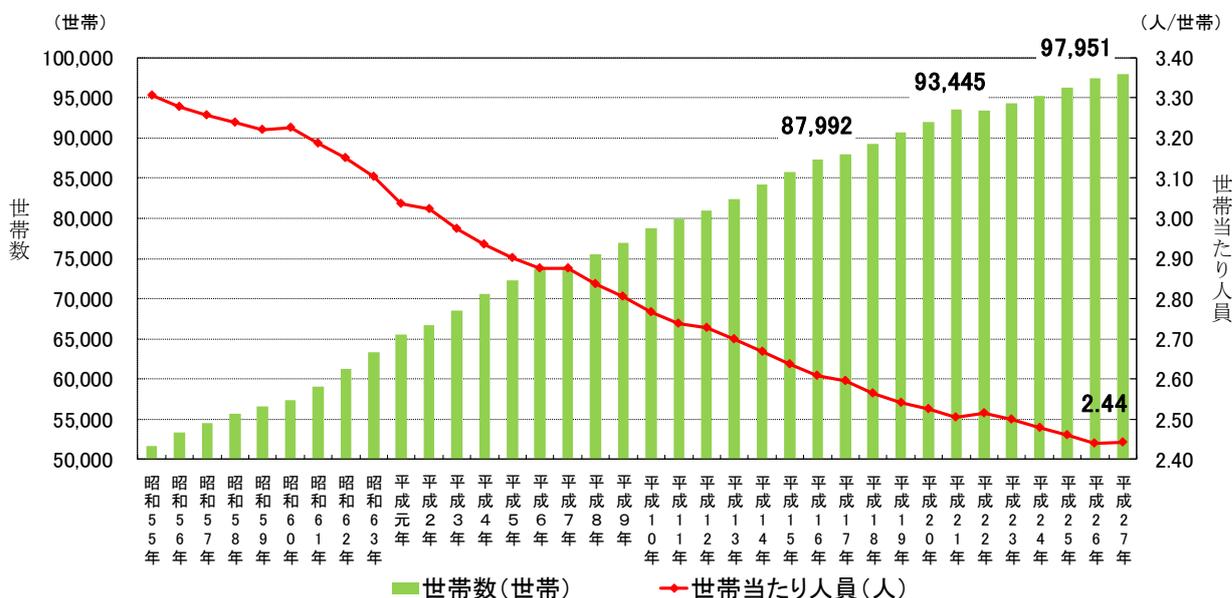
出典／平成 27 年国勢調査



(2) 世帯数

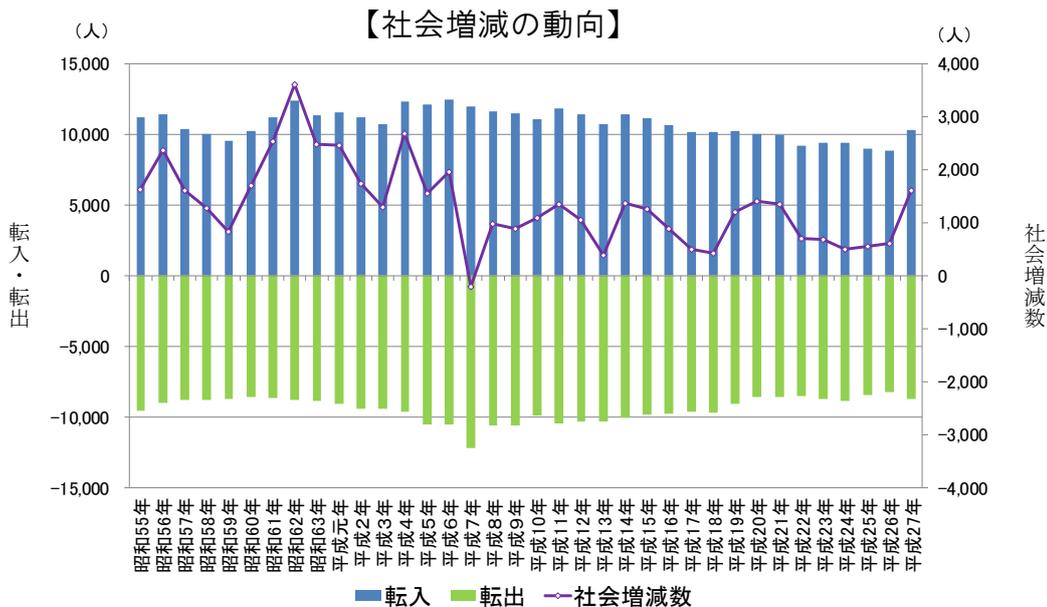
- 昭和 55 年（1980 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて、年々世帯数は増加している一方、世帯当たり人員は年々減少しています。
- 茅ヶ崎市の家族類型別世帯数の割合は、夫婦と子どもから成る世帯が 34.2%と最も多く、次いで単独世帯が 28.0%、夫婦のみ世帯が 23.1%となっています。
- このうち、高齢者の単身世帯が 10.1%、高齢者のいる夫婦のみ世帯が 13.7%となっています。
- 近隣他市町と比べると、寒川町に次いで単独世帯の割合が少なく、夫婦と子どもで構成する世帯の割合は最も多くなっています。

【世帯数、世帯人員の推移（昭和 55 年（1980 年）～平成 27 年（2015 年））】



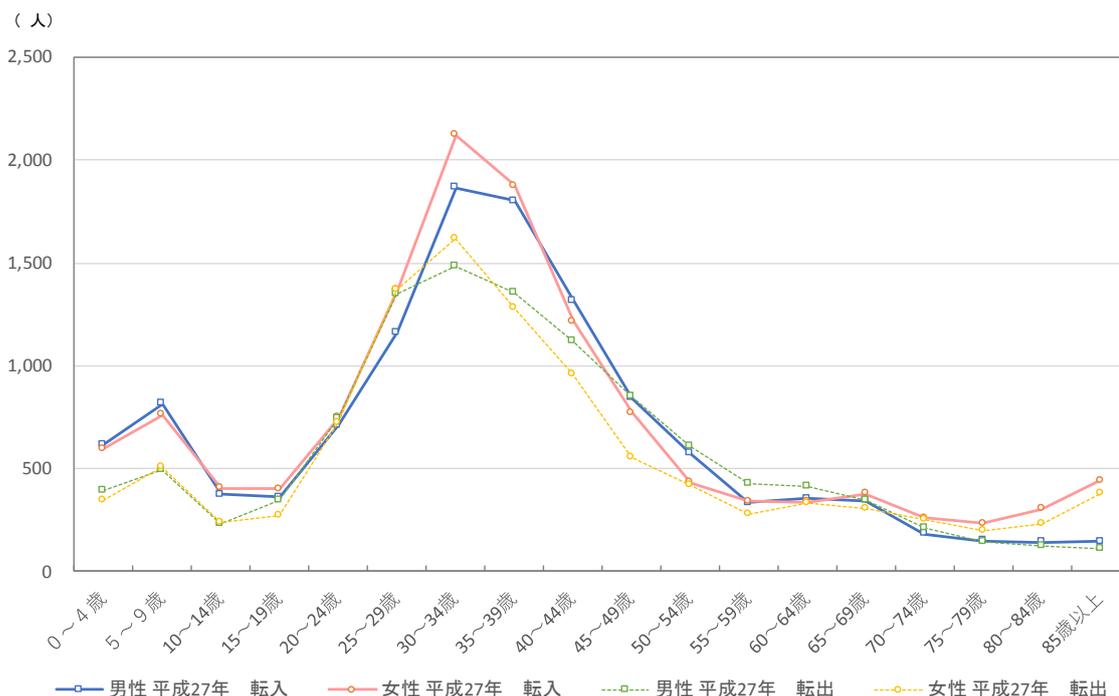
(3) 人口動向

- 平成 21 年(2009 年)頃までは転入超過で推移していましたが、平成 22 年(2010 年)以降は、転入・転出の総数も少しずつ減少する傾向にあります。
- 0 歳から 9 歳の年少人口の転出・転入も多く、子育て世代の移動が多くなっています。



出典／各年統計年報

【性別・年齢階級別の人口移動の動向（平成 27 年（2015 年））】



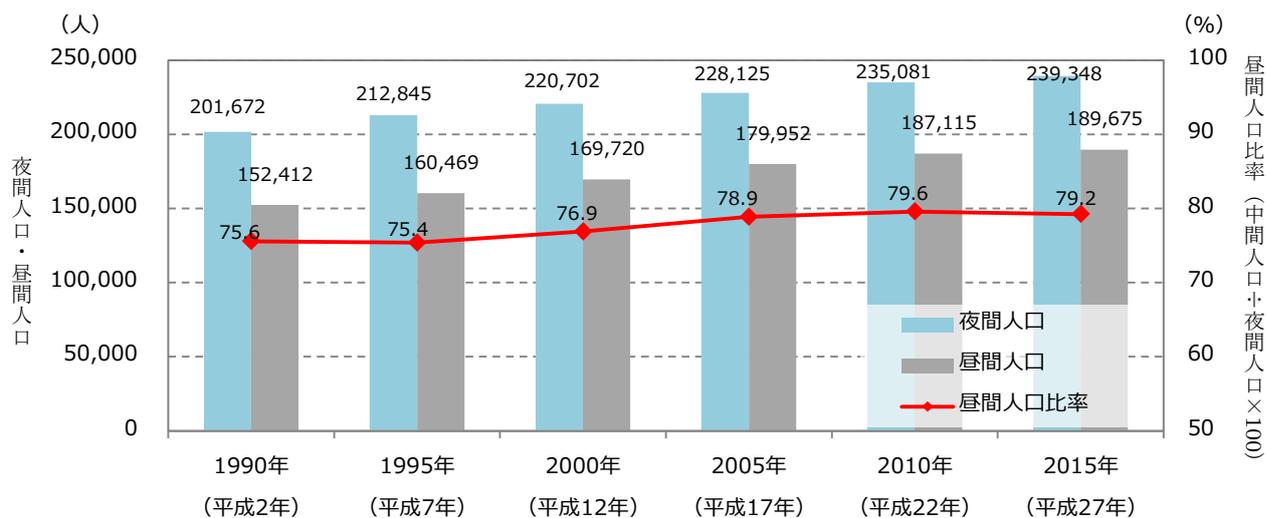
出典／平成 27 年国勢調査人口移動集計



(4) 昼間人口*

- 平成 27 年（2015 年）の夜間人口は 239,348 人、昼間人口は 189,675 人となっています。
- 昼間人口比率は、平成 2 年（1990 年）から年々増加傾向にあります。

【夜間人口と昼間人口】

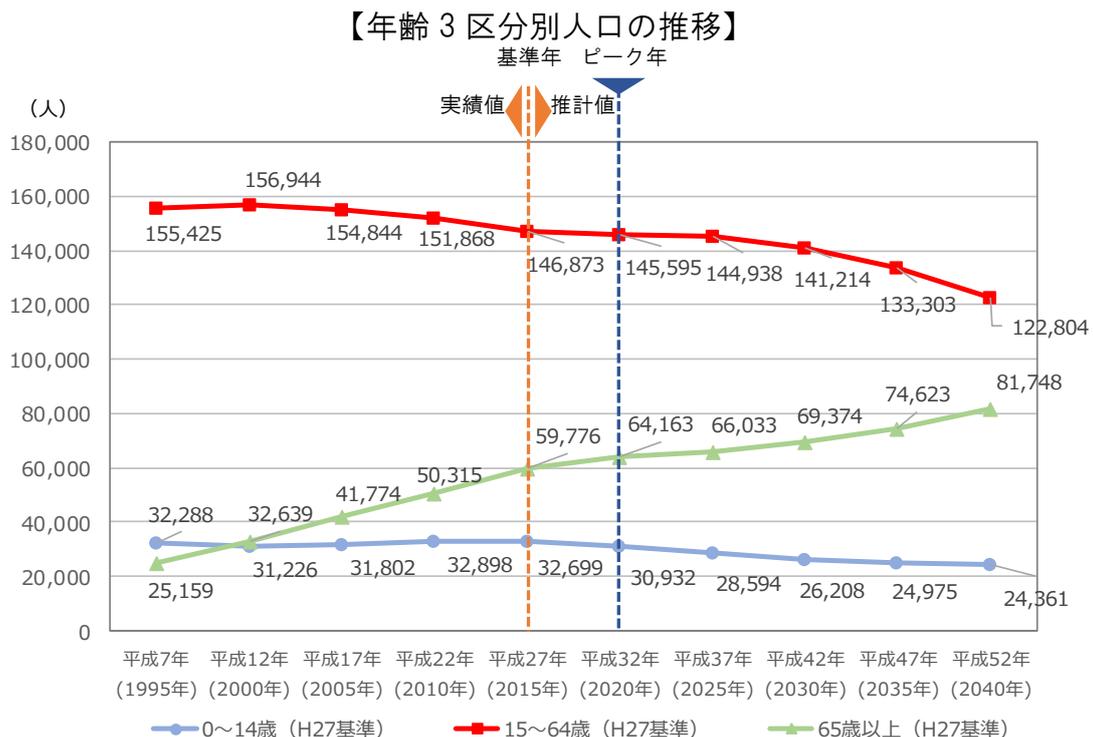
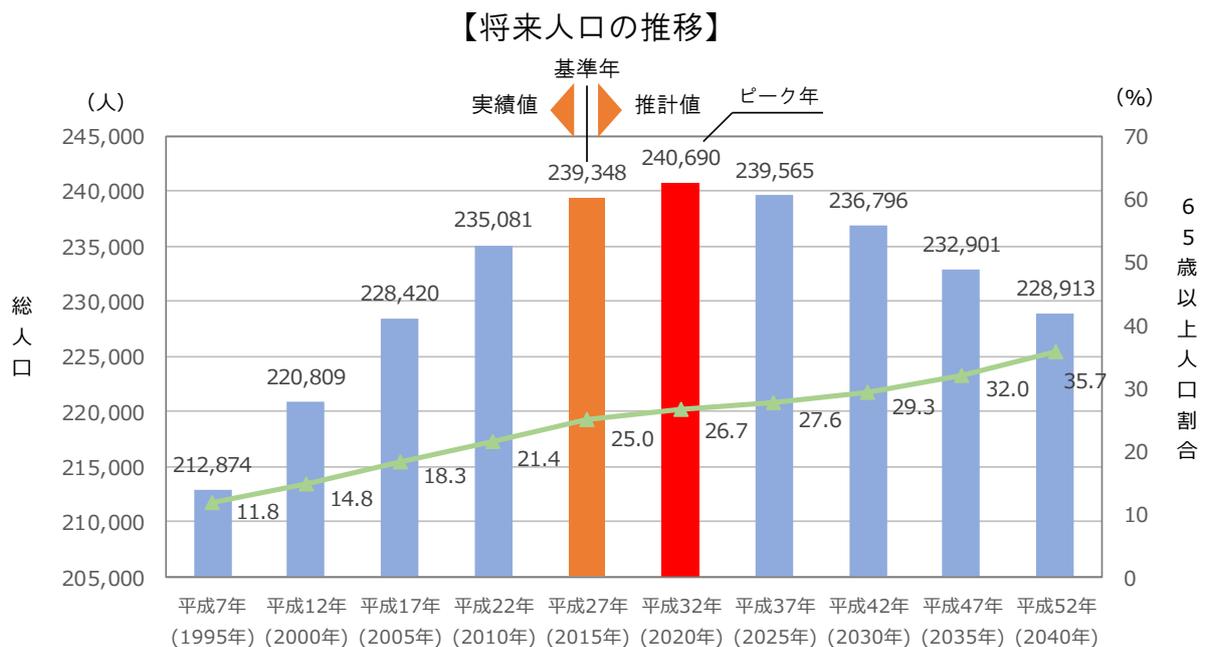


出典／各年国勢調査



(5) 将来人口の見込み

- 将来人口は、平成 32 年（2020 年）に約 24 万人でピークをむかえ、その後は少しずつ減少して平成 52 年（2040 年）には約 23 万人になると見込まれています。
- 年齢 3 区分別人口は、15 歳未満の年少人口及び 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は徐々に減っていく傾向にあり、一方、65 歳以上の老年人口は増加すると見込まれています。



出典／平成 28 年茅ヶ崎市都市部推計

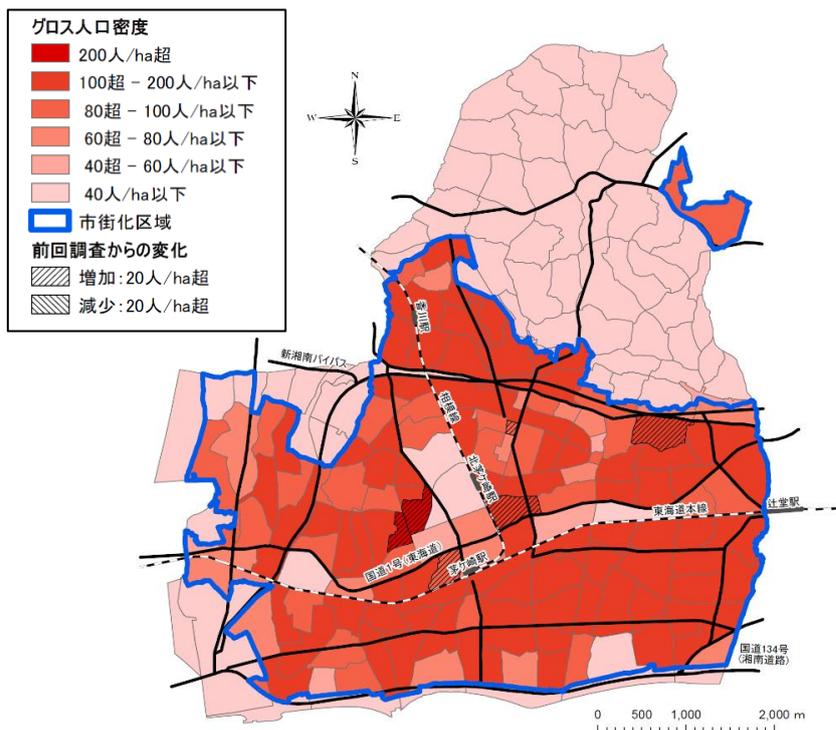


(6) 人口密度

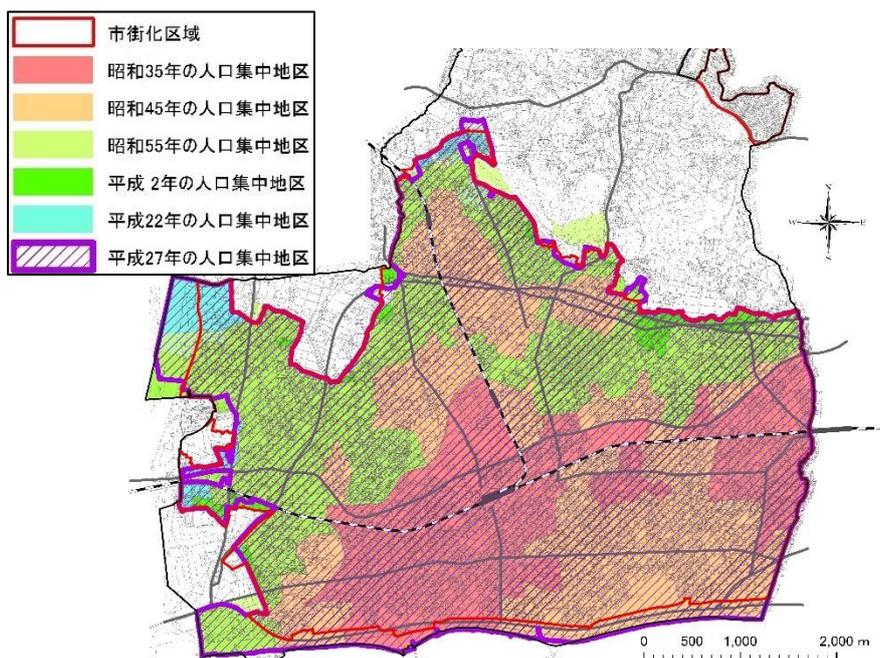
1) 茅ヶ崎市

- 人口密度の高い地域は、市街化区域内に概ね分布しています。
- 人口集中(DID)地区※は、茅ヶ崎駅・辻堂駅周辺と漁港周辺から北側へ拡大し、昭和55年(1980年)には概ね現在の市街化区域の規模に到達しています。

【グロス人口密度※ (平成27年(2015年))】



【人口集中(DID)地区の推移 (平成27年(2015年))】



出典/平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

2) 近隣市町

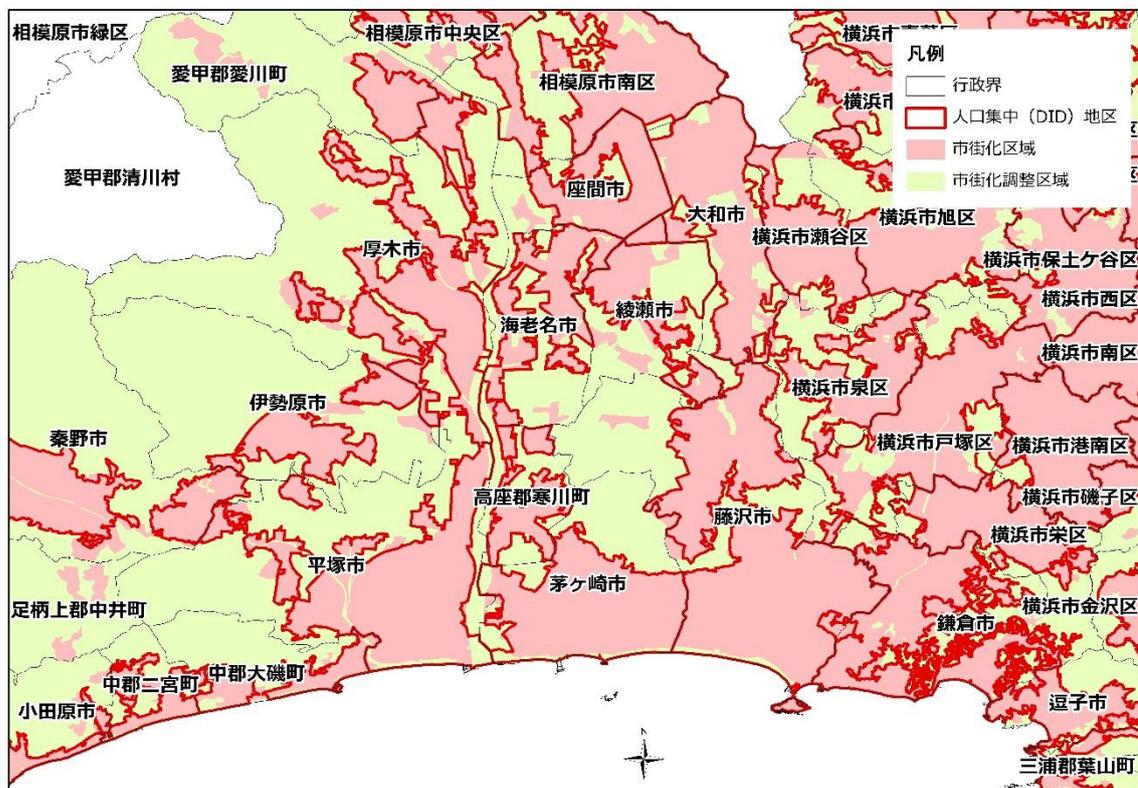
- 近隣市町の中で、人口集中（DID）地区内の人口密度は茅ヶ崎市が最も高く、都市計画区域内及び市街化区域内の人口密度も大和市に次いで2番目に高くなっています。

【人口密度（平成27年（2015年））】

	都市計画区域内 の人口密度 (人/km ²)	市街化区域内 の人口密度 (人/km ²)	人口集中（DID） 地区内の人口密度 (人/km ²)
茅ヶ崎市	6,693	10,816	10,375
平塚市	3,804	8,368	8,250
藤沢市	6,098	9,013	9,157
寒川町	3,572	6,868	7,018
大和市	8,608	11,605	10,040

出典／平成27年国勢調査、平成25年都市計画現況調査

【近隣市町の人口集中（DID）地区等（平成27年（2015年））】



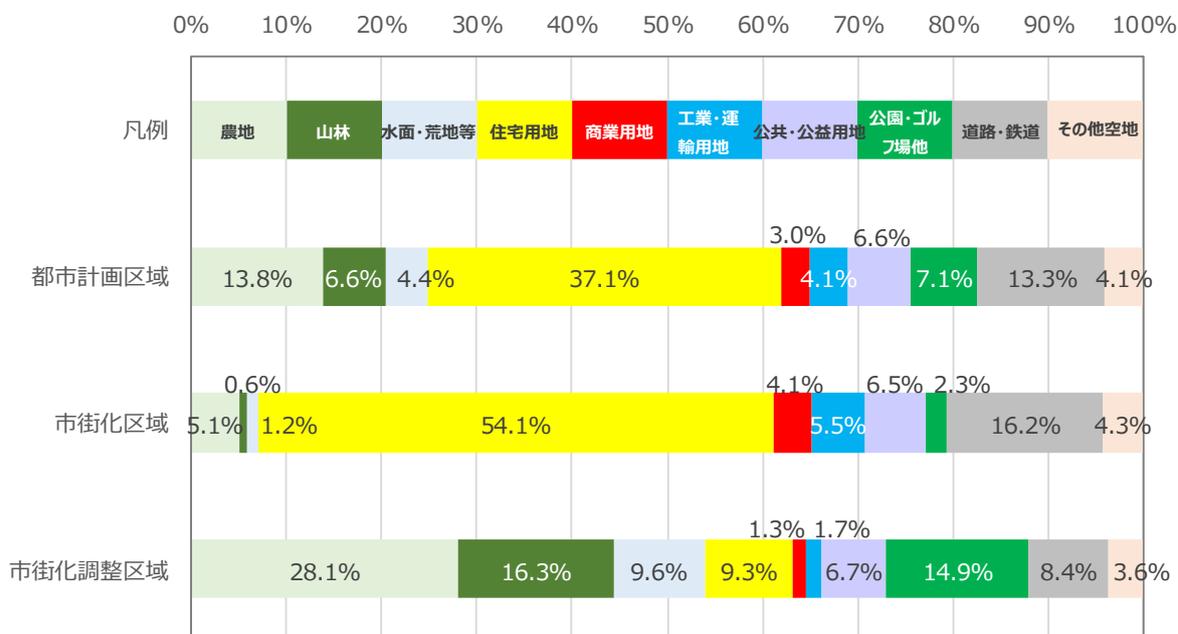
出典／国土数値情報



(7) 土地利用の概況

- 平成 27 年度（2015 年度）の都市計画区域における土地利用構成をみると、住宅用地が 37.1%と最も多く、次いで農地が 13.8%、道路・鉄道用地が 13.3%となっており、その他はいずれも 10%未満となっています。
- 市街化区域内における土地利用状況をみると、都市的土地利用※が 93.0%を占めており、中でも住宅用地が 54.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が 16.2%、自然的土地利用※が 6.9%となっています。
- 市街化調整区域では、自然的土地利用が 54.0%と過半数を占めており、なかでも農地が 28.1%と多くなっています。
- 平成 27 年度（2015 年度）土地利用現況図より土地利用の分布状況をみると、住宅地は、東海道本線から南側に面的に広がり、その北側では、農地と混在して広がる状況となっています。商業地は、茅ヶ崎駅周辺に集積がみられるほか、国道 1 号、県道 404 号（遠藤茅ヶ崎線）、県道 46 号（相模原茅ヶ崎線）、県道 30 号（戸塚茅ヶ崎線）等の幹線道路沿道の立地が目立ち、比較的規模の大きな商業立地もみられます。工業地は、北茅ヶ崎駅西側、東海道本線沿線、相模川沿いに分布しています。北部丘陵部には、山林、農地が中心に広がり、住宅地、文教厚生地※等が混在しています。また、丘陵のふもと、相模川沿い、海岸沿いには、建築物のない大きな空地がみられます。

【土地利用構成（平成 27 年度（2015 年度））】



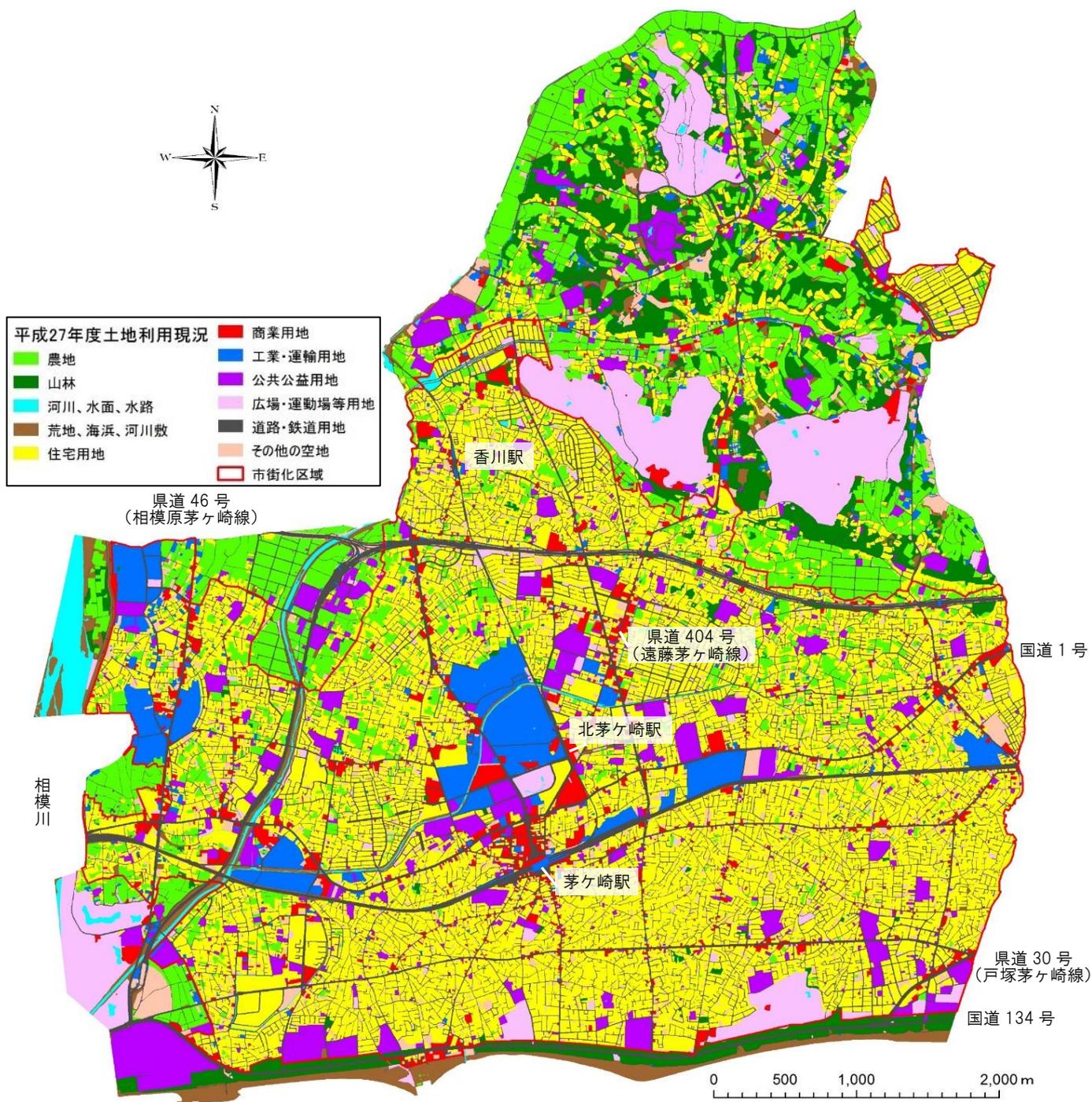
※自然的土地利用：農地、山林、水面・荒地等

都市的土地利用：住宅用地、商業用地、工業・運輸用地、公共・公益用地、公園・ゴルフ場、道路・鉄道、その他空地

出典／平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書



【土地利用現況図（平成 27 年度（2015 年度））】



出典／平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

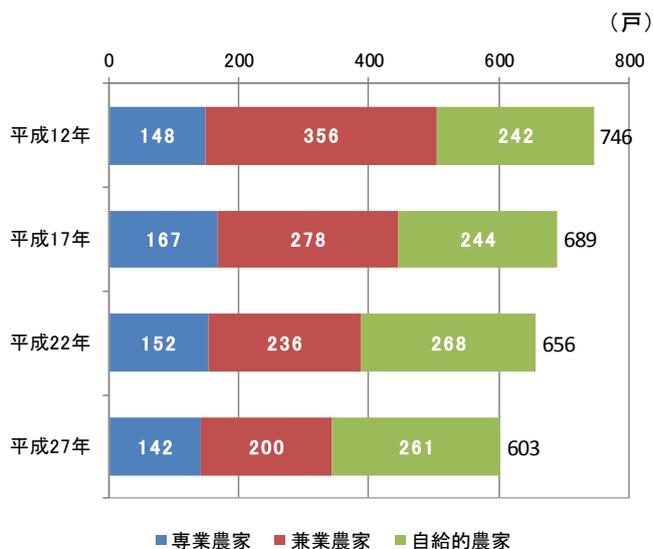


(8) 産業

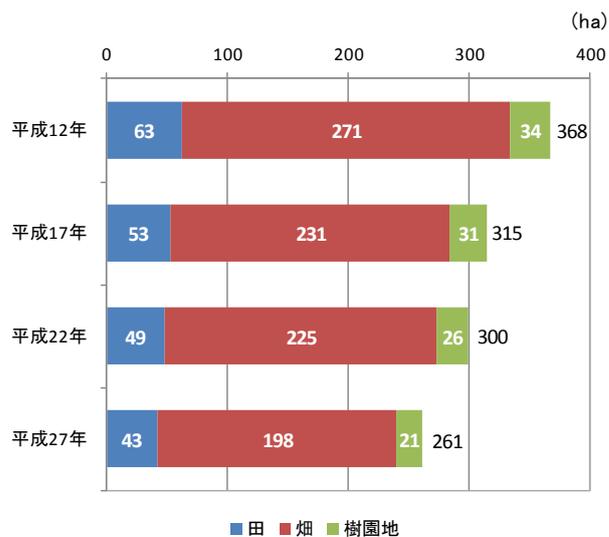
1) 農業

- 農家数、経営耕作地面積※ともに減少傾向にあります。
- 農業就業人口についても減少傾向にあります。

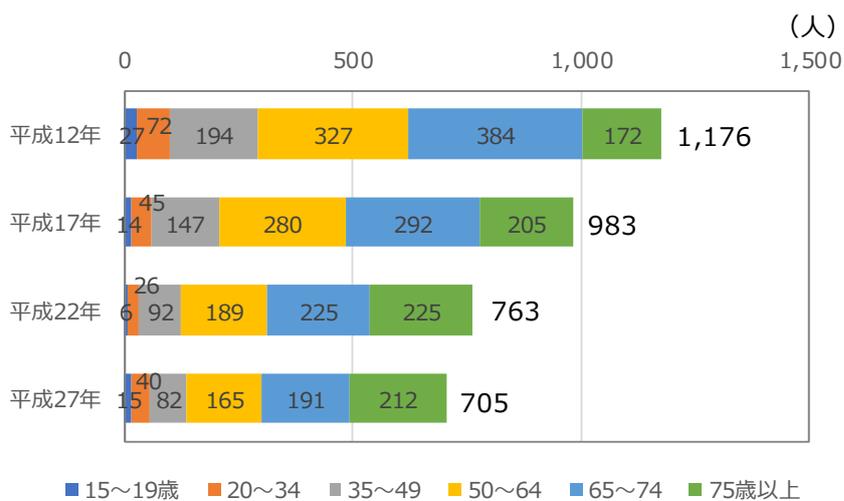
【農家数の推移】



【経営耕作地面積の推移】



【農業就業人口の推移】

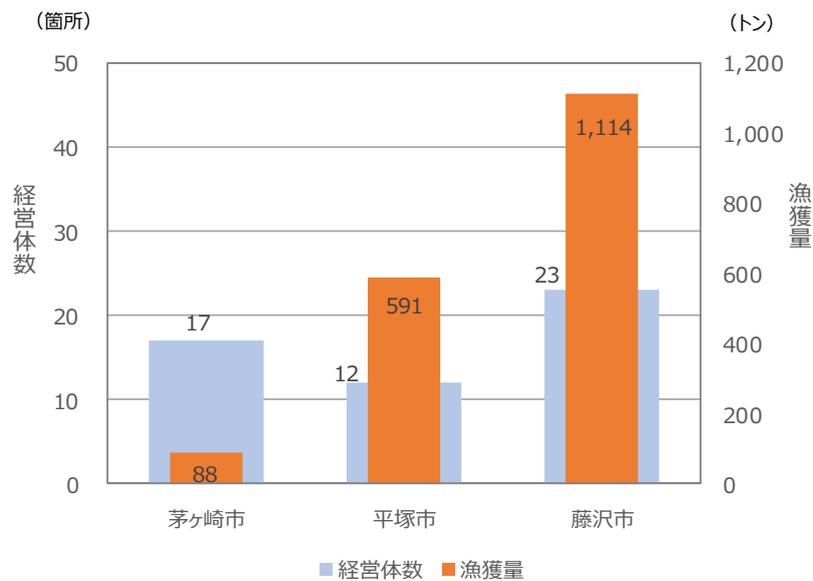


注) 小数点処理の関係で合計値は合わない
出典/各年農林業センサス

2) 漁業

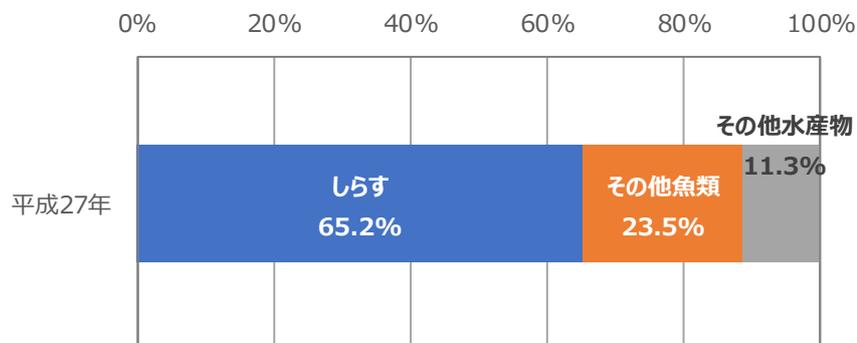
- 漁業の経営体数は17箇所、漁獲量は88トンとなっています。
- 漁獲量は、平塚市の591トン、藤沢市の1,114トンと比較し、少ない漁獲量となっています。
- 特産品の一つである「しらす」の漁獲量は、総漁獲量の約65%を占めています。

【漁業の経営体数及び漁獲量】



出典／漁業の個人経営体数：平成25年漁業センサス
 漁獲量：平成27年海面漁業生産統計調査

【漁獲量の内訳（茅ヶ崎市）】



注) その他水産物：甲殻類（えび、かに）、軟体類（いか、たこ）、貝類、海藻類

出典：平成29年度版茅ヶ崎市「統計年報」

（平成27年茅ヶ崎市経済部農業水産課データ）



3) 商業・観光

① 商業

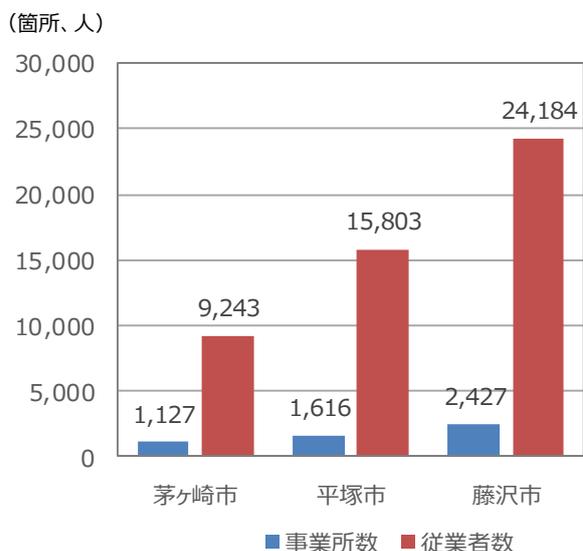
- 事業所数及び年間商品販売額は減少傾向にあります。
- 商業規模を近隣市と比較すると、事業所数、従業員数、年間商品販売額ともに低くなっています。

【事業所数、年間商品販売額の推移】

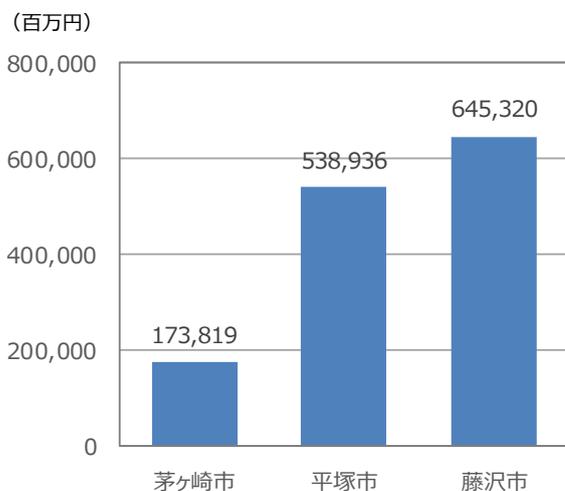


出典／各年商業統計調査

【近隣市との事業所数、従業員数の比較】



【近隣市との年間商品販売額の比較】



出典／平成26年商業統計調査

②観光

- 平成27年（2015年）の延観光客数は3,024千人、人口対観光客比は約12.6倍となっています。近隣市に比べて人口対観光客比が低いことから、本市の観光客の誘引力は、相対的に弱いことが見てとれます。

【人口対観光客比／茅ヶ崎市と近隣市の比較】

茅ヶ崎市 (千人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	2,082	2,105	2,361	2,661	2,627	3,024
宿泊客数	50	57	59	71	71	73
日帰り客数	2,032	2,048	2,302	2,590	2,556	2,951
平成27年 人口 239,348人 人口対観光客比(=延観光客数÷人口) 約12.6倍						

平塚市 (千人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	6,445	4,963	5,632	6,874	7,075	6,922
宿泊客数	53	65	71	77	78	82
日帰り客数	6,391	4,898	5,561	6,797	6,997	6,840
平成27年 人口 258,227人 人口対観光客比(=延観光客数÷人口) 約26.8倍						

藤沢市 (千人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	13,864	15,408	15,154	15,524	17,738	18,335
宿泊客数	363	392	420	431	458	538
日帰り客数	13,501	15,016	14,734	15,093	17,280	17,798
平成27年 人口 423,894人 人口対観光客比(=延観光客数÷人口) 約43.3倍						

寒川町 (千人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	1,855	1,825	1,864	1,868	1,870	1,897
宿泊客数	—	—	—	—	—	—
日帰り客数	1,855	1,825	1,864	1,868	1,870	1,897
平成27年 人口 47,936人 人口対観光客比(=延観光客数÷人口) 約39.6倍						

鎌倉市 (千人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	19,486	18,111	19,743	23,083	21,956	22,926
宿泊客数	344	300	319	340	339	344
日帰り客数	19,143	17,810	19,424	22,743	21,617	22,581
平成27年 人口 173,019人 人口対観光客比(=延観光客数÷人口) 約132.5倍						

注) 四捨五入の端数処理をしているため、延観光客数の千人単位の数値は、宿泊客数の千人単位の数値と日帰り客数の千人単位の数値の計にならない場合がある。

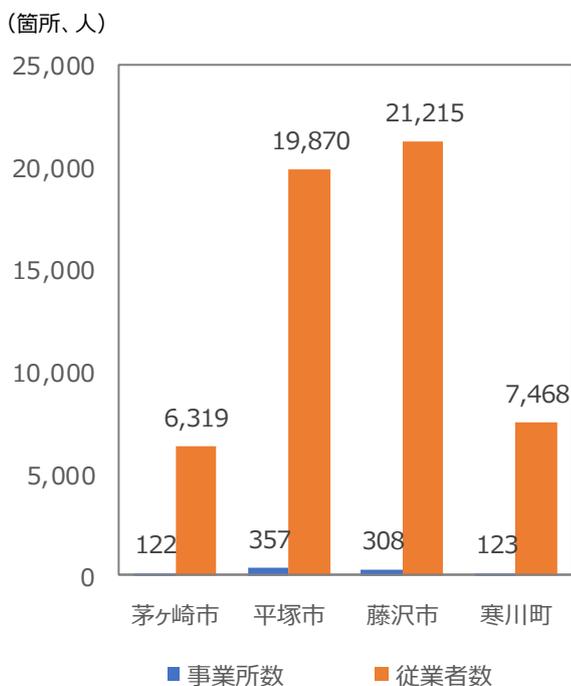
出典／神奈川県「入込観光客調査結果」(平成22年から平成27年まで)



4) 工業

- 従業員数 4 人以上の事業所は、122 事業所、従業員数 6,319 人、製造品出荷額等は 2,452 億円となっています。
- 隣接市町と比較すると、事業所数、従業者数ともに小規模となっています。
- 業種別の製造品出荷額は、生産用機器が 1,077 億円で全体の 43.9% を占めており、次いで食料品製造業の 263 億円で全体の 10.7% となっています。

【事業所数、従業者数】



注) 従業者 4 人以上の事業所

【製造品出荷額等】

産業中分類	製造品出荷額等		従業者数	
	(百万円)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
食料	26,288	10.7	603	9.5
飲料	X	X	22	0.3
繊維	X	X	9	0.1
木材	X	X	5	0.1
家具	-	-	-	-
紙製品	8,827	3.6	288	4.6
印刷	631	0.3	58	0.9
化学	14,819	6.0	392	6.2
石油	-	-	-	-
プラスチック	1,478	0.6	69	1.1
ゴム	725	0.3	84	1.3
なめし革	-	-	-	-
窯業	8,846	3.6	224	3.5
鉄鋼	9,673	3.9	133	2.1
非鉄	19,646	8.0	723	11.4
金属製品	8,879	3.6	481	7.6
はん用機器	14,497	5.9	605	9.6
生産用機器	107,690	43.9	1,526	24.1
業務用機器	X	X	226	3.6
電子部品	2,809	1.1	177	2.8
電気機器	4,940	2.0	264	4.2
情報機器	X	X	229	3.6
輸送機	1,833	0.7	91	1.4
その他	X	X	110	1.7
	245,232	100.0	6,319	100.0

注) 「×」非公表、「-」該当数値なし

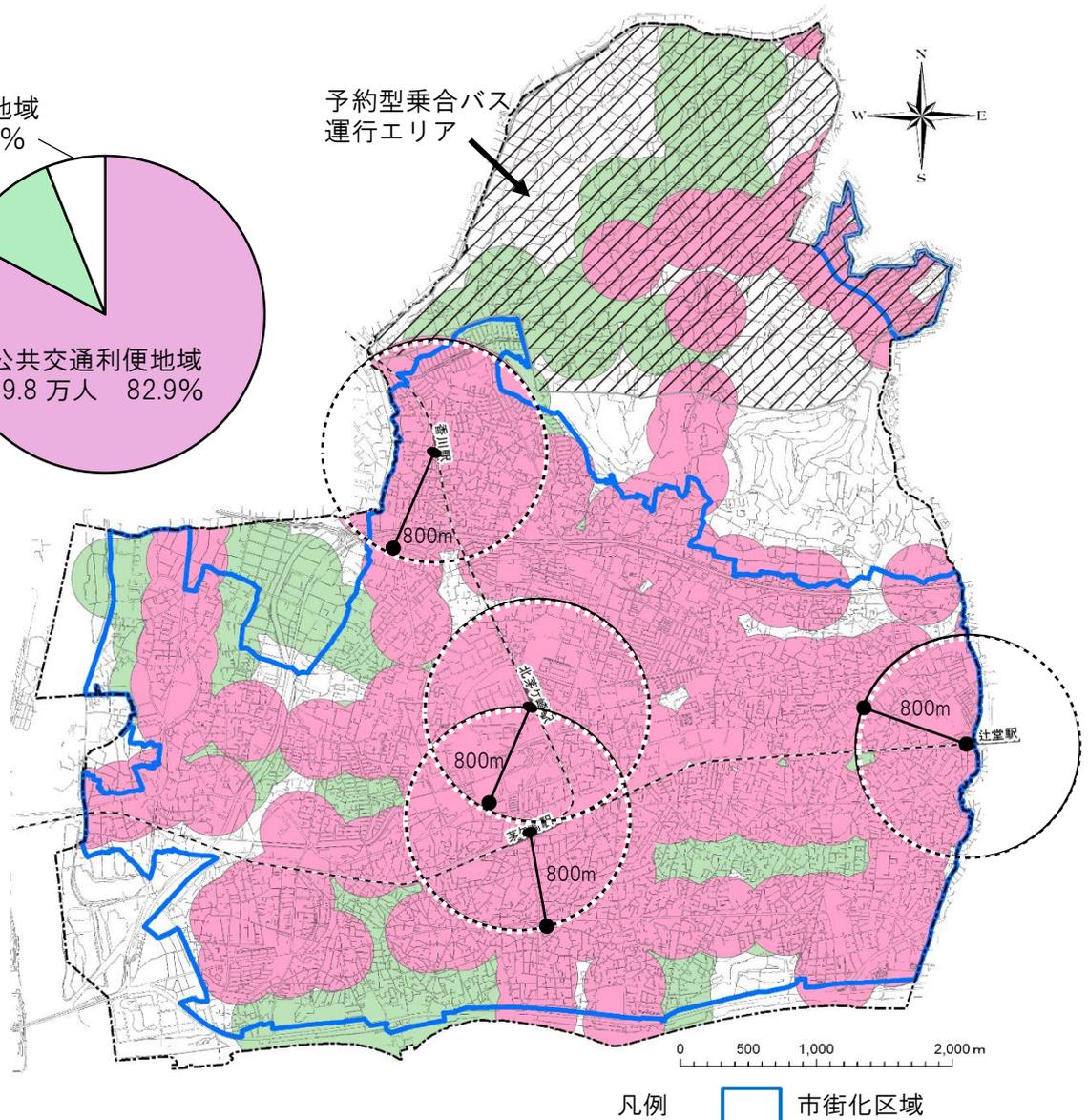
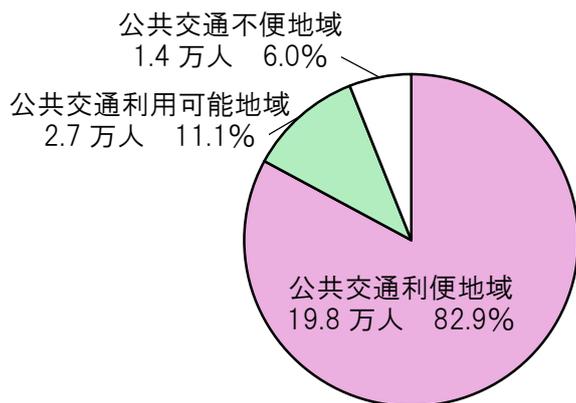
出典/平成 26 年神奈川県工業統計調査結果報告

(9) 公共交通網の状況

- 公共交通網の状況についてみると、公共交通利便地域内[※]の人口が約 19.8 万人で、総人口の約 82.9%を占めています。
- また、公共交通利用可能地域[※]の人口が約 2.7 万人で、総人口の約 11.1%となっています。
- 公共交通不便地域の人口が約 1.4 万人で、総人口の約 6.0%となっています。

【公共交通網の状況】

	バス停から 300m圏内		バス停から 300m圏外
	30 本/日(片道)以上	30 本/日(片道)未満	
鉄道駅から 800m圏内	公共交通利便地域		
鉄道駅から 800m圏外	公共交通利便地域	公共交通利用可能地域	公共交通不便地域



出典／平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書



(10) 日常生活に必要な施設の状況

- 日常生活に欠かすことができない子育て機能、医療機能、商業機能の徒歩圏人口[※]は、小規模保育・家庭的保育や幼稚園、子育て支援センター／ファミリーサポートセンター、病院・診療所（産婦人科）、地域包括支援センター、老人憩の家／老人福祉センター、図書館、公民館、コミュニティセンター／青少年会館／福祉会館では 19 万人を超えていませんが、保育園・認定こども園やスーパー、コンビニエンスストア等の主要な施設では 19 万人を超えており、全市民の 8 割以上が徒歩圏内に居住しています。
- 市域には、都市公園・緑地がないエリア（公園整備候補地）が多数、存在しています。

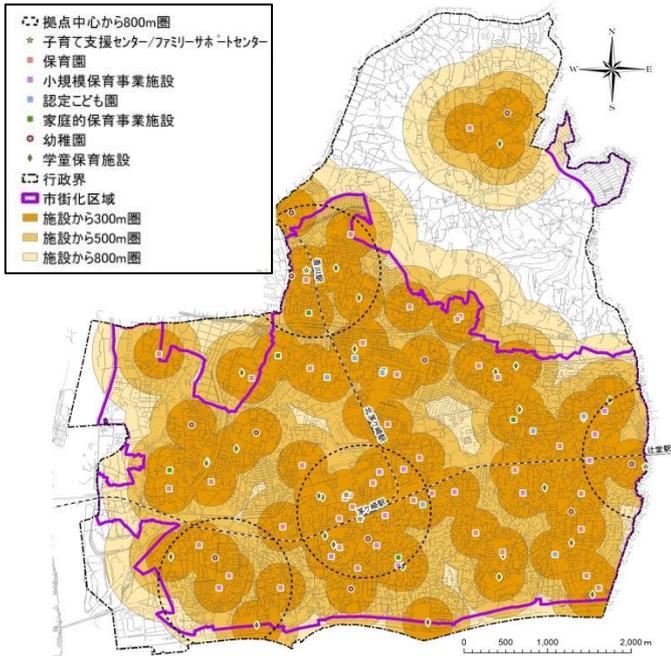
【日常生活に必要な施設の状況】

大分類	施設類型 小分類	徒歩圏(R=800m)内		人口カバー率	
		総人口	うち高齢人口	総人口	うち高齢人口
子育て機能	保育園・認定こども園	227,227	-	94.9%	-
	小規模保育・家庭的保育	177,799	-	74.3%	-
	幼稚園	159,479	-	66.6%	-
	学童保育	209,236	-	87.4%	-
	子育て支援センター／ファミリーサポートセンター	51,760	-	21.6%	-
医療機能	病院・診療所(内科)	216,600	53,455	90.5%	89.4%
	病院・診療所(外科)	193,370	48,202	80.8%	80.6%
	病院・診療所(小児科)	202,801	49,889	84.7%	83.5%
	病院・診療所(産婦人科)	102,666	27,133	42.9%	45.4%
高齢者福祉機能	通所系サービス施設、小規模多機能型サービス施設	234,910	58,388	98.1%	97.7%
	地域包括支援センター	184,091	45,893	76.9%	76.8%
	老人憩の家／老人福祉センター	67,322	16,920	28.1%	28.3%
文化・交流機能	図書館	65,355	18,115	27.3%	30.3%
	公民館	92,934	25,024	38.8%	41.9%
	コミュニティセンター／青少年会館／福祉会館	143,539	33,646	60.0%	56.3%
商業機能	スーパー	204,142	50,482	85.3%	84.5%
	コンビニ	237,620	59,261	99.3%	99.1%
	ドラッグストア	211,647	51,502	88.4%	86.2%
	商業機能(3類型全て)	237,995	59,363	99.4%	99.3%

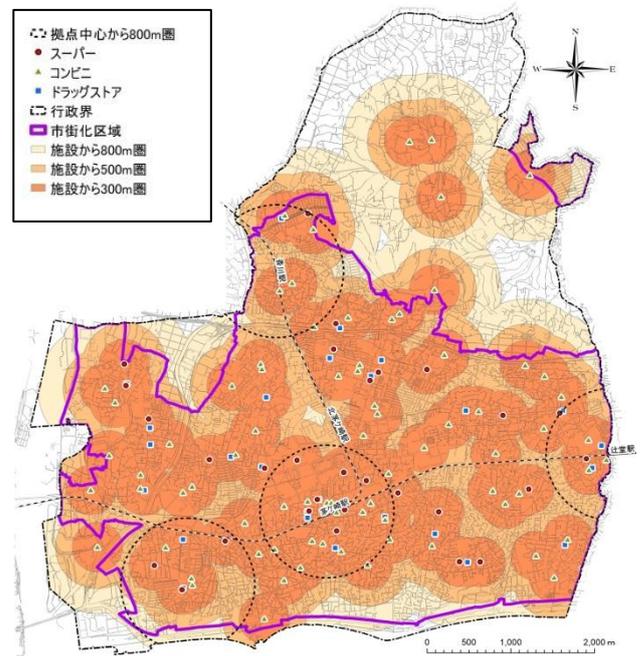
参考：市域人口	総人口	239,348
	高齢者人口	59,776

出典／平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

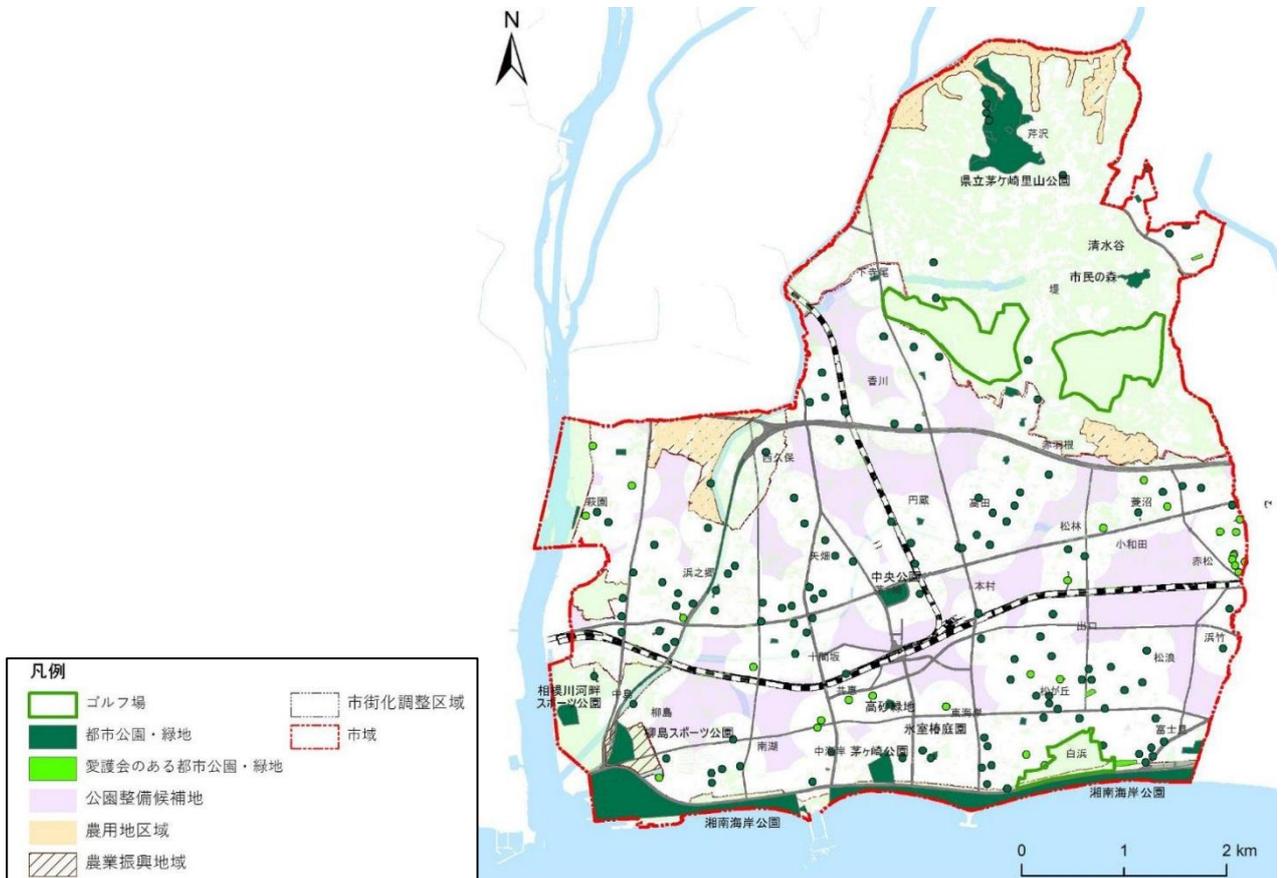
【子育て機能の分布状況】



【商業機能の分布状況】



【都市公園 カバー圏域外人口】



出典／茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性戦略



(11) 茅ヶ崎の価値・魅力

「茅ヶ崎市景観計画」の改定では、これからのまちづくりを進めるうえで意識すべき「茅ヶ崎らしさ(魅力や価値)」について、平成28年(2016年)から平成29年(2017年)に実施した市民アンケート、転入者ヒアリング等をもとに、「茅ヶ崎らしさ」と「茅ヶ崎らしさを高める事項」をとりまとめました。

本計画では、これからも価値・魅力ある茅ヶ崎であるために、「茅ヶ崎らしさを高める事項」を意識して、改定を行いました。

(「茅ヶ崎市景観計画」(平成30年(2018年)改定)より抜粋)

<「茅ヶ崎らしさ」の調査結果>

1) 「茅ヶ崎らしさ」とは

「人とまちの距離がちょうどよい。」

都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店等色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思いたったら、気軽に行けて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

2) 茅ヶ崎らしさを高めるために

①都市機能が近接している環境を強化する

- ・ 駅等の拠点に公共施設、商業業務施設等の機能を集める。

②楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

- ・ 既存の公共施設等を活用し、遊び、学習及びイベント等の活動が行える場所をつくる。また、家の近くに、シンボルツリー^{*}等身近なみどり、公園、飲食店、農園等楽しく過ごせる空間をつくる。

③街なかの移動も楽しめる

- ・ 徒歩や自転車での移動が楽しめるように、四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャー^{*}等をつくる。

(詳細は、162ページを参照)

<茅ヶ崎らしさを高める事項>

①都市機能が近接している環境を強化すること



駅前の公園と一体的に整備された公共施設

②楽しく、リラックスをして過ごせる空間をつくること



住宅地の中にある小さな公共的空間



自由に過ごせる大きな公共空間

③街なかの移動も楽しめること



移動が楽しくなる街路樹やサイン



3. 社会情勢変化

～国ではどのような取組が進められている？～

人口減少社会及び超高齢社会等への対応

「ちがさき都市マスタープラン」の平成 20 年（2008 年）6 月の改定、平成 26 年（2014 年）3 月の一部見直し以降、都市づくりに関して、国では以下のような取組が示されています。

- ◆高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健幸」であるためには、生活習慣病や寝たきりの予防が重要であるとの考え方のもと策定された構想です。

スマートウエルネスシティ構想 平成 21 年（2009 年）11 月	高齢化や人口減少を克服するため「健康」に着目した都市づくりの推進
---------------------------------------	----------------------------------

- ◆生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づき、今後の自然共生社会のあり方を示した国の基本的な計画です。

生物多様性国家戦略 2012-2020 平成 24 年（2012 年）9 月	生物多様性の保全と持続可能な利活用
-------------------------------------------	-------------------

- ◆東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとの考え方等のもと制定された法律です。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号） 平成 25 年（2013 年）12 月施行	大規模自然災害等に備え国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進
----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

- ◆我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれるなか、都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進するため法が改正されました。

都市再生特別措置法の改正（平成 14 年法律第 22 号） 平成 26 年（2014 年）5 月施行 （立地適正化制度）	「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえた都市づくりの推進
--------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

- ◆人口急減・超高齢化という我が国が直面する課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し策定された戦略です。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と長期ビジョンを踏まえた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 平成 26 年（2014 年）12 月	人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------

- ◆適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要との考え方のもと制定された法律です。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号） 平成 27 年（2015 年）5 月施行	適切な管理が行われていない空家等への対応
-------------------------------------------------------------	----------------------



- ◆人口減少社会の到来、高齢化の進展、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展していくための方向性を示した計画です。

国土形成計画 ～対流促進型国土の形成～ 平成 27 年（2015 年）8 月	「コンパクト＋ネットワーク」、「個性」と「連携」による「対流」の促進、「住み続けられる国土」と「稼げる国土」の両立、グリーンインフラストラクチャー※の取組の推進
-------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

- ◆貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるよう国連サミットで採択された国際目標です。

持続可能な開発目標 （Sustainable Development Goals：SDGs）の採択 平成 28 年（2016 年）1 月発効	持続可能は発展を続けていくための国際社会共通の目標
------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

- ◆日本を含む世界の主要国において、世界全体で今世紀後半の脱炭素社会の鍵となる省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの大幅な拡大を進めると同時に、地球温暖化対策と経済成長の両立を実現するため締結された協定です。

パリ協定 平成 28 年（2016 年）11 月締結	長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す
-------------------------------	----------------------------------------

- ◆身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要であるとの考え方のもと制定された法律です。

自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号） 平成 29 年（2017 年）5 月施行	自転車活用の一層の推進
----------------------------------------------------	-------------

- ◆公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、以下の 3 つの法が改正されました。

都市公園法の改正（昭和 31 年法律第 79 号） 平成 29 年（2017 年）6 月施行	都市公園の再生、活性化の推進
---------------------------------------------------	----------------

都市緑地法の改正（昭和 48 年法律第 72 号） 平成 29 年（2017 年）6 月施行	民間による市民緑地の整備の促進、みどりの担い手として民間主体を指定する制度の拡充
---------------------------------------------------	------------------------------------------

生産緑地法の改正（昭和 49 年法律第 68 号） 平成 29 年（2017 年）6 月施行	都市農地の保全と活用
---------------------------------------------------	------------

- ◆地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、また長期にわたり拡大するおそれがある点を踏まえ制定された法律です。

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号） 平成 30 年（2018 年）●月施行 ※年内施行見通し	地球温暖化に伴う農作物被害や気象災害等の軽減
----------------------------------------------------------	------------------------



4. 都市づくりの広域的視点

～神奈川県の中で本市はどのように位置づけられている？～

本市を含む広域圏である神奈川県において、今後の本市の位置づけや展望、また、本市に期待される役割等を以下に整理します。

(1) 都市イメージ

「神奈川力構想」(平成19年(2007年)～37年(2025年))では、県が設定する5つの地域政策圏のうち、本市は、湘南海岸から丹沢に至る相模川下流や境川、引地川、金目川の流域を一体として捉えた「湘南地域圏」に含まれています。「湘南地域圏」では豊かな自然環境や文化の保全・活用を図るとともに、交通ネットワークの整備とあわせた都市機能の向上や、産業拠点の整備・再生を進め、環境と共生し、豊かで活力にあふれた地域づくりをめざし、産学公の交流・連携の促進、地域循環型農業^{*}の推進等に取り組むとしています。

(2) 都市構造等

「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」(平成22年(2010年)11月改定)では、本市が含まれる湘南都市圏域の都市づくりの目標を「山なみをのぞみ、海と川が出会い、歴史を生きし文化を創造する都市づくり」とし、基本方針が以下のように設定されています。

「環境共生」の方針

- 地域ブランドを構築・発揮する魅力ある都市空間の形成
- 海と山の魅力を融合させる土地利用
- 新たな魅力を生み出す山や森林等の保全・活用

「自立と連携」の方針

- 自立に向けた都市づくり
 - ・ 新たなゲート：南側のゲート（ツインシティ）
 - ・ 広域拠点：藤沢駅周辺、平塚駅周辺、秦野駅周辺
 - ・ 地域の拠点：茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、寒川駅周辺、湘南台駅周辺等

(3) 交通等の連携軸

「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」では、連携による機能向上を果たす連携軸を位置づけていますが、そのうち湘南都市圏域で示している軸を以下に整理します。

県土連携軸＜都市圏域間・拠点間の交流連携を促進する連携軸＞

- 相模湾軸：「新湘南バイパス」の整備・「東海道貨物線」の本格的な旅客線化
- 相模軸：JR相模線の複線化
- 横浜県央軸：「相鉄いずみ野線」の延伸

都市連携軸＜主に都市圏域内の交流を支える軸＞

- 茅ヶ崎寒川軸：茅ヶ崎駅周辺から寒川駅周辺を結ぶ相模湾軸を補完する軸
- 藤沢大磯軸：藤沢駅周辺から大磯駅周辺を結ぶ相模湾軸を補完する軸 等



凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	新たなゲート	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン	地域の拠点	

出典：かながわ都市マスタープラン・地域別計画（平成22年11月改定）



また、「かながわ交通計画」（平成 19 年（2007 年）10 月改定）においては、以下のことを推進するとしています。

- J R 相模線の複線化
- 東海道新幹線新駅設置の早期実現
- 相鉄いずみ野線の延伸
- 武相幹線（第二東名高速道路）の整備



5. 茅ヶ崎市の将来展望

～社会環境が変化する中でどのようなことが予測される？～

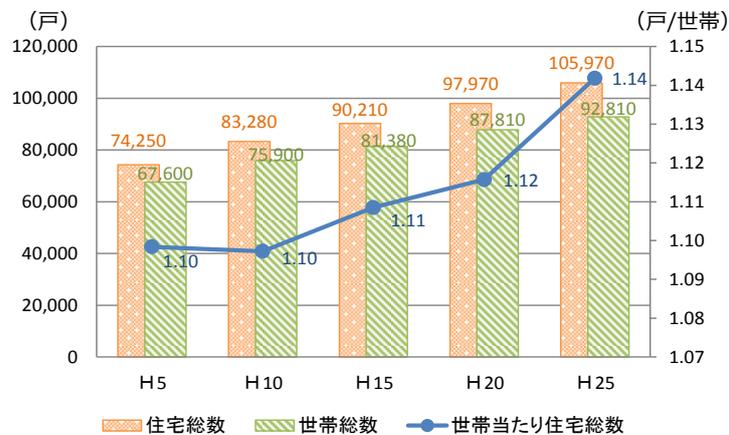
日本全体がこれまで経験したことがない人口減少、超高齢社会へ突入し、都市をとりまく環境も大きく変化しつつあります。また、市民生活に大きく影響を与える社会・経済状況も日々変化しつつあります。

そこで、本市における将来の展望を予測して整理しました。

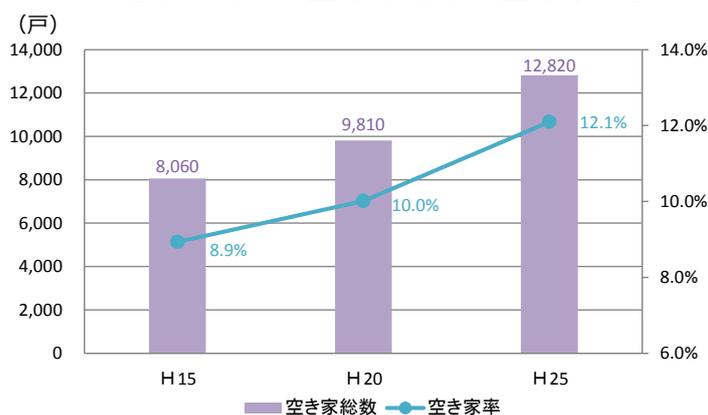
(1) 人口の減少、世帯数の増加

- 平成32年（2020年）をピークに人口が減少すると予測されており、今後、労働力の減少、税収減少等、都市活力への影響が懸念されます。
- 世帯当たりの住宅総数は、平成15年（2003年）から上昇し、住宅の供給過多の状況が進行しています。
- 高齢者の単身世帯の増加や人口減少等に伴い、空き家や未利用地等の増加により、住環境の悪化、公共交通維持の困難等が予測されます。

【茅ヶ崎市の住宅総数と世帯数の推移】



【茅ヶ崎市の空き家総数と空き家率】



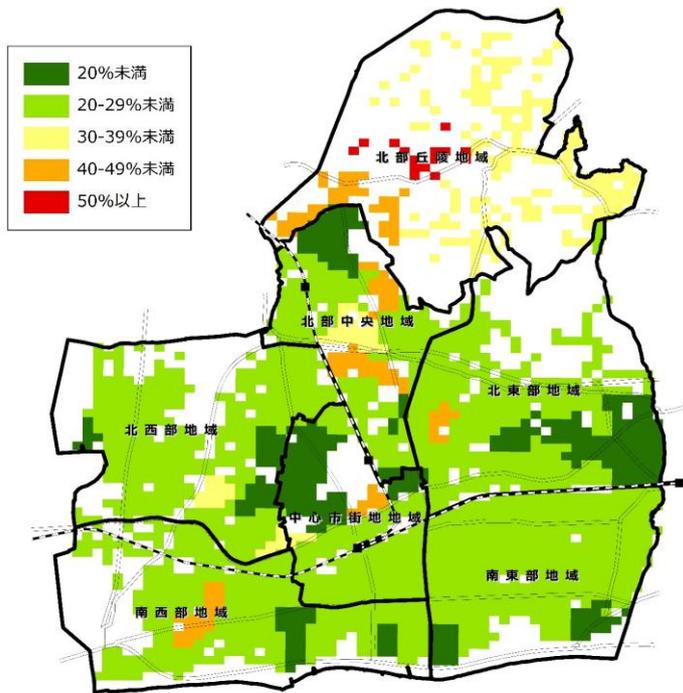
出典／住宅・土地統計調査（平成5年から平成25年）



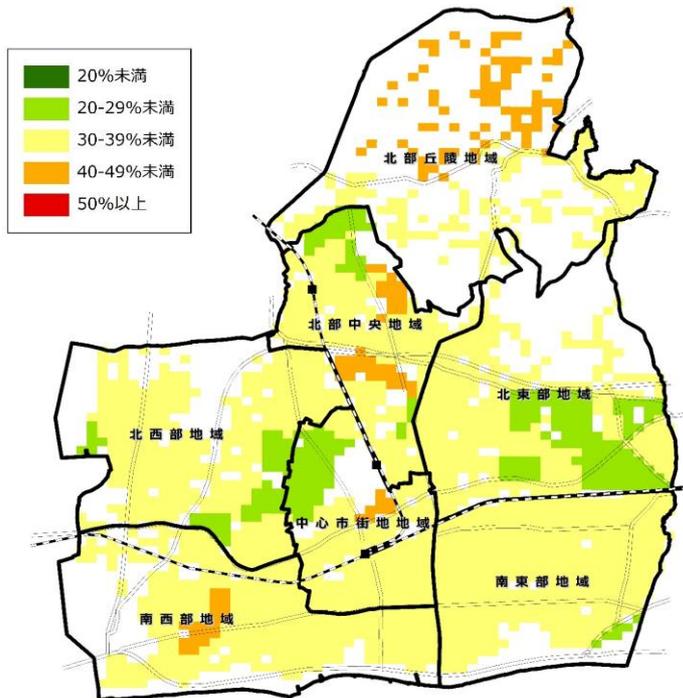
(2) 超高齢社会・少子化の進展

- 市全域で高齢化が進み、高齢者人口が増加する中で、住宅都市である本市では、昼間人口の増加が予測されます。

【平成 27 年（2015 年）65 歳以上人口の割合（%）】



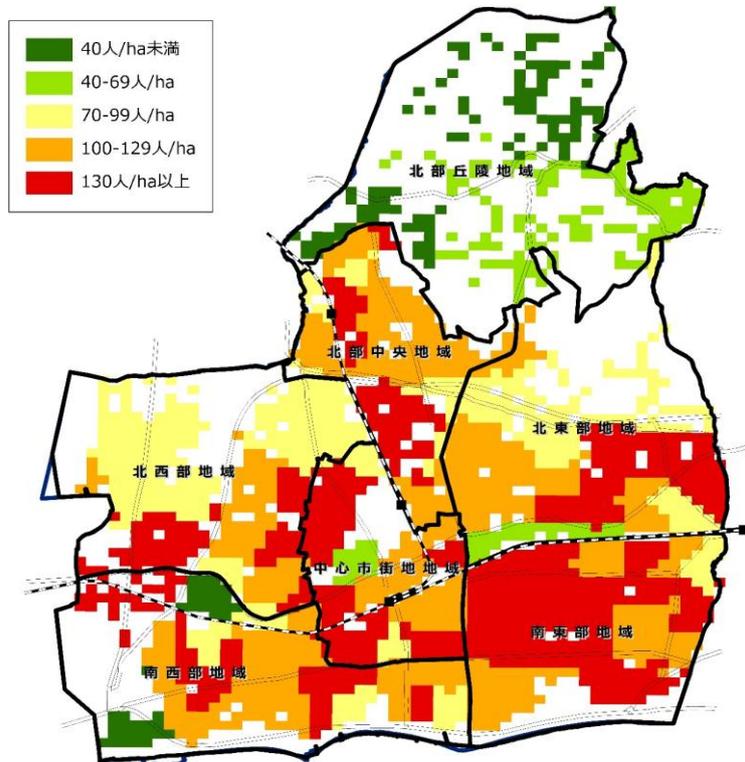
【平成 52 年（2040 年）65 歳以上人口の割合（%）】



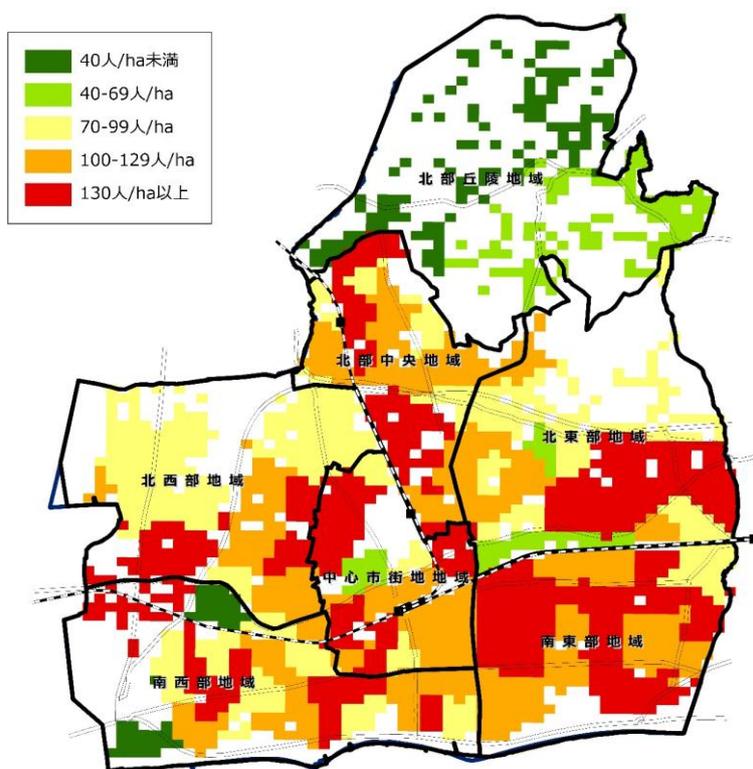
※将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）
を活用して作成（平成 27 年国勢調査が基準年）



【平成 27 年（2015 年）メッシュ別人口（人/ha）】



【平成 52 年（2040 年）メッシュ別人口（人/ha）】

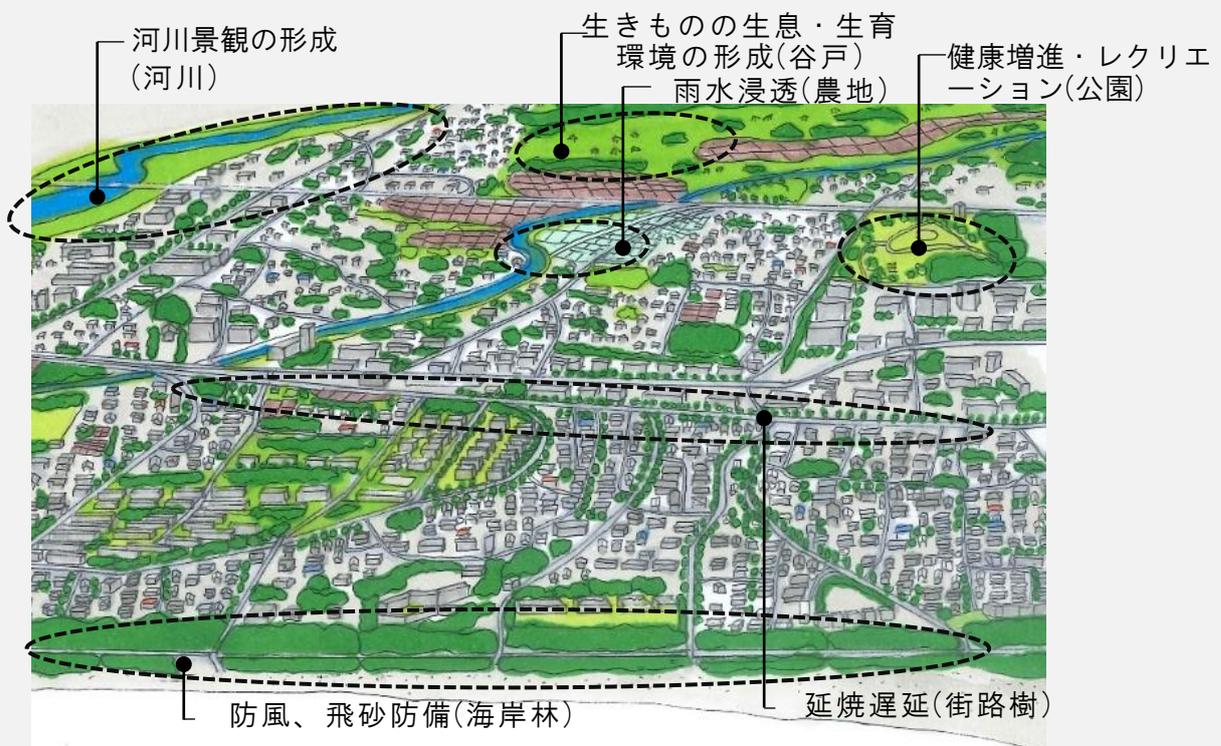


※将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）
を活用して作成（平成 27 年国勢調査が基準年）

(4) みどりの有する多様な機能の活用

- みどりは、樹林や草地等と、これらと一体となった生きものの生息・生育環境であり、人々の生活を支える基盤にもなっています。
- みどりが有する多様な機能だけでなく、みどりから得られる多様な効果にも着目し、環境だけでなく社会や経済等の幅広い分野に貢献できるものとして、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面にみどりを活用する「グリーンインフラストラクチャー」への関心が高まっています。
- 本市でも、みどりを様々な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー」と捉えて、今後の都市づくりにおいて、さらに活用していく必要があります。

グリーンインフラストラクチャーの例



河川景観を形成する河川



生息・生育環境を形成する谷戸



健康増進・レクリエーション機能をもつ公園



延焼遅延機能をもつ街路樹



雨水浸透機能をもつ農地



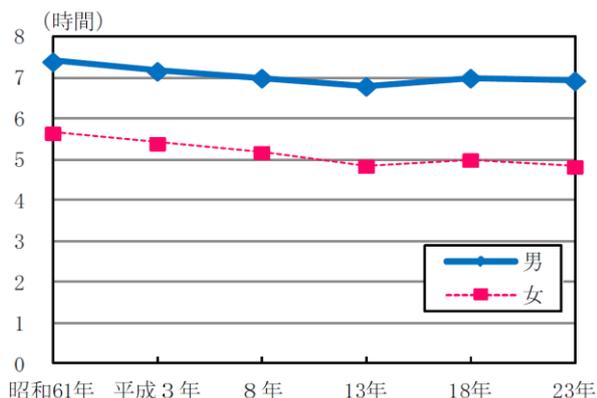
防風、飛砂防備機能をもつ海岸林



(5) 価値観・ライフスタイルの変化、多様化

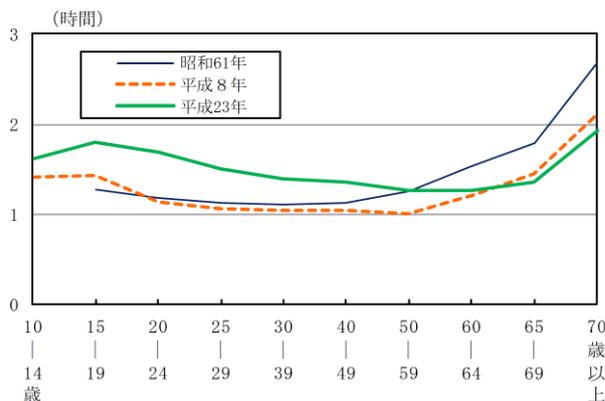
- 個人の価値観に対応した暮らし方、働き方改革（ワークライフバランス）等の重要性が着目され、ライフステージに応じた自分らしく、心地良い生き方・暮らし方の需要が高まっています。

【一日あたりの男女別仕事時間の推移】



【一日あたりの年齢階級別

休養・くつろぎの時間】

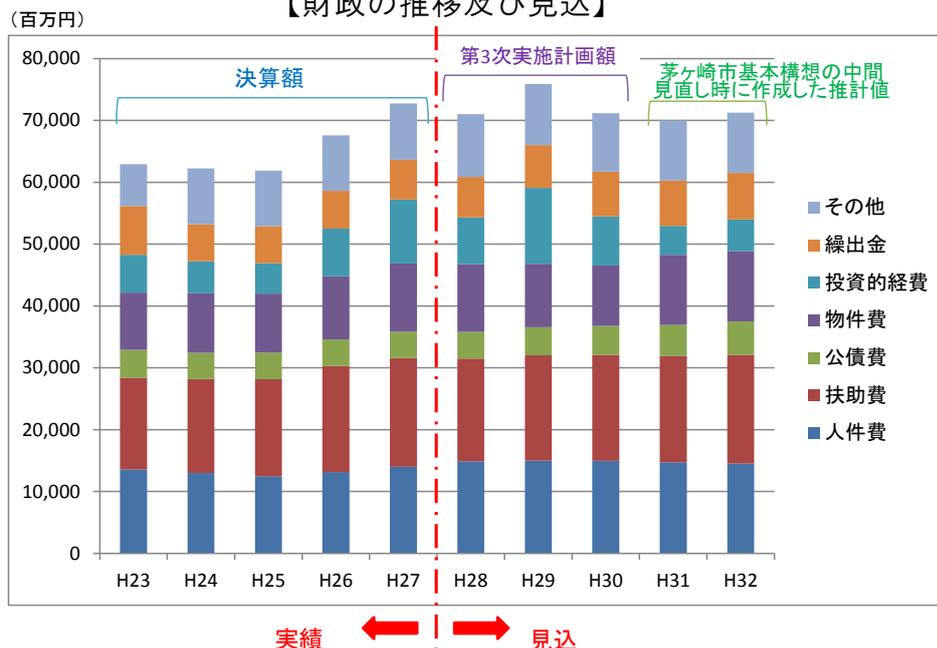


出典：社会生活基本調査（総務省）

(6) 厳しさを増す財政状況

- 人口の減少による労働力の減少、税収減少等により、財政状況は厳しさを増していくと予測されます。
- 今後、公債費とともに、高齢者人口の増加による医療費等の社会保障関連経費の増加が予測され、投資的経費に充てられる財源は限られてきます。
- さらに、都市基盤施設の老朽化への対応、都市防災力の強化が求められ、ますます厳しい状況が予測されます。

【財政の推移及び見込】



出典：茅ヶ崎市財務部財政課資料

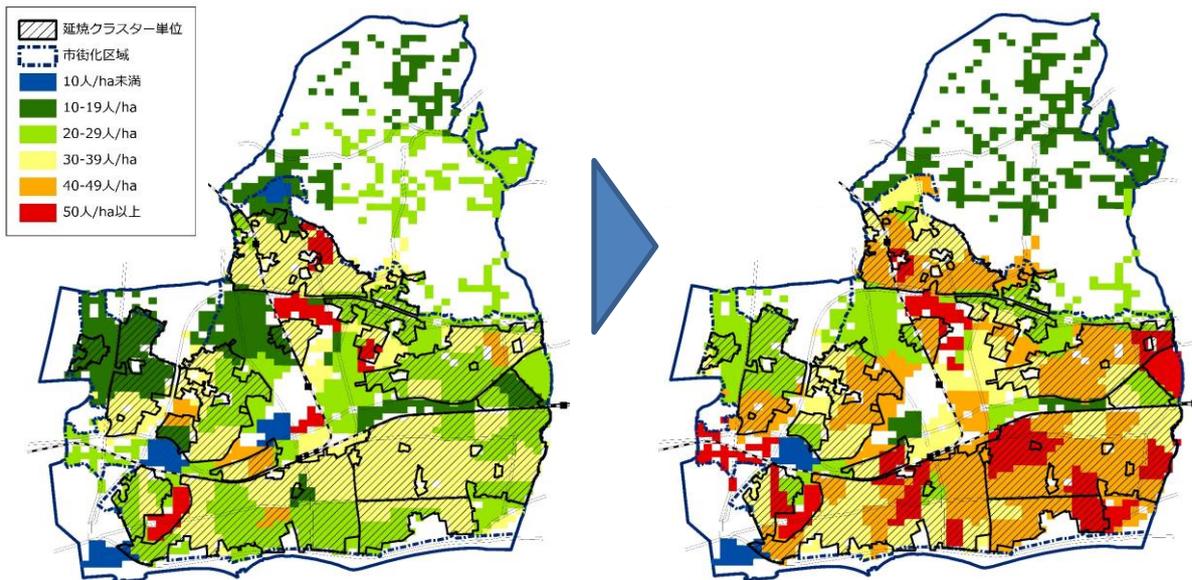
(7) 大規模災害への対応の必要性の高まり

- 大規模地震等により、建物の倒壊や同時多発的な火災の発生が予測されます。
- 近年の気候変動により、大雨や河川の氾濫による浸水被害が想定されます。
- 人口減少にかかわらず、将来においても相当数の人口がハザード地域内^{*}に居住しているとともに、ハザード地域^{*}内の65歳以上人口も増加していきます。

【クラスター（延焼運命共同体）^{*}とメッシュ別65歳以上人口（人/ha）】

平成27年

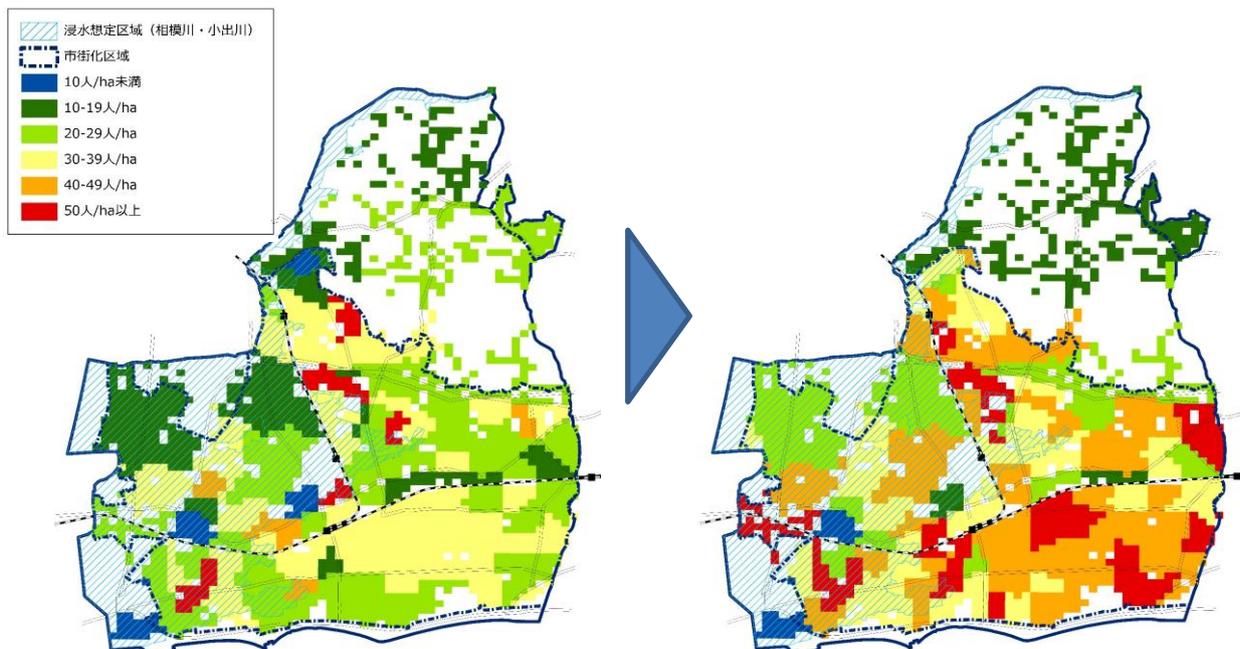
平成52年



【洪水浸水想定区域とメッシュ別65歳以上人口（人/ha）】

平成27年

平成52年



※将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）
を活用して作成（平成27年国勢調査が基準年）



6. 都市づくりの主要課題への対応

～都市づくりを進めるにあたりどのように対応する必要がある？～

本市の現状、社会情勢変化、広域的視点、将来展望等を踏まえ、都市づくりを進める上での主要課題への対応について整理しました。

(1) 人口減少・超高齢社会への対応

- 少子高齢化が進展する中、安定的な年齢階層別の人口を維持していくため、子育て環境の整備とともに、ライフステージやライフスタイルに応じた快適な住環境の整備を進めていく必要があります。また、もともとコンパクトに、比較的人口密度が高い市街地が形成されている中で、人口減少に伴う人口密度の低下を好機と捉え、より快適な住環境を形成していくことが重要となります。さらに今後、空き家・空き地等の増加が予測されるため、空き家の発生予防、空き家・空き地等の適切な管理や利活用等、総合的な対策を実施していく必要があります。
- 高齢化に伴う日常の身体活動量の減少と外出機会の低下が懸念される中、心身の健康の確保への取組が必要となります。都市にある様々な資源を活用しつつ、外出の機会を維持・増加させていくためにも、歩行環境や自転車走行空間の整備とともに、公共交通のサービス水準の維持をめざし、安心して安全に楽しみながら移動できる工夫が必要となります。

(2) 広域連携・交流のさらなる促進

- 近隣市に比べて観光客の誘引力が低い本市としては、さがみ縦貫道路の全面開通や、道の駅等の整備を契機と捉えながら、良好な住環境の保全に配慮しつつ、活力向上の視点による都市づくりが必要となります。
- 交流人口の拡大もさることながら、あわせて地域や経済の活力を創出し、生活を支える視点から産業基盤の強化に向けた取組が重要となります。

(3) 拠点の活性化と賑わいの創出

- 都市拠点では、茅ヶ崎駅（北茅ヶ崎駅を含む）、辻堂駅周辺と浜見平地区は商業施設等が多く立地していますが、香川駅周辺は施設が少ないのが現状です。今後、超高齢社会、環境負荷低減等の観点から、また「コンパクトシティ・プラスネットワーク[※]」の考え方から、都市拠点の役割や重要性がより高まっていく中で、都市拠点のにぎわいの維持・向上と拠点間を結ぶネットワークの充実も必要となります。



(4) 都市空間の質の維持・向上

- 昼間人口の増加、価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、高齢者のみならず、すべての市民の暮らしを支える取組が、都市基盤の面から必要となります。その一環として、人々が身近にふれあうみどりの充実や生きものが生息・生育するみどりの確保とともに、みどりの多様な機能と得られる効果に着目し、「グリーンインフラストラクチャー」を活用した都市づくりを推進していく必要があります。また、防災、コミュニティ等の視点により、地域特性に応じたスペースの確保とその活用を図っていく必要があります。

(5) 厳しさを増す財政状況への対応

- 今後も厳しい財政状況が続く中で、過去に整備された都市基盤施設が老朽化し、更新時期を迎えるため、その対応が必要となります。
- 市民、事業者、行政が各々できることを考え、それぞれの役割分担の上で都市づくりを推進していく必要があります。

(6) 都市の安全性の向上

- 都市基盤施設の長寿命化等ハード面での防災・減災対策とともに、ソフト面では防災意識の普及・啓発を含め、地域と協働した防災・減災の取組を引き続き進め、さらなる地域防災力の向上を図る必要があります。
- 被災後の復興に向けた体制の構築については、本市の復興の課題を洗い出し、事前の準備を具体化していく必要があります。





第3章 全体構想



1. 茅ヶ崎におけるこれからの都市づくり

～都市づくりを進める上で重要なことは？～

これからの都市づくりは、引き続き、「安全・安心」「快適」「便利」の視点で、都市に必要となる機能（子育て環境、商業環境、移動環境等）である「都市基盤[※]の質の向上や産業基盤[※]の強化」、社会経済状況の変化への「新たな対応」を継続して推進します。

さらに、昼間人口の増加や価値観・ライフスタイルの変化等により、子どもや親、お年寄りをはじめ様々な人が外出し、思い思いの時間を過ごせるよう「茅ヶ崎での暮らしの質の向上」を図ります。

「茅ヶ崎での暮らしの質の向上」に係る取組を推進する際には、人々にとってこれからも価値・魅力ある茅ヶ崎であるために、「茅ヶ崎らしさ」を高める都市づくりを念頭において行う必要があります。市民・事業者・行政が「茅ヶ崎らしさを高める事項」を意識し、それぞれの立場で自ら何ができるかを考え、協働しながらまちづくりを行うことが重要です。そのために、行政は市民・事業者がまちづくりへ参加するきっかけづくりを行い、みんながまちづくりに参加することで、地域コミュニティが育成され、充実し、より地域ごとの特性を活かしたまちづくりになります。

このようにまちづくりを展開していくことで、「茅ヶ崎がより価値あるまちになり、まちの中では誰もが自分らしく、その時の気分で思い思いの時間を過ごしている。そして、多世代が交流し、つながり、共生できるまち」をめざします。



写真差替え予定



2. 将来都市像

「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」
～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

私たち（市民・事業者・行政）は、めざすべき将来の都市のイメージを共有し、その実現に向けて一緒にまちづくりを進めます。

～こんな都市をめざします～

小さなまちだけど、このまちには海や里山、魅力的なお店やまちなかの公園等出かけたくなる場がたくさんあって、その時の気分で使い分けられる。

しかも、そのどれもが居心地がいいから、リラックスできる。

そして、そんな場所が徒歩や自転車で行くことができる距離にあるから、時間を気にせず気軽に出かけられるし、移動中も風や樹木等から季節を感じたりできて楽しい。

だからこのまちの日常には、ベンチで読書したり、友人と買い物を楽しんだり、徒歩や自転車でもちを散歩したりしながら、ゆったりと自由にそれぞれの時間を楽しむ老若男女の健やかな姿がある。

このまちには、いつも色んな人がいるから、まちに賑いがある。

ショッピングを楽しんだり、趣味を楽しんだり、学びを深めたりしている。

お年寄りから子どもまで幅広い人たちのふれ合いの場がいくつもあって活気があるし、地元の商店街は地域の人たちで賑わっている。最近もまた、新しいお店が増えた。

そうした暮らしの中で、人々が出会い、交流し、いつしか繋がりが生まれている。

そして、そんな日々の積み重ねの中で、**顔の見える関係も生まれ、**性別や世代やバリアを越えた支えあいの基盤が自然と築かれている。

自分らしくゆったりと自由に過ごせる環境と、人々の支えあいの基盤の中で、若者は自分に合った働き方をしながら生き生きと子育てを楽しんでいるし、高齢者は自分の経験を活かして地域貢献をしたり働いたりしながら、生きがいをもってセカンドライフを楽しんでいる。

そして、そうした大人の姿を見た子どもたちは、これからもずっとこのまちに住み続けたいと感じている。



3. 基本理念

～今後の都市づくりで意識すること～

本市における現状や課題等を踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定します。将来都市像の実現に向けて、これからの都市づくりではこれらを意識して進めています。

- ユニバーサルデザイン[※]に配慮し、市民生活の「安全性」「快適性」「利便性」を支えるとともに、地域や経済の活力の創出と、人々の支え合いの基盤の構築を推進します。

→「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」の実現に向け、ユニバーサルデザインへの配慮が、都市づくりを推進していく上での根幹であり、重要な視点であることから、基本理念として位置付けました。

- 環境に配慮するとともに、みどりを様々な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー」と捉えて活用します。

→やすらぎとにぎわいのある快適環境都市を形成していく上で、地球環境に配慮し、低炭素まちづくり[※]を進めていくことが必要です。一方、本市の価値・魅力を形成する要素である海岸・河川、里山や市街地のみどりの果たす役割は重要であることから、基本理念として位置付けました。

- 「茅ヶ崎らしさを高める事項」を市民・事業者・行政が共有して、まちを育むことで多世代が共生できる都市をめざします。

→まちを育む上で、市民・事業者・行政が各々、同一の意識を持ってまちづくりを推進していく必要があることから、上記事項を基本理念として位置付けました。



4. 都市づくりの目標

～将来都市像を支える3つの目標～

将来都市像の実現に向けて、「基本理念」を踏まえた3つの都市づくりの目標を設定します。

それぞれの目標は、一つひとつ独立して達成されればよいものではなく、相互に連携・補完する関係性を持つもので、市民・事業者・行政の連携のもと展開していきます。

目標1 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり

～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～

本市は、海岸や河川、農地等の市民が魅力を感じる豊かな自然環境と様々な都市機能がバランス良く近接している都市空間が形成されています。この都市空間の中での自分らしく心地良い暮らしの積み重ねにより、様々な文化が培われてきました。

今後は、高齢者の増加とともに昼間人口の増加が予測されます。また、働き方改革等の影響により、多くの時間を本市で過ごす人が増加すると予測されます。

こうした変化を踏まえ、人にやすらぎを与える豊かな自然環境を大切にするとともに、これまで培ってきた文化を生かし、自然と共生したまちづくりを進めます。

自分らしく心地良くやすらげる環境を目指し、みんなで豊かな自然環境やまちの資源の質の向上を図り、魅力的な都市空間を形成して次世代へ継承します。

目標2 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり

～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～

さがみ縦貫道路の開通等により、今後はより広範囲から本市を訪れる人が増加すると予想されます。こうした中、柳島向河原地区では道の駅等の集客施設の整備を進めており、また、萩園字上ノ前地区ではインターチェンジ付近というポテンシャルを活かした産業系土地利用への転換を進めています。

こうした状況を踏まえ、地域と経済の活力をさらに向上させるために、鉄道駅を中心とした都市拠点（茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺）や生活・防災の機能を持つ拠点（浜見平地区）においては商業・業務・サービス機能・行政機能等の充実を図り、また、里山や国道134号沿道においては自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて人々が交流を育むことができる施設の整備を進めます。

さらに、気軽に外へ出て、色んな人が自由にそれぞれの時間を過ごせるよう、快適で四季等を楽しめる移動環境の整備を進め、消費活動の促進や身近な場所における就労機会の創出を図ります。こうした取組は、地域や経済の活力向上のみならず、まち



の資源を再発見し、その質を向上させていこうとする機運やまちに対する愛着の醸成にも繋がります。

また、まちなかにおいては、公園やオープンスペース等を活用したふれ合いの場の創出を図ることにより、人々が出会い、交流し、つながる、にぎわいのある都市を目指します。

目標3 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり ～日常生活に必要な都市機能を向上させ質の高い暮らしができる住環境に～

これまで本市では、「安全・安心」、「快適」、「便利」の視点から都市づくりを推進してきました。こうした考え方は今後も必要であるため、新たな社会経済情勢の変化に対応しながらも、引き続き継承していきます。

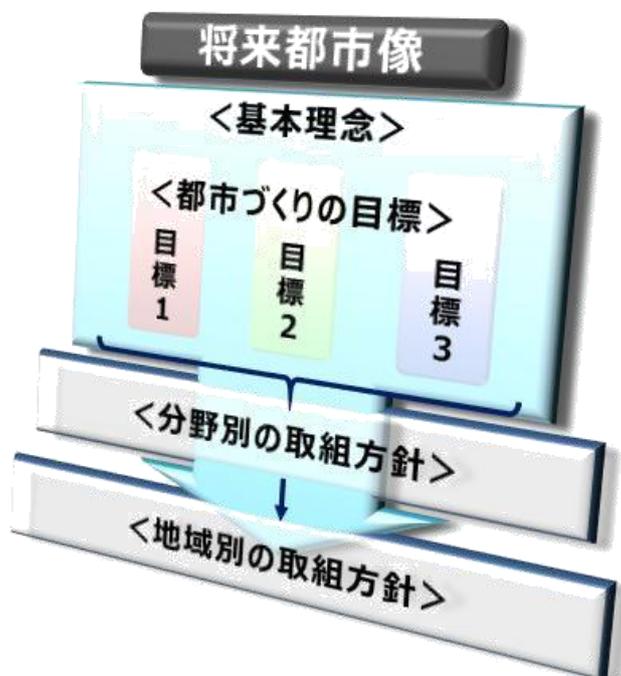
「安全・安心」については、地震や水害等の災害対策や地域の防犯対策の強化とともに、今後、増加が予想される空き家や空き地対策等も重要となってきます。

「快適」については、徒歩や自転車で快適に移動できる環境づくり、魅力ある居心地のよい公共空間の創出、暮らしに潤いをもたらすみどりの保全・再生・創出等が重要です。

「便利」については、地域特性に応じた日常生活に必要な都市機能を住宅地周辺に配置するとともに、乗合交通・鉄道の利便性向上や道路網の整備が重要となります。

こうした視点から、日常生活に必要な都市機能を向上させる取組を行います。そして、自分らしい心地良い生き方、暮らし方ができる住環境づくりをめざします。

<体系イメージ図（仮）>





5. 将来都市構造

～これからの都市づくりの骨格となるものを表現すると？～

(1) 水とみどりのつながりの形成

海岸、河川や丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっています。

そこで、海岸や河川、北部丘陵の南面に広がる斜面緑地を「水とみどりのつながり」として形成し、豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備をめざします。また、「水とみどりのつながり」を中心として生物多様性を保全し、豊かな自然に恵まれた都市づくりをめざします。

(2) 幹線道路網の整備と歩行者に配慮した交通体系の形成

国道1号を中心として形成されてきた市街地構成や幹線道路網を考慮し、東西方向及び南北方向の幹線道路網を、格子型に結び、骨格道路の形成をめざします。広域的に都市間を連絡する国道134号は、柳島向河原地区等の整備や中海岸漁港地区、ヘッドランド周辺の交流を育む場であることから、「広域交流軸」として位置づけます。

また、人にやさしく環境に配慮した都市づくりを進めるとともに、環状道路の整備やバリアフリー化を進め、茅ヶ崎駅周辺への通過交通の削減、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換をめざします。

(3) 都市拠点と生活防災機能を持つ拠点、交流拠点、景観拠点の形成

茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺については、「都市拠点」として位置づけ、これまでの都市づくりを促進します。さらに、浜見平地区においては、地域の「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置づけ、機能を拡充していきます。

また、自然環境や歴史的資源の保全を含め、人と人との交流を育むポイントについては「交流拠点」として位置づけるとともに、商業・サービス機能や行政機能の集積がみられ、特に景観形成を図るポイントについては「景観拠点」として位置づけます。

(4) 地区特性に配慮したゾーンの形成

茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺については、「商業・業務ゾーン」「集約市街地ゾーン」として、商業・サービス等の都市機能の集積をめざします。市街地については、地区の特性にも配慮しながら、「住居系ゾーン」「多目的ゾーン」「工業・業務ゾーン」として、土地利用を維持し良好な市街地の形成をめざします。

また、主要な公園や緑地及び北部丘陵については、「緑地・公園ゾーン」として豊かな緑地環境の保全を図ります。さらに、農地が広がる地区については、「農地・集落ゾーン」として地域環境の保全・整備をめざします。



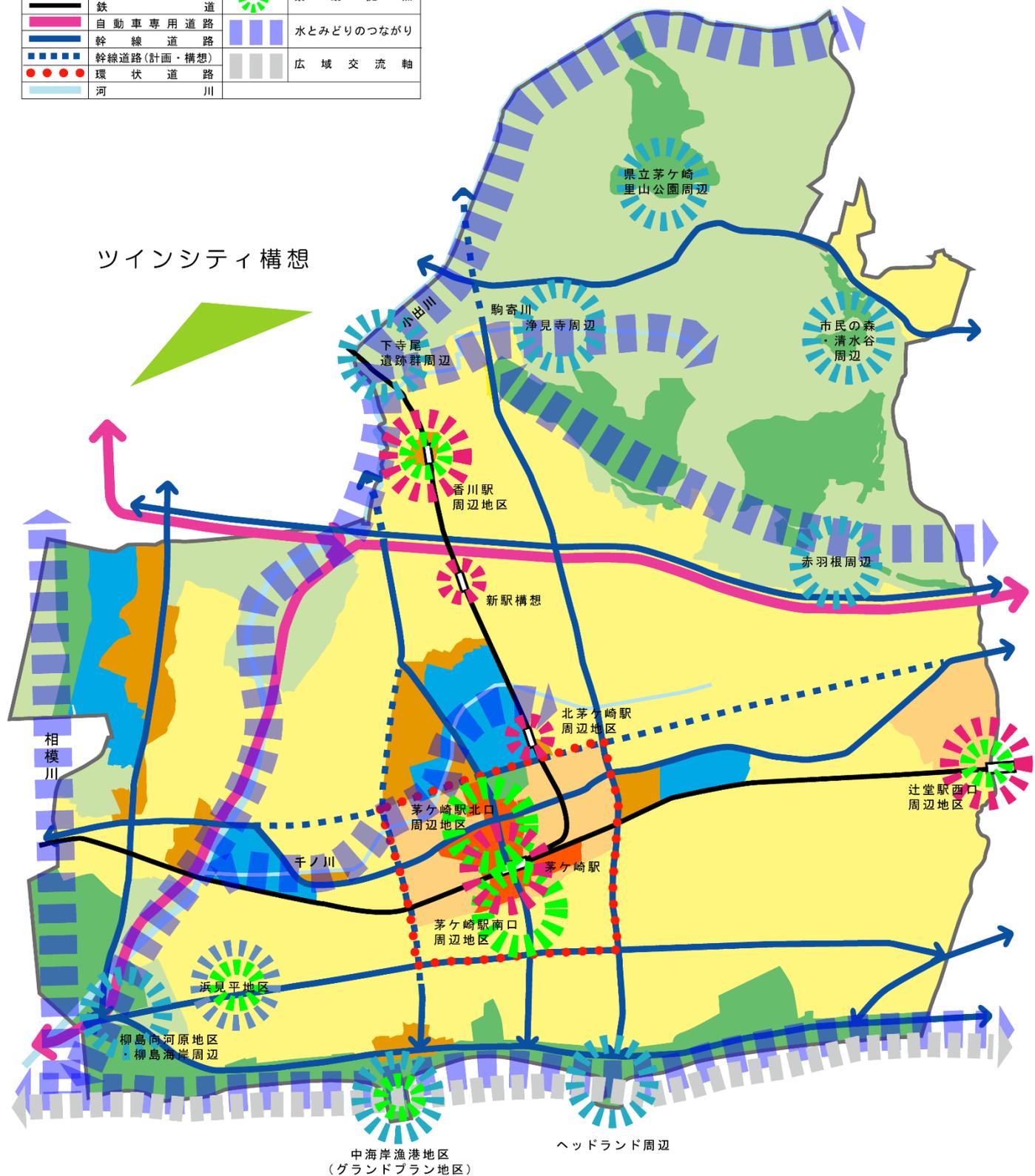
【将来都市構造図】

凡	例	凡	例
	商業・業務ゾーン		都市拠点
	集約市街地ゾーン		生活・防災の機能を持つ拠点
	住居系ゾーン		交流拠点
	多目的ゾーン		景観拠点
	工業・業務ゾーン		水とみどりのつながり
	緑地・公園ゾーン		広域交流軸
	農地・集落ゾーン		幹線道路(計画・構想)
	鉄道		環状道路
	自動車専用道路		河
	幹線道路		

藤沢市健康と文化の森・いずみ野線延伸



ツインシティ構想





6. 分野別の取組方針

6-1 土地利用の方針

6-1-1 土地利用の現状

- 本市は都心部から電車で1時間程度で移動できる距離にあり、海や山等の自然に恵まれた住宅都市です。
- 市街化区域の人口密度は近隣市町と比べると高く、また、鉄道駅を中心に適度に都市機能が集約されています。
- 快適な住環境の実現のため、建築物の高さや敷地面積の最低限度に関するルールを定め、建築時に適正な誘導を行っています。
- 多様な都市機能の充実化や本市の活力を創出するため、便利で快適な生活を支える拠点の形成を進めています。
- さがみ縦貫道や国道134号等の広域的な幹線道路の整備を受け、新たな交通が創出されています。





6-1-2 目指す方向と考え方

～多様なライフスタイルを支えるまち～

- 「自然環境」、「住宅地」、「都市拠点」等を適正に配置し、住みたい、住み続けたいまちをめざします。
- 住宅地は、快適な環境を守りつつ、あわせて生活の質の向上のために、生活に必要な都市機能や人と人が交流できる場が身近にあるまちをめざします。
- 生活に必要な都市機能のみならず様々な都市機能が集約し、居心地の良い時間を過ごすことができる拠点の形成をめざします。
- 自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて人と人が交流を育むことができる拠点の形成をめざします。

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

- 自然環境、住宅地、業務地等において、各地域で培われた特性を生かしたまちづくりをめざします。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

- 都市拠点においては都市機能の集約を誘導していき、交流拠点とともに、訪れたくなる環境づくりをめざします。



6-1-3 土地利用の方針

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画[※]等の都市計画制度[※]や建築協定[※]等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備をめざします。
- 工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺の都市拠点および浜見平地区の生活・防災の機能を持つ拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。

○訪れたくなる環境づくり

- 魅力ある空間の整備を進めることにより、人々が訪れたくなる拠点の形成をめざします。
- 自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人が交流を育むことができる施設の整備を進めます。



6-2 交通体系整備の方針

6-2-1 交通体系整備の現状

- 高齢者の増加に伴い公共交通への期待は高まっており、持続可能な交通網の形成が重要な課題となっています。
- 歩行者空間については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（歩行空間整備推進計画）」や「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」を策定し、歩道の整備や段差の解消等を進めるとともに、民間事業者等と連携して事業を推進しています。
- 自転車の走行環境づくりは、「第2次ちがさき自転車プラン」や「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画 自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車走行空間の整備やサイクルアンドバスライドを設置しています。
- 乗合交通については、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進に係る取組を実施しています。平成14年（2002年）にコミュニティバスの運行を開始し、住民ニーズを把握しながら、運行の改善を実施しています。また、北部地域においては予約型乗合バスの運行を平成25年（2013年）から開始しました。
- 鉄道交通については、相模線の複線化を目指した調査研究活動等を通し、国や鉄道事業者への要望活動を実施しています。





6-2-2 目指す方向と考え方

～楽しく快適に移動できるまち～

- 足を運びたくなる拠点の形成とともに、それらをつなぐ道路等の移動環境として、歩行者・自転車・公共交通を主体としたバランスのとれた交通体系の形成をより一層推進します。
- 過度に自動車に依存しなくても移動ができ、かつ移動しやすい交通体系の形成をより一層推進します。
- 移動そのものが、健康づくりや人との交流、まちの資源の発見等につながるような暮らしを楽しむことができる移動環境の形成をめざします。

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

- 交通の基礎となる都市の骨格的な道路の整備とともに、それらを補完する市道の整備に努めます。また、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

- 環境面への配慮から、また、高齢者等の移動手段を確保するため、公共交通を状況に応じて選択することができる環境を形成し、自動車中心から人や自転車、公共交通を主体とした交通体系への転換をめざします。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

- 日々の移動が楽しく、外出意欲が増すような交通体系及び歩行空間、自転車走行環境の形成をめざします。



6-2-3 交通体系整備の方針

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用しやすい乗合交通となるような利用環境の形成に努めます。
- 都市拠点や交流拠点間の乗合交通に関して、運行経路等の情報をわかりやすく案内することで、気軽に外出できる環境の形成を進めます。
- サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

○鉄道の輸送力増強

- 東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。
- 相模線については、ツインシティ構想[※]を考慮しつつ、（仮称）西久保新駅の設置並びに複線化及び複線化の段階的整備として香川駅における車両の行き違いができる施設の設置等を鉄道事業者に働きかけます。また、横浜や東京都心方面を結ぶ路線との相互乗り入れについても鉄道事業者に働きかけます。



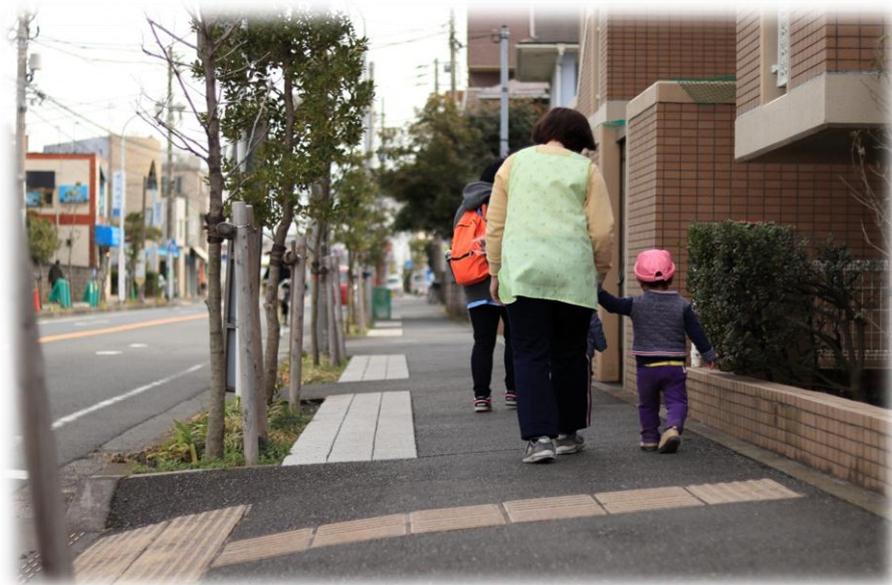
(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きつかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備をめざします。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。



6-3 自然環境保全・緑地整備の方針

6-3-1 自然環境保全・緑地整備の現状

- 本市のみどりは北部丘陵や海岸、河川、農地、公園・街路樹・住宅地に残された樹林等のまちのみどりから構成されています。
- 平成 20 年（2008 年）頃までは農耕地の減少等により緑被率[※]が低下しましたが、平成 20 年（2008 年）以降は微減傾向です。
- 地域の専門家や市民の協力を得て、自然環境評価調査[※]を実施し、生きものの生息・生育状況を定期的に把握しています。
- 重要な自然環境を保全するため、特別緑地保全地区[※]を指定しました。（清水谷特別緑地保全地区、赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区）
- 市街地のみどりを維持・保全するため、市民緑地や保存樹林・保存樹木の指定、民有地の緑化への支援、グリーンバンク制度[※]等の取組を実施しています。
- 本市のみどりの将来のあるべき姿と、それを実現するための施策を示した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を平成 30 年度（2018 年度）に見直し、生物多様性地域戦略としても位置付けました。





6-3-2 目指す方向と考え方

～人と生きものが共生するみどり豊かなまち～

- 心を豊かにし、生活を支えるみどりの充実をめざします。
- 生物多様性を保全し、次世代へ継承します。
- みどりを多様な機能を持った「グリーンインフラストラクチャー」と捉え、市民との協働により、みどりのネットワークを形成していきます。

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

- 公園整備の推進とともに、公共施設、民有地、農地、河川、海岸等の身近なみどりの保全・再生・創出を進めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

- 特に重要度が高い自然環境の保全とともに、生態系ネットワークの形成を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

- 市民や事業者等と連携しながら、みどりの保全に関する活動を進めます。



6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 樹林や農地、公園・緑地等と河川が連続したみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。
- 海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を推進します。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。





(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 北部丘陵や河川、海岸、農地、まちのみどりは、引き続き保全・再生を進めます。
- 自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷(しみずやと)や柳谷(やなぎやと)等を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、多様なみどりとともに生態系ネットワークの形成をめざします。また、自然環境評価調査の実施による生きものの生息・生育状況の把握に努めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。



6-4 都市景観形成の方針

6-4-1 都市景観形成の現状

- 本市の景観的特徴は、自然環境と重要な文化財がまとまっている北部丘陵地域、住宅地、史跡、田畑等様々な顔を見せる中部地域、相模湾に面し旧別荘地等の面影を残す海岸地域、商業・業務及び行政機能が集積する中心市街地と、4つのゾーンに分かれています。
- 景観計画では、各ゾーンの特徴を踏まえ、各ゾーンの景観の骨格をつくる所を、景観拠点、景観ベルト、景観ポイントに設定し、景観形成の方針を定めています。
- 景観拠点については特別景観まちづくり地区に、景観ベルトや景観ポイントについては景観資源に指定し、景観形成を進めています。
- 景観拠点、景観ベルト、景観ポイントで行われる事業等については、民間の大規模な土地利用等も含め、景観協議を行っています。
- 街を彩るサインについては、「茅ヶ崎市屋外広告物条例」（平成22年（2010年）12月）の制定や、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」（平成27年（2015年）8月）の策定により、街なみに調和したサインの規制・誘導を進めています。
- 景観形成を市民主体で進めている景観まちづくり市民団体等の活動を支援しています。





6-4-2 目指す方向と考え方

～軽やかな気持ちで過ごせるまち～

- 茅ヶ崎は、昼間人口の増加や個人のために割く時間の増加等、生活スタイルの変化に応えられる資質を持つまちです。資源を最大限活かし、「自由な」「明るい」「ゆったりとした」というイメージや、茅ヶ崎の価値や魅力を五感で感じられる都市空間（公園・緑地、道路・河川、住宅地等）の再生・創出を目指します。

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

- 自然、史跡、祭事等、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。これらを茅ヶ崎の財産として守り、次世代に継承していきます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

- これまでの価値だけに依存せず、時代にあった社会的価値のある環境を再生・創出していくことが重要です。生活スタイルの変化に応じて、交流等屋外で様々な活動を楽しめる空間づくりを進めていきます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

- 空間をつくるとともに、地域の方々が中心となった活動、屋外でのカフェやイベント等公共空間の利活用及び情報発信等により空間をさらに魅力的なものに育て、茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出します。

6-4-3 都市景観形成の方針

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証[※]を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

- 下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、それらについて学び、楽しめる空間づくりを進めます。
- 遺産を活用した新たな活動の展開により、北部の文化的価値の向上をめざすとともに、市内外への魅力の発信を進めます。
- 歴史的価値のある建造物の保存・活用や、浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 都市拠点、大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間[※]、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。





(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。



6-5 住環境整備の方針

6-5-1 住環境整備の現状

- 本市は、海や里山等、おおらかで豊かな自然環境に恵まれ、東京・横浜方面への交通の利便性や、四季を通じて温暖な気候風土を背景に、低層住宅を中心に住宅都市として発展してきました。
- 平成 20 年（2008 年）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」では、快適な住環境の整備、衛生環境の向上と水質保全、浸水の軽減・解消、地域の防犯力の向上、防犯に配慮した市街地環境の形成を住環境整備の方針として位置付け、施策を推進してきました。
- 少子高齢化が進んでいく中で、住宅に係る課題に取り組んでいくため、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」（平成 26 年（2014 年）3 月）を策定するとともに、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」（平成 27 年（2015 年）2 月）及び「茅ヶ崎市空家等対策計画」（平成 29 年（2017 年）4 月）を策定しました。
- 市民満足度調査等の結果によると、住環境整備の達成度合いはまだ十分でない状況です。
- 道路・下水道・公園の整備、住宅の耐震化・不燃化等の都市基盤整備がまだ十分でない状況です。
- 人口減少に伴う住宅の余剰、高齢化の進展による相続の発生や施設入所者の増加等により、今後、空き家・空き地等のさらなる増加が予測されます。



写真差替え予定



6-5-2 目指す方向と考え方

～心地よく・住みよいまち～

- ライフスタイルやライフステージに応じて、「心地良く・住みよいまち」で暮らしていけるよう、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」や「茅ヶ崎市空家等対策計画」、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に基づき、住環境の維持・向上をめざします。
- 今後増加が予測される空き家・空き地等については、地域の課題とならないよう市民と協力し、住環境の保全をめざします。
- 道路・下水道・公園等の都市基盤整備を引き続き進めます。
- 地域の防犯力の向上や防犯に配慮した市街地環境の形成により、安全・安心な住環境づくりを進めます。
- 高齢者や障害者等を含めたすべての市民が地域で安心して暮らせる住環境づくりを進めます。
- 個別の建築物については、安心して暮らすために、耐震化・不燃化・バリアフリー化に配慮するとともに、耐久性や省エネルギー性を高めることで、快適で健康的に住むことができる品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

(1) 快適な住環境の形成

- 今後増加することが予測される空き家・空き地等への対応を進めます。また、快適な住環境の形成のために都市基盤整備を引き続き進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

- ハード・ソフト面の防犯対策とあわせ、誰もが安心して地域で住み続けられるよう、生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。また、既存住宅の耐震化・不燃化・バリアフリー化や、耐久性や省エネルギー等の品質と性能が高い住宅の供給を促進します。



6-5-3 住環境整備の方針

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘^{あい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を進めるとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。



(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善*と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。





6-6 都市防災の方針

6-6-1 都市防災の現状

- 本市は、高度経済成長期に人口が急増し、住宅都市として急激に成長した結果、まちの成長にインフラ整備が追い付かず、計画的な市街地整備や道路整備が十分に行われないまま、市街地が拡大しました。
- 平成 20 年度（2008 年度）に実施した地震による地域危険度測定調査では、木造住宅が集積する延焼リスクが高いクラスター（延焼運命共同体）が存在しており、大規模地震時に延焼リスクが高い市街地が市内に広く形成されていることが分かりました。特に、東海道本線南側の地域では、約 1 万棟で構成されるクラスター（延焼運命共同体）が近接して存在していることが判明しました。
- 大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の構築が必要であるとともに、近年の大震災の経験から、自らの生命を守るためには自助・共助の重要性がクローズアップされており、市民一人ひとりの防災意識の向上と、地域が主体となる防災活動の強化支援を行ってきました。
- これらのことから、大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の整備や体制の構築を進めるとともに、防災まちづくりワークショップの実施等をおして、自助・共助・公助の取組を進めてきました。
- また、被災後の速やかな復興のために、平常時から復興の考え方や進め方をあらかじめ整理するために復興事前準備[※]の検討に着手しました。



写真差替え予定



6-6-2 目指す方向と考え方

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち～

- 地域危険度測定調査等により市街地の災害リスクとその変化を把握し、災害時における人的・物的被害を軽減させる取組を進めるとともに、災害リスクが高まりそうな市街地に対しては未然に被害を防止する取組に努めます。
- 災害時の避難行動や消防等の応急対応活動、復旧活動を支える都市機能（避難生活機能、交通機能、防災拠点機能等）を被災後も維持できる都市づくりを進めます。
- 速やかな復興への移行のために、災害によって、都市の機能や建物等に被害が生じた場合の応急・復旧対応と連動した取組をめざします。
- これらを進めるためには、地域社会と市民の協力が不可欠です。そこで、災害に備えた地域社会の実現に向け、自助・共助による取組を促進します。

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

- 災害時の被害を軽減するため、災害に強い都市基盤の整備をめざします。また、被災後に必要となる様々な都市機能が維持されるよう整備を進めます。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

- 被災後に速やかに復興に向けた行動がとれるように、平常時から被災後の復興を想定した取組を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

- 市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自治会や自主防災組織等と連携した地域による共助の体制づくりを促進します。



6-6-3 都市防災の方針

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 狭隘^{あい}道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターまでを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。また、県が進める柳島水再生センターの地震対策についても、連携を図り進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区^{*}の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。



- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



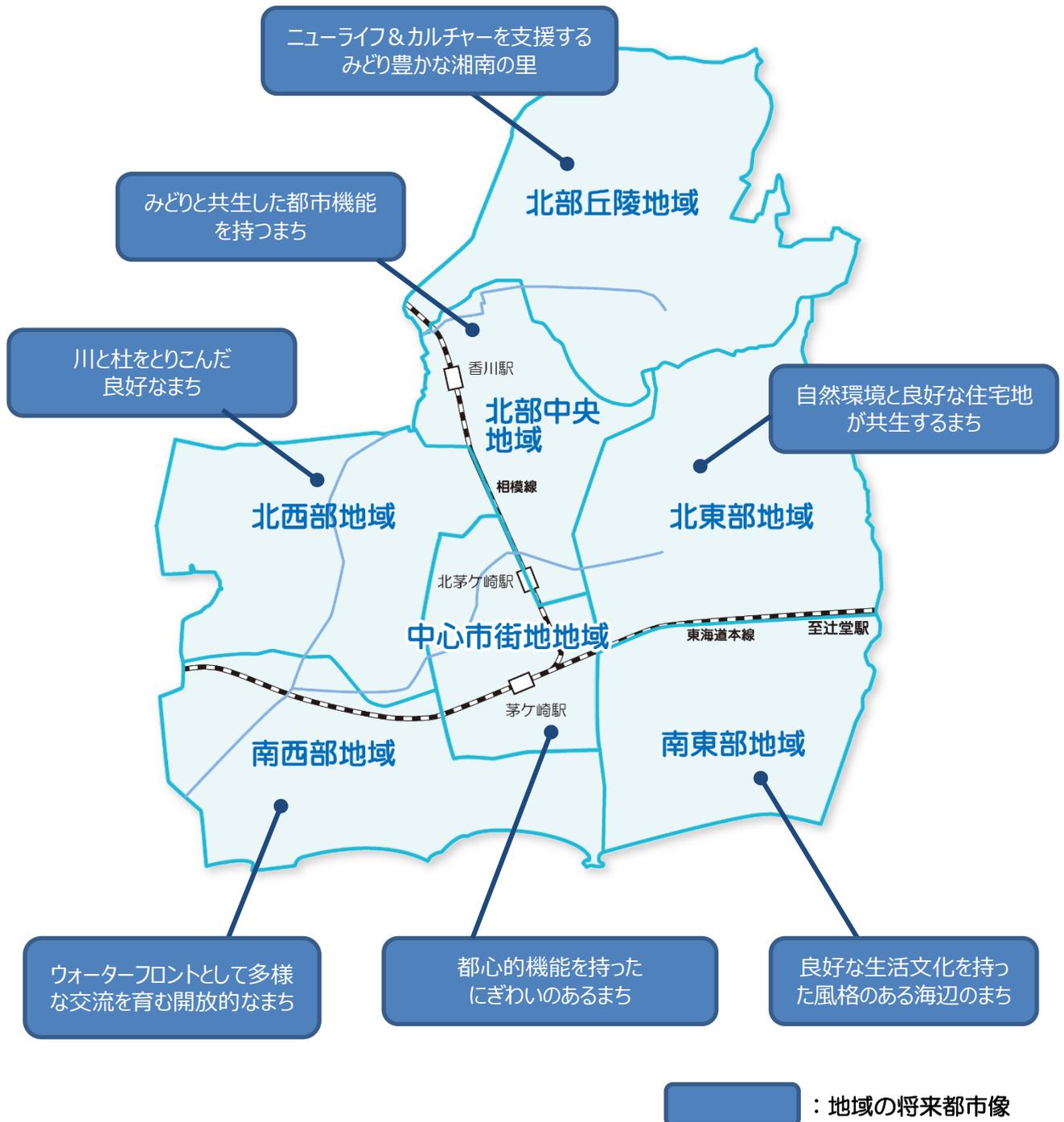


第4章 地域別構想



1. 地域区分

地域別の取組方針は、①地形等の自然的条件、②土地利用としてのまとまりや一体性、③鉄道や幹線道路等の配置、④平成20年（2008年）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の地域区分等を総合的に勘案し、次の7地域に区分して都市づくりの方向性を決めました。





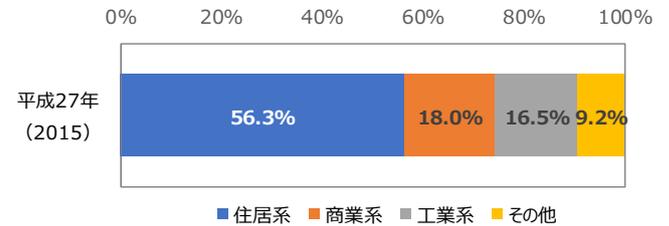
2. 地域別の取組方針

2-1 『中心市街地地域』の都市づくりの方向

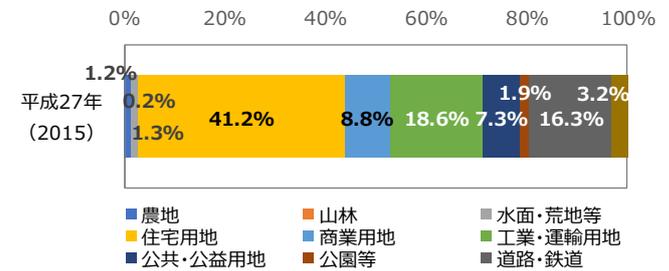
2-1-1 地域特性

- 中心市街地地域は、地区の約41%強が住宅用地、工業・運輸用地が19%弱、商業用地が9%弱を占めており、工業・運輸用地、商業用地の割合が高い地域となっています。
- 茅ヶ崎駅を中心に商業系用途地域となっており、その周囲を住居系用途地域、工業系用途地域が囲む都市形態となっています。また、行政機能が集積する地域となっています。
- 公共交通では、茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅の鉄道駅があり、中でも茅ヶ崎駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバスえぼし号の路線も整備されており、公共交通の中心となっています。
- 年齢別人口構成は、30～40歳代と0～4歳が全市平均を上回っており、子育て世代が多く居住している状況です。

◆建物用途別床面積割合(平成27年(2015年))◆

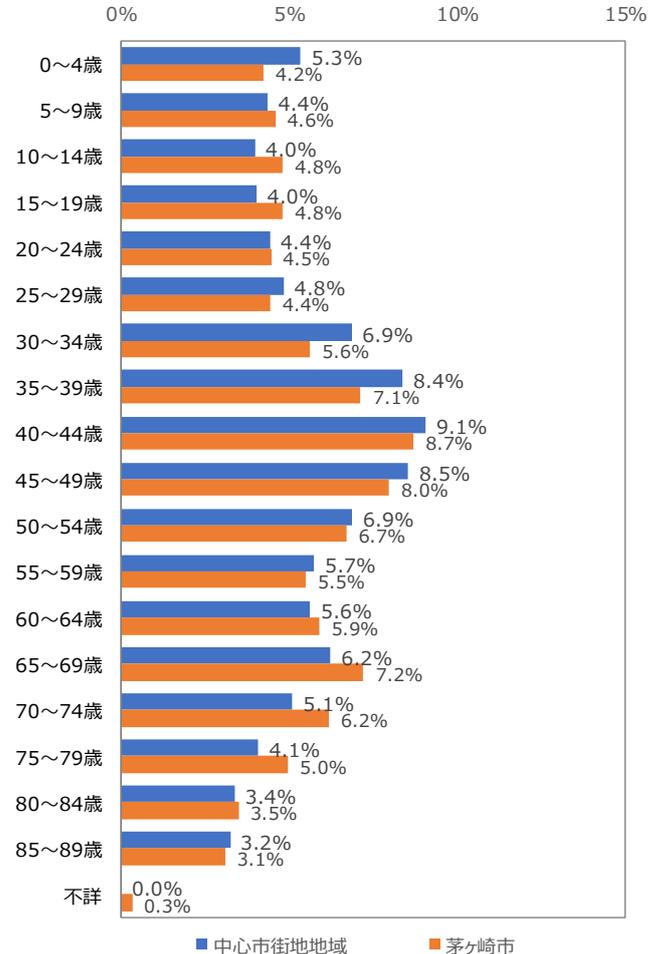


◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆

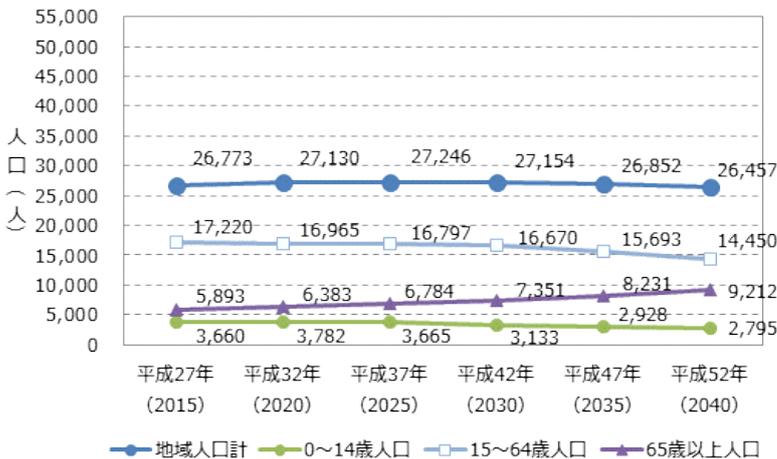


資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



◆参考 将来人口の推移◆



(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

資料：平成27年国勢調査

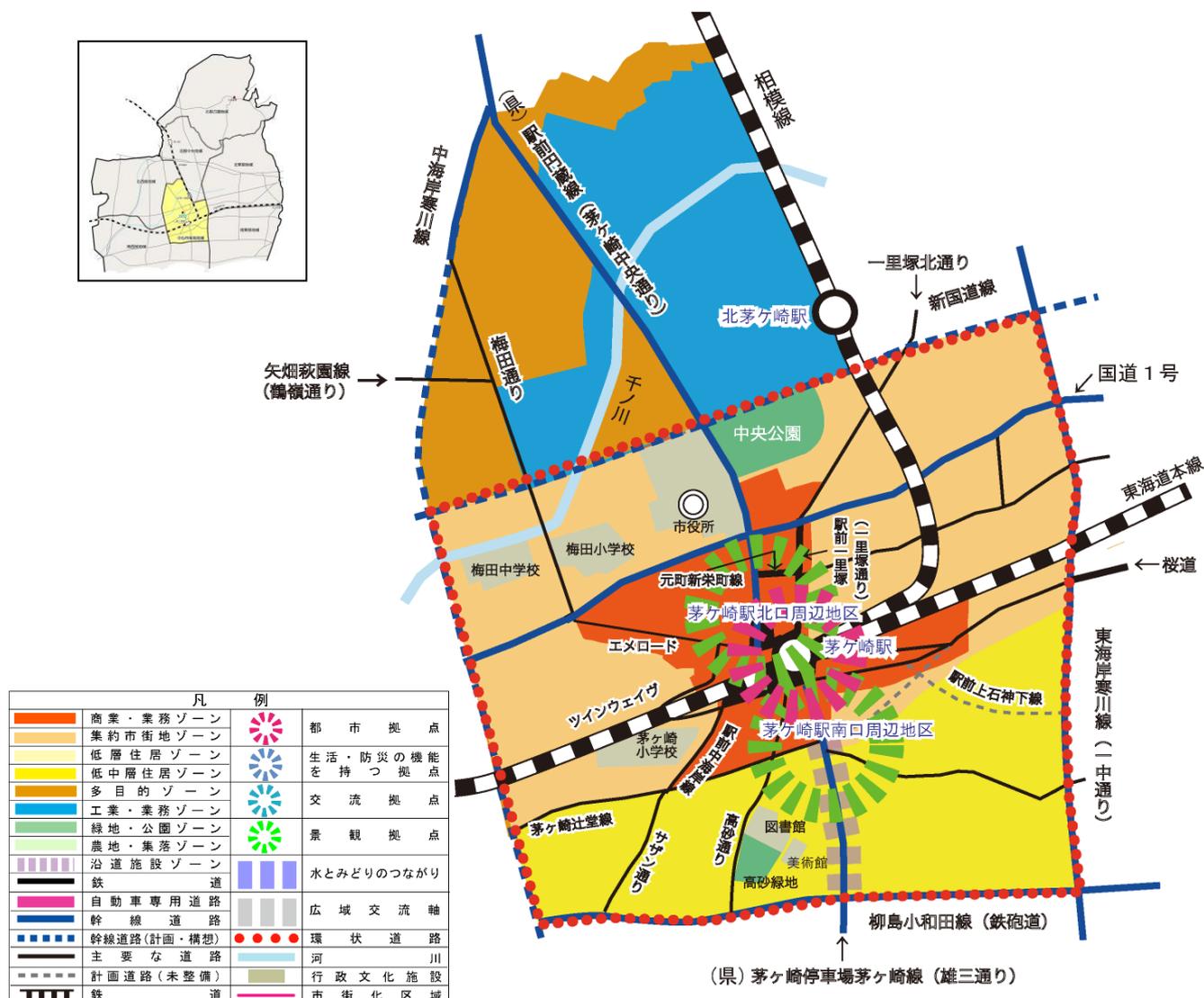
(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。

2-1-2 地域の将来像

都心的機能を持ったにぎわいのあるまち

- 住宅地・工業地・商業地等多様な機能が配置されたにぎわいのあるまちをめざします。
- 茅ヶ崎駅周辺には、様々なニーズに対応した買い物や食事等ができる商業施設を中心に、官公庁、文化施設、医療施設、保育施設等業務・サービス機能が集積され、子育て世代をはじめとした多様な世代に配慮された茅ヶ崎市の顔となる拠点の形成をめざします。
- 茅ヶ崎駅周辺は、誰もが安全に安心して歩いて買い物や食事等に行ける環境の整備をするとともに、人々が集い・休憩等ができ、人と人がつながり、にぎわう空間の整備を誘導することで、まちに居ることが楽しくなるまちをめざします。

◆中心市街地地域整備方針図◆





2-1-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 多様な機能を持つ本地域は、住民・商業者・事業者等様々な人々がまちづくりの主体となり、かつ、連携しながら、生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 市街地を流れる千ノ川は、地域の貴重な公共空間の保全をめざすとともに、整備を進めます。
- 地域内に存在する住宅地では、住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 茅ヶ崎駅周辺については、市民生活を支える商業・サービスの機能を充実するとともに文化施設や医療施設等の多様な機能を持つ市街地の維持・向上をめざします。
- 北茅ヶ崎駅に近接する工業地は、操業環境の維持・向上を促進し、工業地としての機能維持に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 茅ヶ崎駅周辺は、都市基盤施設の整備や土地の高度利用を促進し、商業・サービス機能等の多様な都市機能の充実に努めます。
- 市役所周辺の行政拠点地区は、中心市街地の活性化と市民生活の利便性の向上を図るため、都市計画制度の活用等を行いながら、行政や防災、文化教育機能の充実に努めます。

○訪れたい環境づくり

- 茅ヶ崎駅周辺は、建物更新にあわせて、敷地の共同化[※]等により公共空地の創出を図り、人と人との交流が生まれるような居心地の良い空間の整備をめざします。
- 茅ヶ崎市役所庁舎跡地の広場整備や中央公園の再整備では、魅力ある憩いの空間の整備を進め、人々が訪れたい環境の形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な交通の基盤づくり

○幹線道路等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。



- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である新国道線、東海岸寒川線、中海岸寒川線の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化等に向けた取組を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 茅ヶ崎駅及び北茅ヶ崎駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 茅ヶ崎駅及び北茅ヶ崎駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり、並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 都市拠点のみどりについて人が集まりにぎわいが生まれるよう、みどり豊かな



空間の創出をめざし、緑化を促進します。

○立地ごとのみどりの充実

- 千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 千ノ川やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- エメロードや茅ヶ崎中央通り等それぞれの通りに相応しい沿道景観の形成を進



めます。また、行政拠点地区の整備や開発行為に併せて、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える機能を公開空地や公共空間に創出します。

- 海岸の雰囲気伝え、公共交通が利用しやすい駅前広場へ再整備するとともに、愛称道路沿道については、海の雰囲気や店が作り出す個性あふれる、にぎわいのある沿道景観を形成します。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- バリアフリー重点整備地区を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかのオープンスペースや小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘^{あい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 公共下水道（汚水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。



- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次^{あい}狭隘道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターまでを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進



めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、津波、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



2-2 『南東部地域』の都市づくりの方向

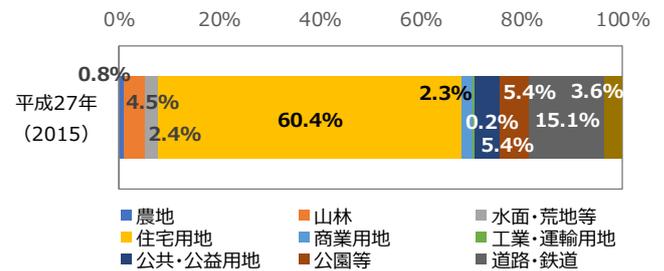
2-2-1 地域特性

- 南東部地域は、地区の約 60%を住宅用地、公園等が 5%強、商業用地が 2%強を占めており、住宅用地の割合が高い地域となっています。
- 辻堂駅周辺には商業施設が立地しており、地域の南部には、海岸や砂防林、湘南海岸公園が広がっています。
- 公共交通では、辻堂駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバスえぼし号の路線が整備されており、公共交通中心の交通体系となっています。
- 年齢別人口構成は、40～50 歳代と 0～10 歳代が全市平均を上回っており、子育て世代が多く居住している状況です。また、80 歳代以上も全市平均と比較して若干、上回っている状況です。

◆ 建物用途別床面積割合(平成 27 年(2015 年))◆

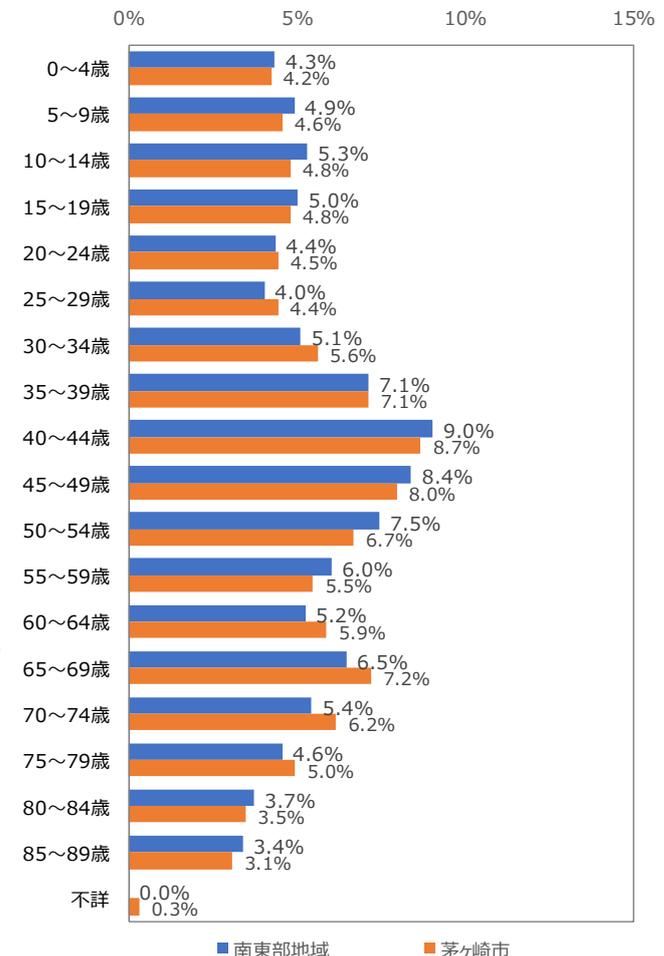


◆ 土地利用構成割合(平成 27 年(2015 年))◆

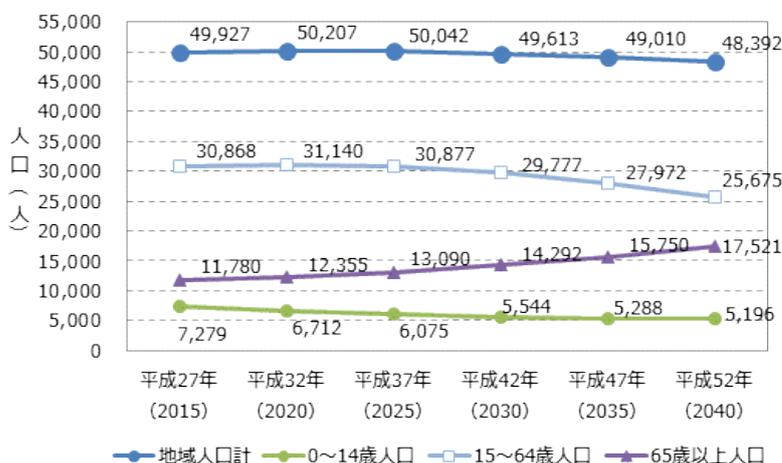


資料：平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆ 年齢別人口の構成(平成 27 年(2015 年))◆



◆ 参考 将来人口の推移 ◆



(注) 平成 27 年国勢調査を基に推計しています。

資料：平成 27 年国勢調査
(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が 100%にならない場合があります。

2-2-2 地域の将来像

良好な生活文化を持った風格ある海辺のまち

- 別荘地として選ばれてきた風土を継承しながら、低層住宅を中心とした風格ある閑静な住宅があるまちをめざします。
- 海岸では潮風を感じ、街なかでは古くから残された緑地や街路樹等様々なみどりを感じられる、立地ごとのみどりが充実したまちをめざします。
- 辻堂駅周辺の新しい商業やサービス機能と昔ながらの商店街が調和し、便利でにぎわいのあるまちをめざします。
- また、海辺では、のんびりとリラックスし、マリンレジャー等思い思いの時間を過ごせる、にぎわいと和みのある空間の創造をめざします。





2-2-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 潮風を感じる風格ある閑静な住宅地の中で、人々が築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する海岸等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 藤沢市のまちづくりと関わりながら、辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。

○訪れたい環境づくり

- ヘッドランド周辺では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である東海岸寒川線の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。



- サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

（3）暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において整備促進地区として定められており、公共ガイドラインに基づくサイン等の整備等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

自然環境保全・緑地整備

（1）人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を活用し、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境を、生物多様性に配慮しながら、保全・再生します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために、県と連携を図ります。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ生産緑地の確保に努めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、生産緑地等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。



○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 海岸やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

- 歴史的価値のある建造物の保存・活用や海岸地域の文化を体験・発信する公共空間づくりを進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 歴史的価値のある建造物や旧別荘地の面影を残す緑地や樹林を保全・活用し、人々が集える空間を創出します。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。



(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- イベント、魅力の発信の方法等、海岸地域の文化に触れる機会を創出します。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかのオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘^{あい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。



○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あい}道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターまでを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠の整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、津波、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確



保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。





2-3 『南西部地域』の都市づくりの方向

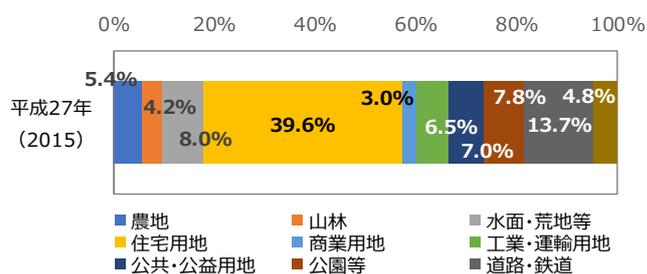
2-3-1 地域特性

- 南西部地域は、地区の40%弱を住宅用地、公園等が8%弱、公共・公益用地が7%を占めており、公園等や公共・公益用地の割合が高い地域となっています。
- 東海道本線南側に住居系用途地域が広がっています。相模川河口部は市街化調整区域となっており、柳島キャンプ場、柳島スポーツ公園及びゴルフ場等が立地しています。
- 道路では、国道1号、柳島小和田線（鉄砲道）、国道134号が東西方向に、東海岸寒川線（一中通り）、茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線（雄三通り）、柳島寒川線（産業道路）が南北方向に走っています。国道134号では4車線化が完了するとともに、さがみ縦貫道路の開通により、広域的な交通の利便性が高まる中、道の駅の整備が進められています。
- 年齢別人口構成は、20～30歳代が全市平均を下回り、40～50歳代が全市平均を上回っています。また、75歳以上も全市平均を上回っている状況です。

◆建物用途別床面積割合(平成27年(2015年))◆

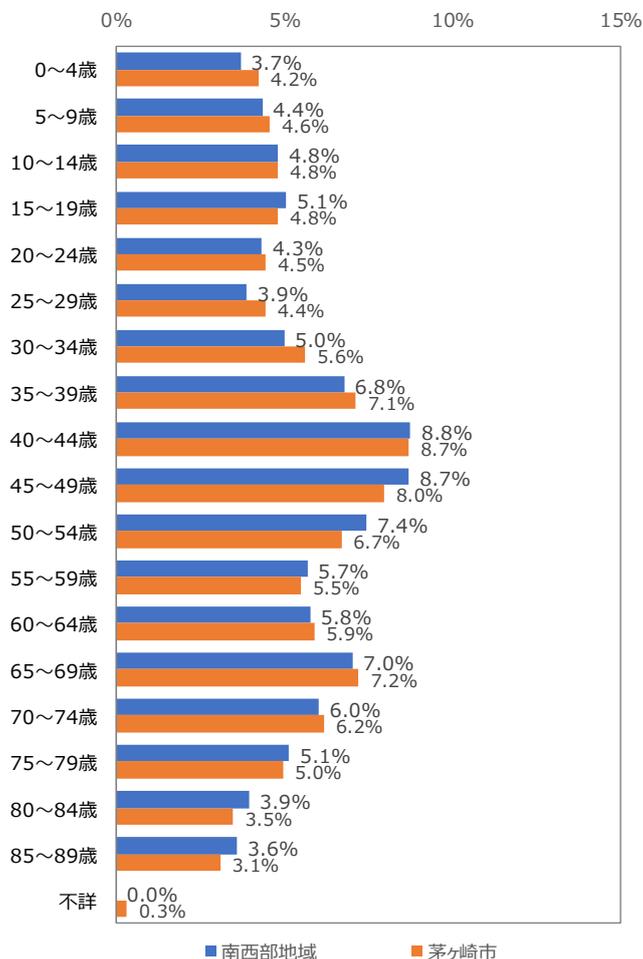


◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



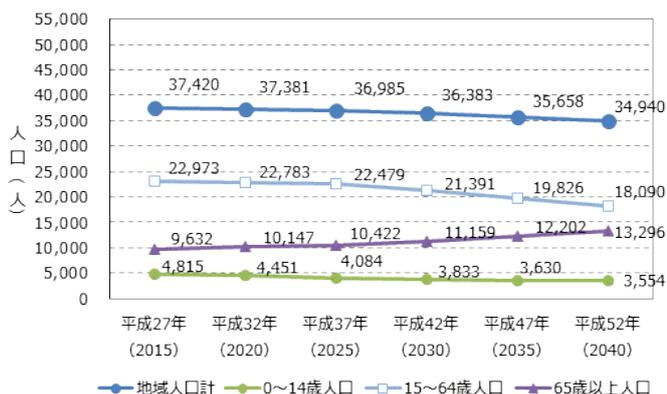
資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



資料：平成27年国勢調査

◆参考 将来人口の推移◆



(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。

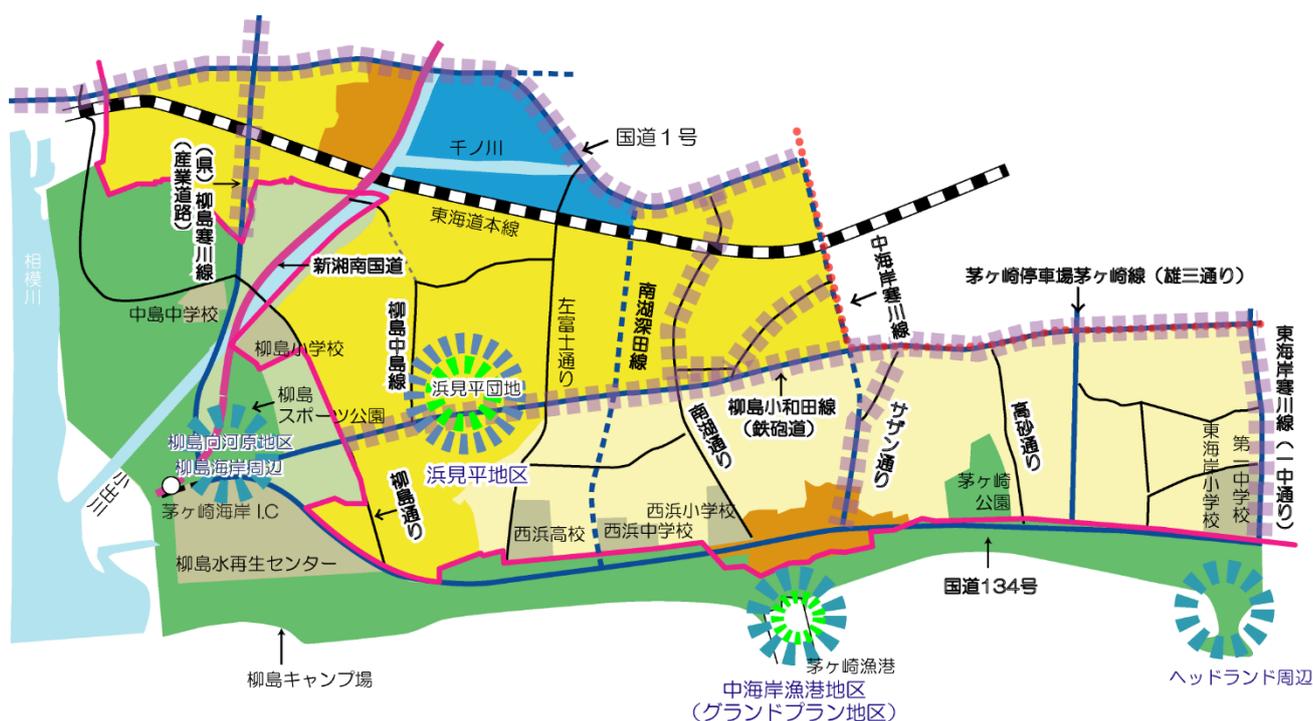
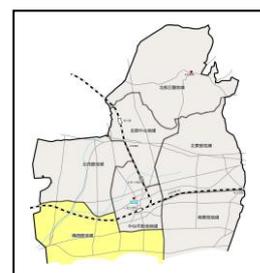
2-3-2 地域の将来像

ウォーターフロントとして多様な交流をはぐくむ開放的なまち

- 海や河川等の自然環境の中、近世から現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を継承し、海や河川等を感じることができるまちをめざします。
- 浜見平地区や柳島向河原地区等の新しい拠点からは、地域の文化を発信し、市内外から人々が訪れ、海辺の玄関口として新たな交流、にぎわいの創出をめざします。
- 生活・防災を支える公園や新しい商業施設、昔ながらの商店が共存し、子どもからお年寄りに配慮した多様な世代の暮らしができるまちをめざします。

◆南西部地域整備方針図◆

凡	例	
	商業・業務ゾーン	都市拠点
	集約市街地ゾーン	生活・防災の機能を持つ拠点
	低層住居ゾーン	交流拠点
	低中層住居ゾーン	景観拠点
	多目的ゾーン	水とみどりのつながり
	工業・業務ゾーン	広域交流軸
	緑地・公園ゾーン	環状道路
	農地・集落ゾーン	河川
	沿道施設ゾーン	行政文化施設
	鉄道路	市街化区域
	自動車専用道路	
	幹線道路	
	幹線道路(計画・構想)	
	主要な道路	
	計画道路(未整備)	
	鉄道路	





2-3-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 海や河川等の自然環境の中、現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進するとともに、地域の特性に応じた適切な環境を図りながら既存の工業地としての機能維持に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 浜見平地区は南西部地域の拠点として、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるよう生活の利便性向上や防災機能の向上を促進します。

○訪れたくなる環境づくり

- さがみ縦貫道等広域的な幹線道路が通る柳島向河原地区・柳島海岸周辺は、スポーツや休息、自然とのふれあい等のレクリエーション、さらには茅ヶ崎市の情報発信を通して人と人との交流を育む拠点をめざします。
- 浜降祭や漁港等の地域文化を伝承してきた茅ヶ崎漁港周辺地区は、富士山や海を見ながら散歩できる市民の憩いの場とするとともに、文化、観光、商業機能の適切な誘導を図り、訪れる人が楽しむことができる場の形成をめざします。
- ヘッドランド周辺等海岸では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環



境を良好に保全することに努めます。

- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である中海岸寒川線の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- 浜見平地区では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を活用し、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 小出川や千ノ川は、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。



- 海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境を、生物多様性に配慮しながら、保全・再生します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために、県と連携を図ります。
- 生産緑地、農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
- また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 小出川や千ノ川、海岸、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた柳島を生態系ネットワークの核（コア）として保全することをめざします。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。



○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

- 氷室邸や旧南湖院第一病舎、旧藤間家住宅等歴史的価値のある建造物の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 氷室邸や旧南湖院第一病舎、旧藤間家住宅等歴史的価値のある建造物の活用や浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりや人が集える公開空地、公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- バリアフリー重点整備地区を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- イベント、魅力の発信の方法等、海岸地域の文化に触れる機会を創出します。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘^{あい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。



- 市街化区域においては、公共下水道（汚水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（汚水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次^{あい}狭隘道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターまでを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。また、県が進める柳島水再生センターの地震対策についても、連携を図り進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築



物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、津波、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

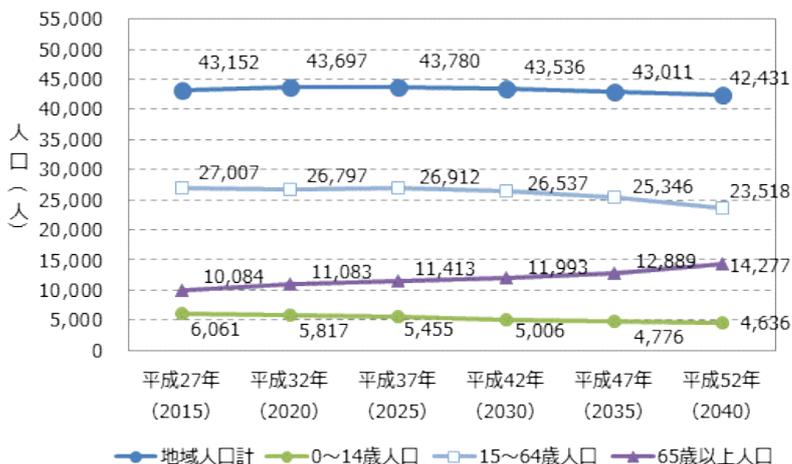


2-4 『北東部地域』の都市づくりの方向

2-4-1 地域特性

- 北東部地域は、地区の38%弱を住宅用地、農地が13%弱、公園等が10%強、山林が7%弱を占めており、農地や山林、公園等の割合が高い地域となっています。
- 本市を代表する農地や緑地が、地域北部の市街化調整区域内に広がっています。地域の南部は住居系用途地域が広がり、辻堂駅周辺には大規模商業施設が立地しています。
- 道路では、藤沢大磯線、国道1号が東西方向に、辻堂赤羽根線(小和田通り)、東海岸寒川線が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～44歳が全市平均を上回っており、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高い構成となっています。

◆参考 将来人口の推移◆

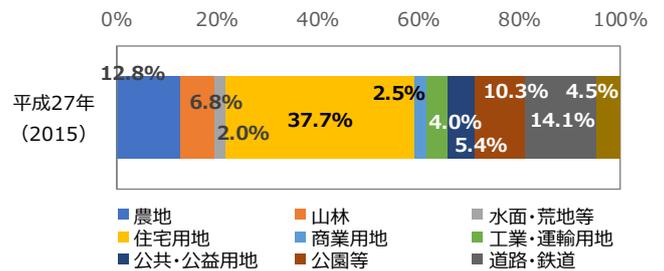


(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

◆建物用途別床面積割合(平成27年(2015年))◆

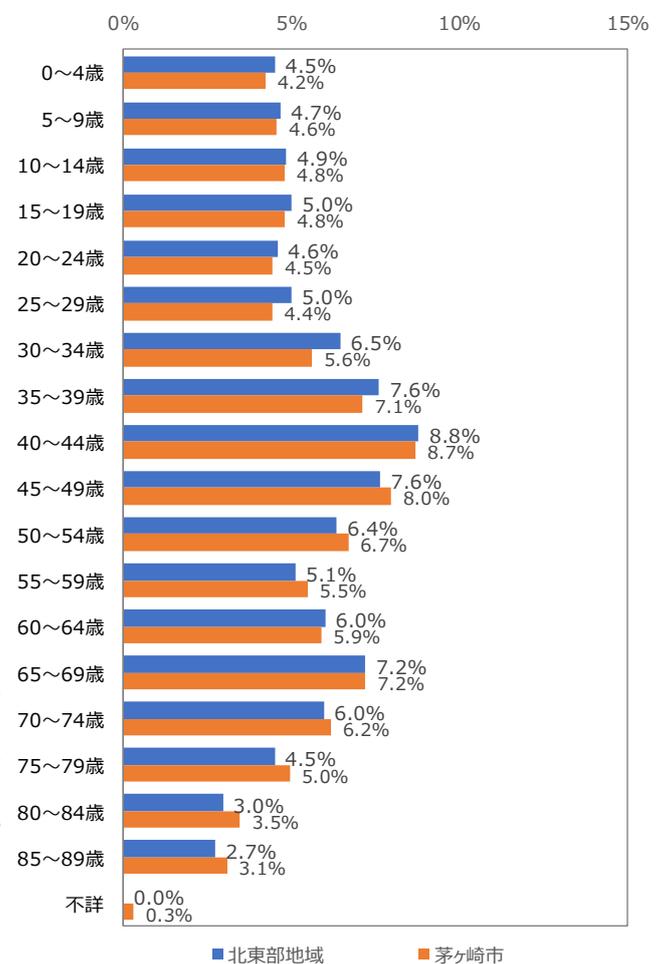


◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



資料：平成27年国勢調査
(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。

2-4-2 地域の将来像

自然環境と良好な住宅地が共生するまち

- 本市の貴重な北部丘陵の自然環境や田畑等を維持・保全し、身近に歴史やみどりを感じるまちをめざします。
- 豊かな自然環境や農地を活かし、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通して、地域の人々が豊かに暮らせる、ゆとりと潤いのある、自然環境と良好な住宅地が共生するまちをめざします。
- 辻堂駅周辺は、隣接する藤沢市のまちづくりと関わりながら、商業施設とともに、サービス機能等を向上させ、子育て世代をはじめとした多様な世代に配慮された拠点を形成することで、生活しやすい環境をめざします。

◆北東部地域整備方針図◆





2-4-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 人々の暮らしの近くに田畑や赤羽根の斜面林等の豊かなみどりを感じる本地域は、身近に自然環境とふれあうことができる良好な環境の中で、築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域北部にある貴重な赤羽根斜面林等のみどりの保全をめざします。また、本地区に存在する都市農地等の身近なみどりは、都市にあるべきものとして整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進し、既存の工業地としての機能維持に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 藤沢市のまちづくりと関わりながら辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能等の保全や向上をめざします。

○訪れたいくなる環境づくり

- 赤羽根周辺の豊かな自然環境や農地等では、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理を進めます。



(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において整備促進地区として定められており、公共ガイドラインに基づくサイン等の整備等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 都市拠点のみどりについて人が集まり賑わいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出を目指し、緑化を推進します。
- 日常望見する位置にあり、景観上優れている赤羽根の斜面林等は、特別緑地保全地区の指定等による保全をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。



- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地、農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
- また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 斜面林や千ノ川、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた赤羽根十三区等を生態系ネットワークの核（コア）として保全します。また、景観が優れているとともに、生きものの生息・生育環境となっている赤羽根斜面林の保全をめざします。

(3) みどりと人々が会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。



(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「辻堂駅西口周辺まちづくり基本計画」の進捗に併せて、特別景観まちづくり地区の指定拡大を進めます。
- また、駅周辺の開発に伴い、人々が集える公共空間や公開空地の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あひ}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（汚水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域



においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。

- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地



内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



2-5 『北西部地域』の都市づくりの方向

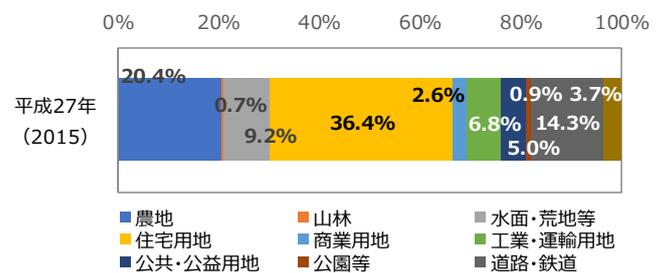
2-5-1 地域特性

- 北西部地域は、地区の36%強を住宅用地、20%強を農地、7%弱を工業・運輸用地が占めており、農地や工業・運輸用地の割合が高い地域となっています。
- 住居系用途地域が広がる中に生産緑地をはじめとする農地が点在し、北部の市街化調整区域には田畑があり、田園環境が残る住宅地となっています。
- さがみ縦貫道路のインターチェンジ周辺では、産業系土地利用が進められています。
- 交通では、藤沢大磯線、国道1号が東西方面に、駅前円蔵線(茅ヶ崎中央通り)、柳島寒川線(産業道路)が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～44歳が全市平均を上回っており、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高い構成となっています。

◆建物用途別床面積割合(平成27年(2015年))◆

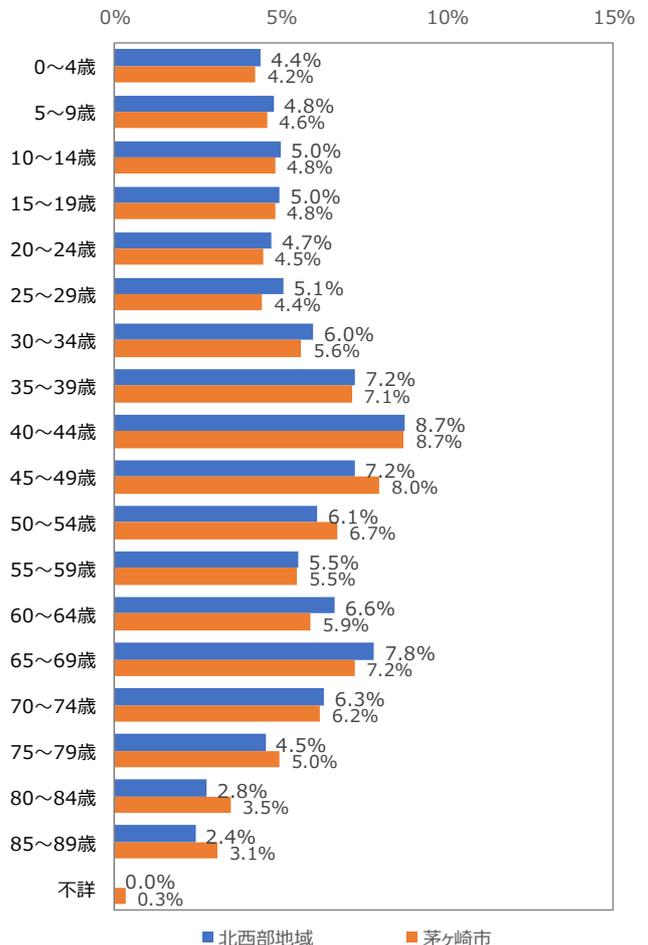


◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆

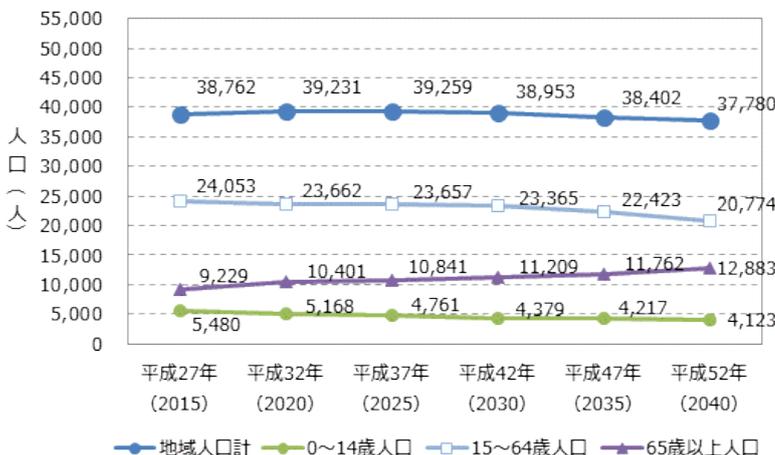


資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



◆参考 将来人口の推移◆



(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

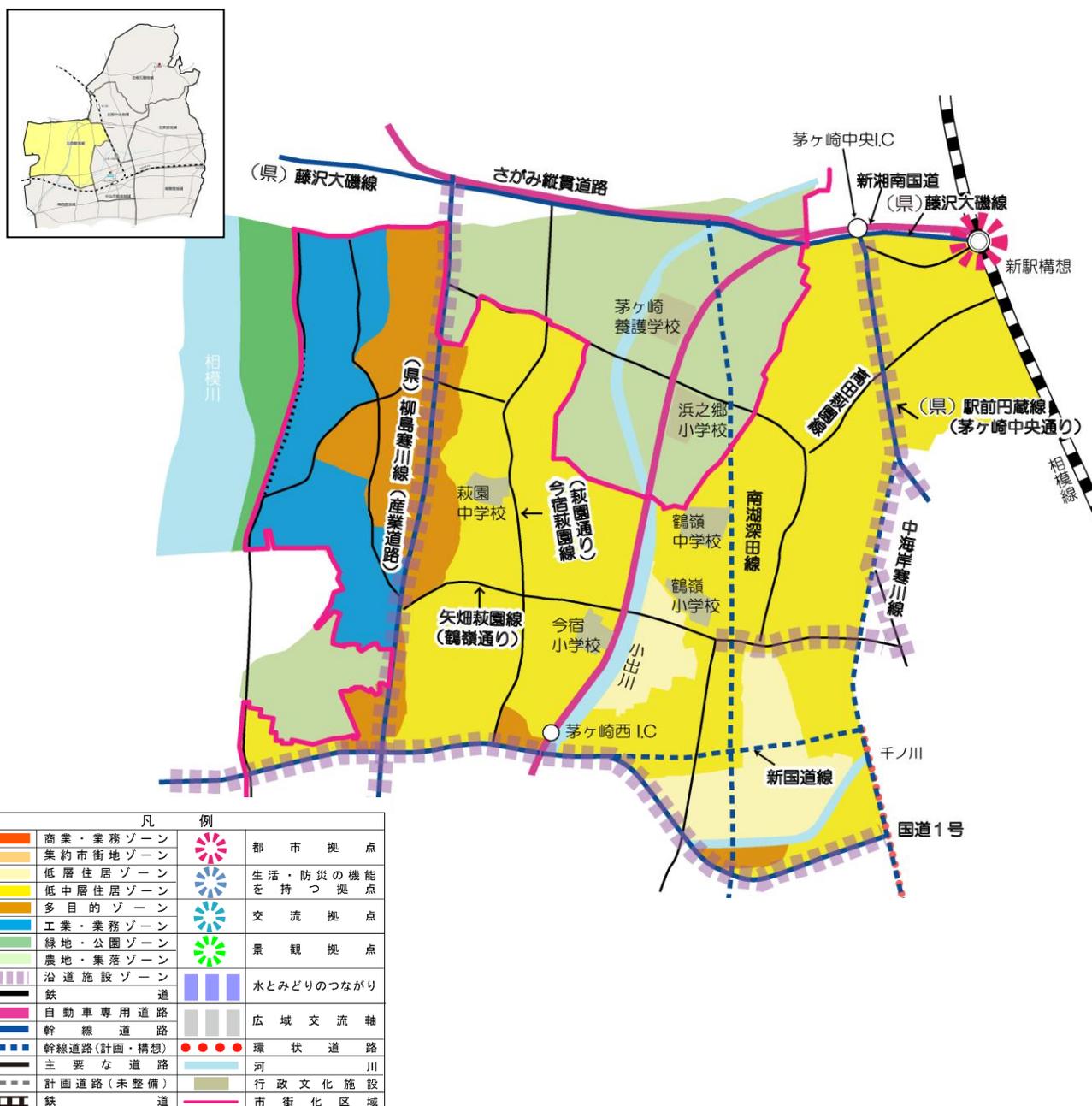
資料：平成27年国勢調査
(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。

2-5-2 地域の将来像

川と杜をとりこんだ良好なまち

- 農地や河川、住宅地、活力ある産業等の地域の豊かな資源を活かしながら、安心して快適に暮らし、働き続けられるまちをめざします。
- うるおいのある田園環境や人々が身近にふれあうみどりの中で、農業・レクリエーション等を通し、地域における人と人とがふれあいながら、いきいきと暮らせるまちをめざします。

◆北西部地域整備方針図◆





2-5-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 人々の暮らしの近くに杜や小出川等の様々な資源を有する本地域は、安心して快適に暮らしていける環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する河川、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- さがみ縦貫道等広域的な幹線道路の整備により新たな交通・物流が創出された産業道路沿道の工業地は、操業環境の維持・向上を促進し、工業地としての機能維持に努めます。さらに、萩園字上ノ前地区は、インターチェンジ付近の土地の利便性を活かし、産業系への土地利用転換を図り、企業の誘致を促進します。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- (仮称)西久保新駅周辺は、相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ヶ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討します。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である中海岸寒川線の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。



(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

○鉄道の輸送力増強

- 将来の相模線の利便性向上を見据え、（仮称）西久保新駅の設置を鉄道事業者に働きかけます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 小出川、千ノ川、相模川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地、農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・



生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 千ノ川や小出川、相模川、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた平太夫新田を生態系ネットワークの核（コア）として、河川管理者である国や市民団体と連携した保全をめざします。

(3) みどりと人々が会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、富士山等魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 農地や樹林等のオープンスペースを活用する際には、緑陰空間、ベンチの設置



等人が集える空間の創出を進めます。

- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘^{あい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。



- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次^{あい}狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。



○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



2-6 『北部中央地域』の都市づくりの方向

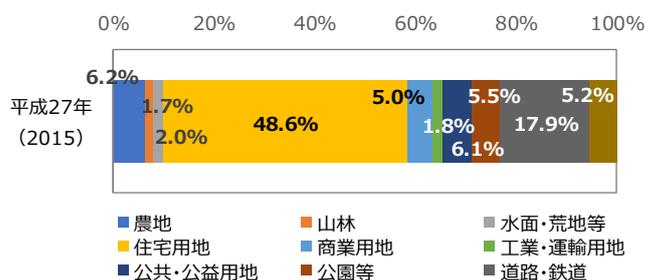
2-6-1 地域特性

- 北部中央地域は、地区の49%弱を住宅用地、農地が6%強、公園等が6%弱、商業用地が5%を占めており、住宅用地や商業用地の割合が高い地域となっています。
- 住居系用途地域が広がる中に生産緑地をはじめとする農地が点在し、田園環境が残る住宅地となっています。
- 公共交通では、相模線が地域の南北を縦断し、香川駅、北茅ヶ崎駅があり、市民の大事な足となっています。また、道路では、藤沢大磯線が東西方向に、東海岸寒川線が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～59歳までがほぼ全市平均を下回っており、60歳以上で全市平均を上回、高齢者の割合が高い構成となっています。

◆建物用途別の棟数割合(平成27年(2015年))◆

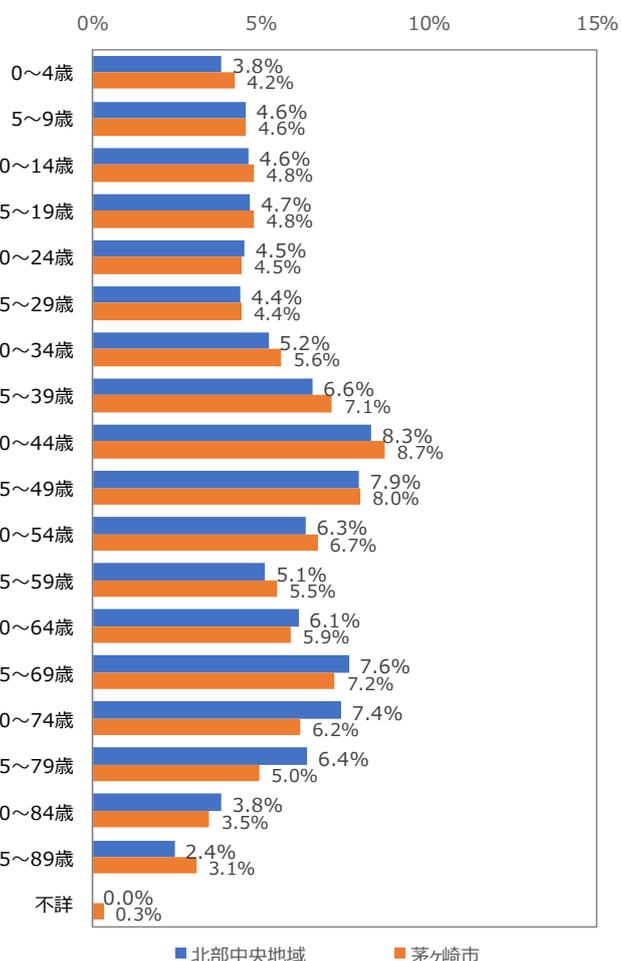


◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

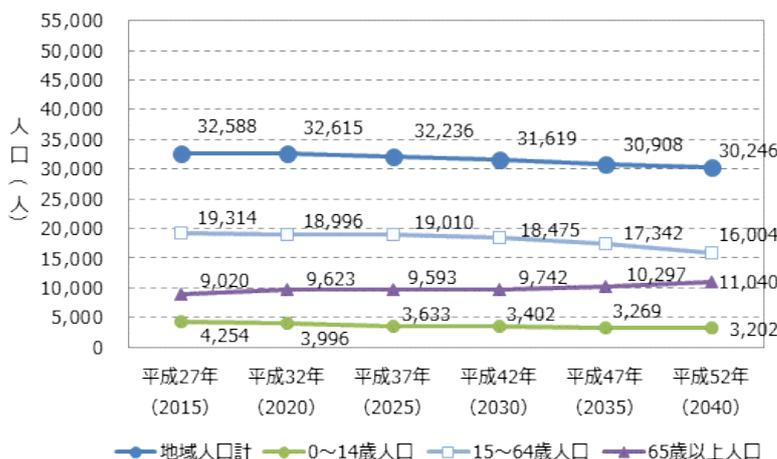
◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



資料：平成27年国勢調査

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。

◆参考 将来人口の推移◆



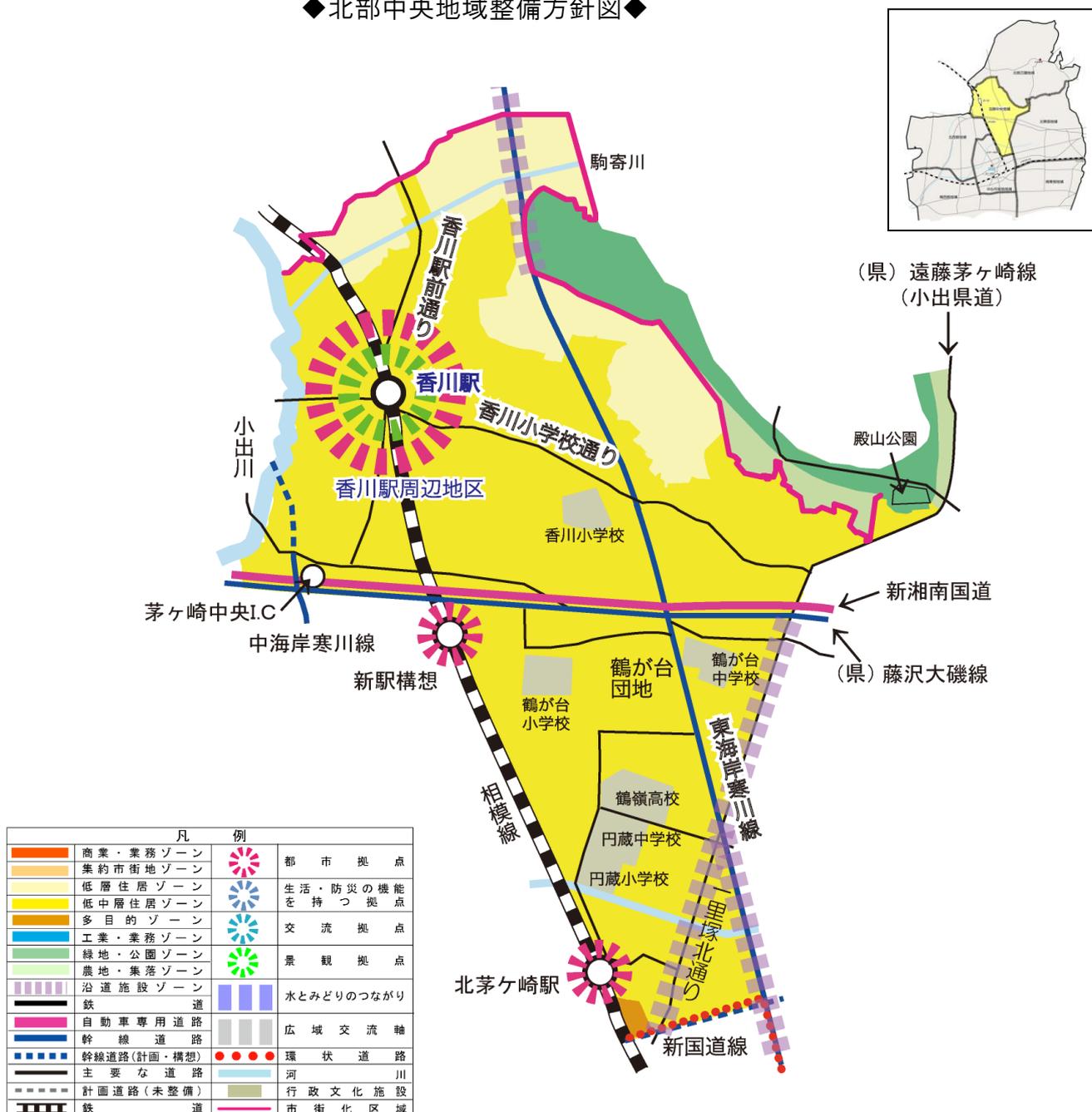
(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

2-6-2 地域の将来像

みどりと共生した都市機能を持つまち

- 農地やみどりの保全を図り、みどりと共生する住宅地の形成をめざします。
- 香川駅周辺は、市民の日常の暮らしや、様々な交流を支える、商業・業務・サービス機能等の機能充実をめざします。
- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡への玄関口としての機能整備とともに、地区の魅力を発信し、活力の創出をめざします。

◆北部中央地域整備方針図◆





2-6-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 香川駅を中心とした住宅地や鶴が台団地等、人々の暮らしの場として発展してきた本地域は、良好な環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域北部の駒寄川や斜面林、住宅地の中にある農地は貴重な自然環境として整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 香川駅周辺については、市民との協働によるまちづくりを継続しながら、駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入をめざします。
- (仮称)西久保新駅周辺は、相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ヶ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討します。

○訪れたいくなる環境づくり

- 香川駅周辺は、居心地の良い空間の整備に努め、人と人との交流や新たなまちの魅力を発見ができる拠点の形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である新国道線の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。



- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化等に向けた取組を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 香川駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

○鉄道の輸送力増強

- 将来の相模線の利便性向上を見据え、(仮称)西久保新駅の設置を鉄道事業者に働きかけます。
- 相模線の複線化に向けた段階的整備として、香川駅に車両の行き違い施設の整備を鉄道事業者に働きかけます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 香川駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、



みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 駒寄川、千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地をはじめとする農地の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 赤羽根から続く斜面林や駒寄川、小出川、千ノ川、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。



○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、茅ヶ崎の市街地や相模湾等魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「香川駅まちづくり基本計画」に基づく整備や下寺尾官衙遺跡群の保存事業の進捗を踏まえ、特別景観まちづくり地区に指定し、建築物等の誘導を進めます。また、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 香川駅周辺のバリアフリー整備促進地区から（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、地区の魅力を発信する取組を進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘^{あい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。



- 市街化区域においては、公共下水道（汚水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（汚水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化^{あい}のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。



○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



2-7 『北部丘陵地域』の都市づくりの方向

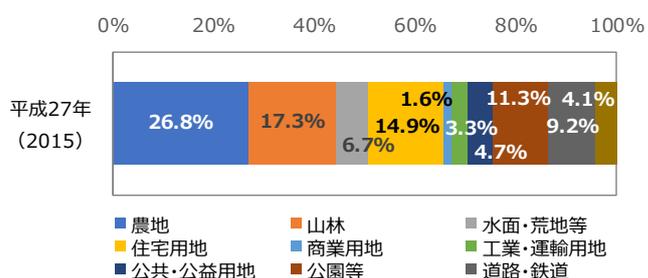
2-7-1 地域特性

- 北部丘陵地域は、地区の27%弱を農地、17%強を山林、住宅用地が15%弱、公園等が11%強を占めており、農地や山林等の自然的土地利用割合が高い地域となっています。
- 地域の大半が市街化調整区域となっており、豊かな自然環境、田園環境が広がっています。県立茅ヶ崎里山公園や、ゴルフ場、大学等が立地しています。
- 公共交通では、茅ヶ崎駅や市外の湘南台駅等から大学、北部丘陵方面へバス路線が整備されています。道路では、藤沢平塚線（小出中央通り）、藤沢寒川線が東西方向に、芹沢遠藤線（大谷通り）・遠藤茅ヶ崎線（小出県道）が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～59歳までが全市平均を下回っている一方、60歳以上が全市平均を上回り、高齢者の割合が高い構成となっています。

◆建物用途別の棟数割合(平成27年(2015年))◆

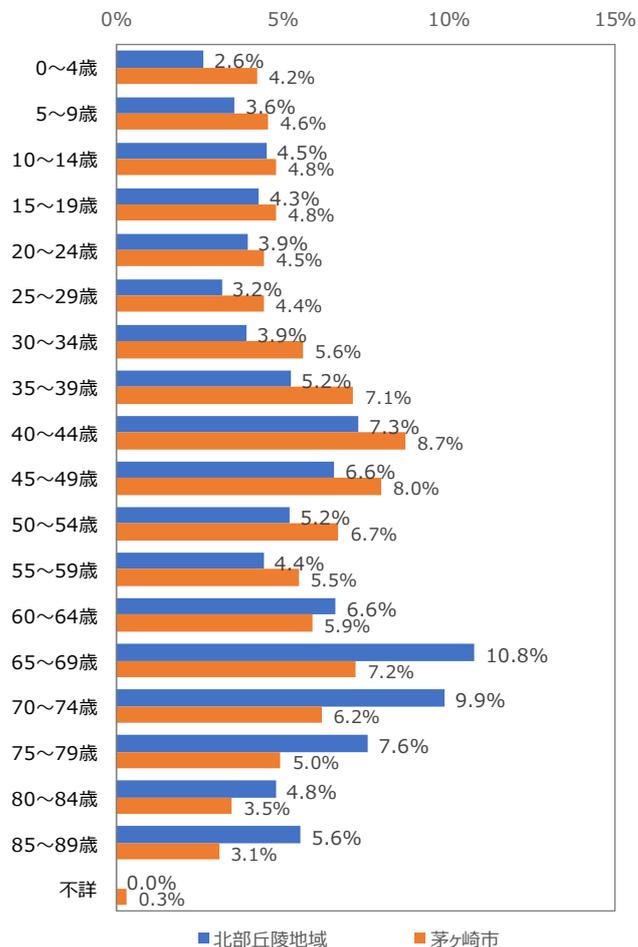


◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆

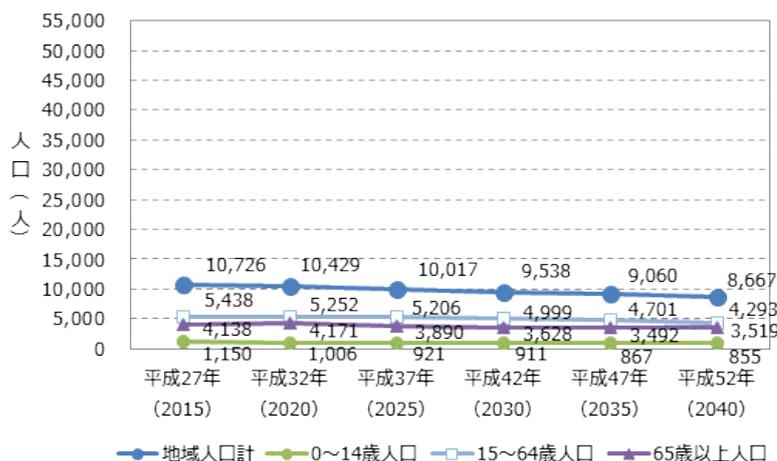


資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



◆参考 将来人口の推移◆



(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

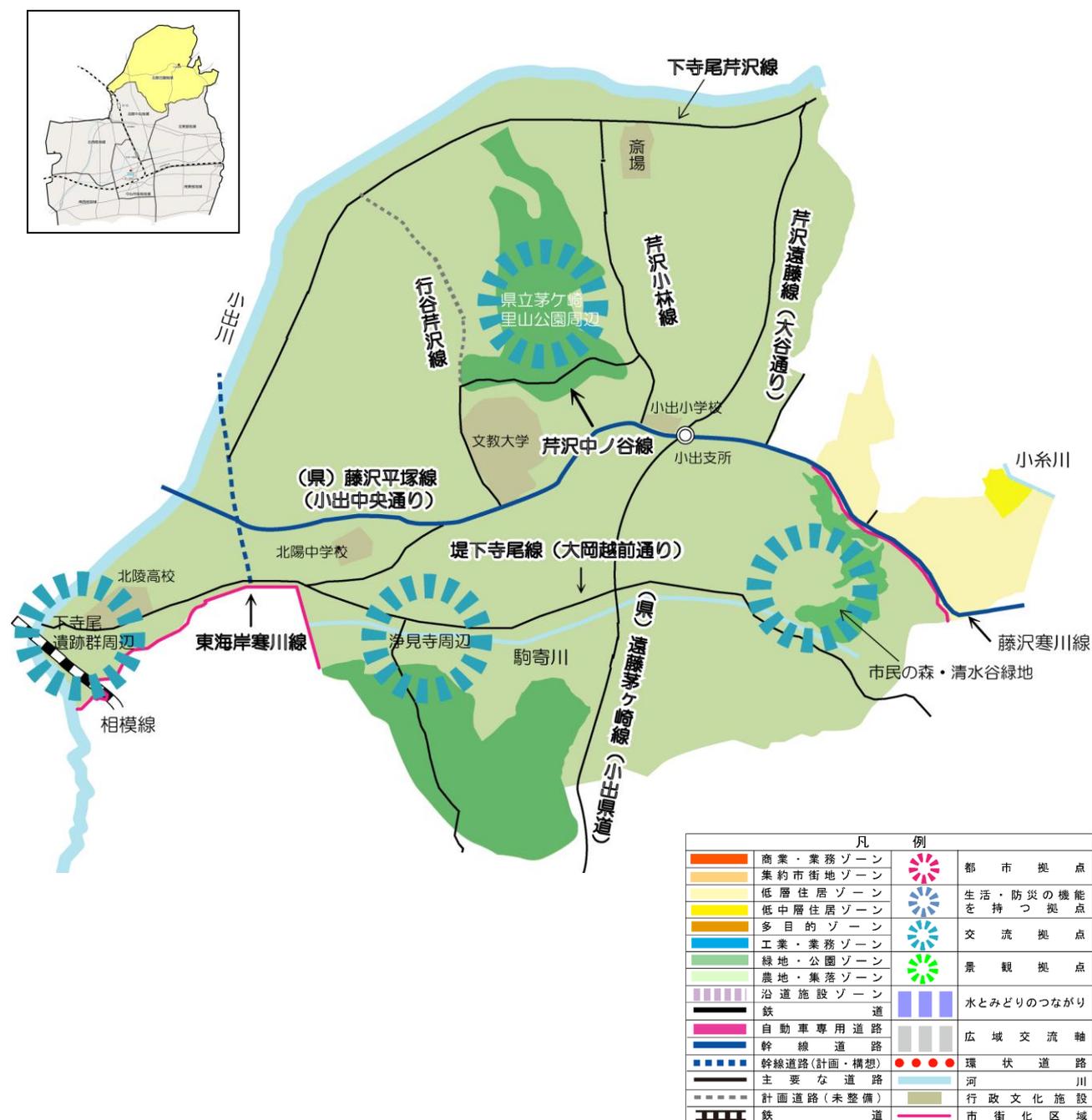
資料：平成27年国勢調査
(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。

2-7-2 地域の将来像

ニューライフ&カルチャーを支援するみどり豊かな湘南の里

- 里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を保全し、「こころの豊かさ」を感じられる湘南の里をめざします。
- 大地の歴史を伝える史跡等の歴史・文化資源や、里山の豊かな自然を活用した学び等、さまざまな体験を通じて、新たな交流が生まれるまちをめざします。

◆北部丘陵地域整備方針図◆





2-7-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を有する本地域は、「こころの豊かさ」を感じられる良好な環境の維持・向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりが地域の主体となり、良好な住環境の維持・向上をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○訪れたいくなる環境づくり

- 県立茅ヶ崎里山公園周辺や市民の森・清水谷周辺は、北部丘陵の豊かな自然環境とのふれあう交流拠点として、整備・活用をめざします。
- 下寺尾遺跡群や（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備を進め、地域の歴史・文化資源を保全するとともに、その資源を活用し、学びを通じて人と人との交流を育む場の形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。



(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 駒寄川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。

また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。



(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 北部丘陵や駒寄川、小出川、農地は、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷や柳谷、行谷等を生態系ネットワークの核（コア）として、特別緑地保全地区の指定等による保全をします。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、下寺尾・堤地区に残る史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、歴史を学び、楽しめる空間づくり等資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、田園風景や富士山の眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

- 旧和田家や旧三橋家等の下寺尾・堤地区に残る歴史的資源の保全を進めます。
- 遺産を活用した新たな活動の展開により、北部の文化的価値の向上をめざすとともに、市内外への魅力の発信を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を活用し、歴史を学び、楽しめる空間の創出を進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を



進めます。

- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 香川駅周辺のバリアフリー整備促進地区から（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、遺産を活用した新たな活動を展開し、地区の魅力を発信する取組を進めます。

住環境整備

（１）快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- 地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あゐ}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（汚水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活



支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次^{あい}狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報(官民境界等)の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。







第5章 推進方策



1. まちづくり推進体制の構築

(1) 新しい公共の形成

複雑、多様化する市民ニーズに対応していくためには、行政だけではなく、市民との協働のほか、民間団体、民間企業の知恵を生かした、公民連携によるまちづくりを進める「新しい公共の形成」が必要です。

安心して暮らす事のできる地域社会を創り上げていくためには、市民や事業者、行政が、市民の市政への参加、相互の連携・協力、地域における課題解決力の向上といった共通認識を持って、基本的なルールの下に自治を推進していくことが大切です。

(2) 更なる協働によるまちづくりの推進

これまでのまちづくりは、行政が市民生活を支える道路や下水道等の都市基盤の整備を行い、都市基盤の整備以外の地域住環境の向上等のきめ細やかな部分については、市民・事業者・行政が適切な役割分担と相互の連携のもと、協働によるまちづくりを行ってきました。

今後のまちづくりは、行政が引き続き、必要な都市基盤の整備を進めるとともに、街なかの資源を有効活用して、より質の高い都市の形成をめざすために、市民・事業者・行政の更なる協働によるまちづくりが欠かせません。市民・事業者・行政が本計画のまちづくりの方向性を共有し（知り、理解する）、それぞれの立場で実現可能な事を考え、行動する必要があります。

(3) これからの協働のあり方

今後、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、更なる柔軟なまちづくりが必要とされます。

そこで、これからの協働まちづくりは、行政による都市づくりのほか、本計画の都市づくりの方向性を共有した上で、市民自らが住むまち（地域）をどのようにしていきたいのか考え（防災に力を入れたい、住環境を向上させたい等）、その方向に向けた取り組みを行う事により、より質の高い都市となります。

そのために、行政は市民・事業者がまちづくりへ参加するきっかけづくりを行い、市民・事業者・行政で更なる協働によるまちづくりを推進します。



(4) 市民・事業者・行政の役割

更なる協働によるまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、まちづくりに取り組むことが重要になります。

①市民の役割

- これからは、市民自らが生活するまちを、自らが良くすることをより意識し、主体的にまちづくりを行うことが大切です。そのため、市民は、まちづくりの主役として、一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、都市のあり方やまちづくりの方法についての知識を身につけていくことが重要です。さらに、積極的に都市づくりへ参加し、身近な地域から全市へと取組を展開していくことが重要です。

なお、取組にあたっては、行政が目指す都市づくりの方向性を理解し、まずは身近でできることを考え、行動し、みんなで協働しながら進めることが大切です。

(身近でできること)

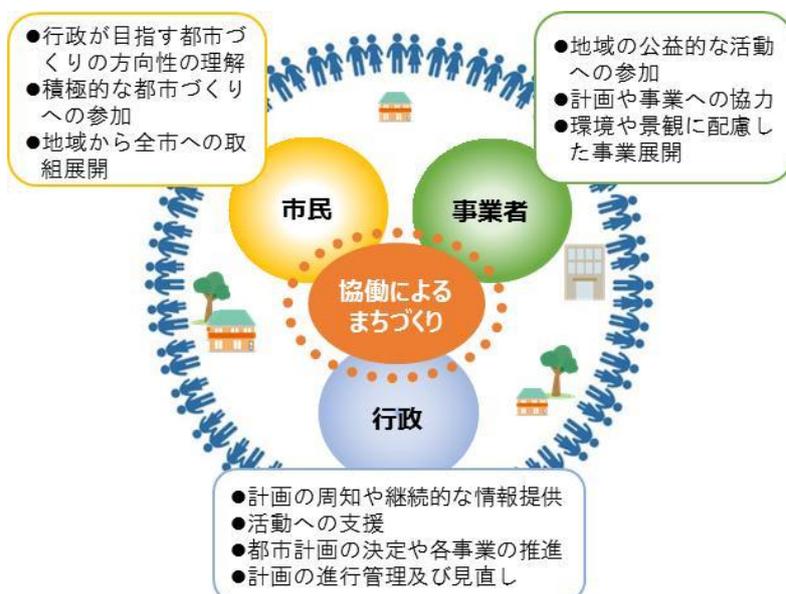
例：地域のイベントに参加する、地域で積極的に挨拶をする、
公共ルールやマナーを守る等

②事業者の役割

- 事業者は、地域社会を構成する一員としてまちづくりに対する理解を深め、計画や事業への協力、地域の公益的な活動に参加していくことが必要です。また、建築物や広場、公園等の整備等を行う場合は、行政が目指す都市づくりの方向性を理解し、周辺的环境や景観に配慮した施設計画等とすることが重要です。

③行政の役割

- 行政は、本計画の進行管理及び見直し、都市計画の決定や各事業の推進を図ります。また、事業の推進に際し、市民・事業者へ協力要請を行うとともに、市民・事業者が主体となってまちづくりに参加できるよう本計画の周知や継続的な情報提供、活動への支援を行っていきます。



2. 進行管理

(1) 進行管理の実施方法

平成 20 年に改定した「ちがさき都市マスタープラン」では、計画の実現状況の確認を行うため、「ちがさき都市マスタープラン確認委員会（都市計画審議会の小委員会）」を設立し、計画の骨組みとなる「重点的に取り組む施策」と「市民と協働で取り組む戦略プラン」について、市民の目線による進行管理を毎年行ってきました。しかしながら、都市づくりの進捗状況を毎年市民の目線で確認できる等の成果はありましたが、長い期間での成果を確認できない等の課題がありました。

また、平成 20 年からの変化として、様々な都市づくりに関する個別の計画が策定され、それぞれの計画で進捗状況の確認が行われているという状況があります。

これまでの進行管理の課題を踏まえ、今後は都市の変化を確認できる相応の期間を設定し、都市全体の動向が将来都市像を支える「都市づくりの目標」が示す方向へ向かっているかを確認します。

確認の方法としては、計画の中間年次である概ね 5 年を目安に、都市計画基礎調査等の複数の要素から、都市の動向の把握に努めます。また、現在、茅ヶ崎市総合計画実施計画や各個別計画において、それぞれの進捗状況の確認が行われていることを踏まえ、本計画の指標として上位計画である総合計画基本構想の指標や市民満足度調査結果を活用し、より効率的な進行管理を行います。

（都市の動向を把握する指標については、参考資料編 160、161 ページを参照。）

【指標の一覧】

将来都市像を支える「都市づくりの目標」	都市の動向を把握する指標		
1. 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり ～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～	① 総合計画基本構想の指標	② 市民満足度調査	③ その他（都市計画基礎調査等）
2. 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む 都市づくり ～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～			
3. 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる 都市づくり ～日常生活に必要な都市機能を向上させ 質の高い暮らしができる住環境に～			

(2) 計画の見直し

本計画は、長期間にわたる計画であるため、今後の社会経済の動向等に対応し、上位計画等との整合を図りつつ、より市民のニーズを反映したものになるよう必要に応じて見直しを行います。



【進行管理イメージ】

<Plan (計画)>

ちがさき都市マスタープラン
将来都市像、全体構想、地域別構想

<Do (実行)>

市民・事業者・行政が連携したまちづくりの推進

<Check (確認)>

《進行管理》【概ね5年毎】

→総合計画基本構想の指標や市民満足度調査を基本に、都市計画基礎調査解析等の複数の要素から都市の動向を把握する

<Action (改善)>

【市民・事業者】

- ホームページ等で結果を情報提供し、まちづくりへ参加するきっかけをつくる

【行政】

- 庁内で結果を共有し、施策・事業等の強化や改善を検討
- 市民や事業者を交えて勉強会やワークショップ等を行い、これからのまちづくりを考える
- 計画の見直し等の検討

効果的なまちづくりの実行

本計画の見直し



参考資料編



1. 用語の解説

【あ】

◆オープンスペース（p●）

都市における公園、緑地、街路、河川敷、民有地の空地部分等、建築物に覆われていない空間を指します。

【か】

◆街区（p●）

市街地を構成する単位で、街路に囲まれた一区画のことを言います。

◆価値（p●）

茅ヶ崎市の地域資源に対する人の評価を指します。

◆共同化（p●）

2人以上の地権者が敷地を一体化して、建築物等を整備することを言います。

◆区域区分（p●）

都市計画法に基づいて、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため「市街化区域」及び「市街化調整区域」を定めることです。茅ヶ崎市では、昭和45年に既に市街地を形成しているところと、おおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべきところを「市街化区域」、市街化を抑制すべきところを「市街化調整区域」と決めました。

◆景観の事前検証（p●）

民間事業者が行う建築等の行為や公共機関が行う空間づくりについて、本市の景観計画に沿ったものであるかを検証することを指します。

◆グロス人口密度（p●）

地区全体の面積に対しての人口密度を指します。

◆グリーンインフラストラクチャー（p●）

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法です。

◆グリーンバンク制度（p●）

引越し等の際に不要となった樹木を行政が引き取り、引き取りたい人を結びつけていく制度です。

◆クラスター（延焼運命共同体）（p●）

延焼被害が起きた場合、運命を共にする建物群のことを言います。クラスター内の建物から1軒でも出火し、そのまま放置した場合、クラスター内の建物全てが焼失するおそれがあります。

◆経営耕作地面積（p●）

農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。

◆景観まちづくり（p●）

自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、本市の景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みを行うことです。また、景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、魅力的な景観をつくりだすことも含みます。清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための活動も景観まちづくりに含みます。



◆建築協定（p●）

住宅地の環境や商業地の利便性を維持、増進するために建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等の規準について、区域内土地所有者等の全員の合意により締結される協定です。

◆個別計画（p●）

個別計画とは、法令等によって策定が義務付けられていたり、策定努力が求められている計画や、本計画の分野別の課題に対応していくための計画です。

◆公共交通利便地域（p●）

鉄道駅から800m圏内の地域、また、鉄道駅から800m圏外の地域でバス停から300m圏内（30本/日（片道）以上）の地域を指します。

◆公共交通利用可能地域（p●）

鉄道駅から800m圏外の地域でバス停から300m圏内（30本/日（片道）未満）の地域を指します。

◆コンパクトシティ・プラスネットワーク（p●）

生活拠点等に、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し集約するとともに、面的な公共交通ネットワークを再構築することを言います。

【さ】

◆サイクルアンドバスライド（p●）

目的地の途中のバス停留所まで自転車を利用し、バス停留所周辺の自転車駐車場に自転車を止め、バスに乗り継いで目的地に行く方法のことです。

◆産業基盤（p●）

産業の育成、発展にとって不可欠な施設の総称で、産業用地、用水、道路、橋、鉄道、港湾、発電施設等をはじめ、技術開発機関や産業訓練、教育のための機関、病院、保育園等も含まれます。

◆3次活動（p●）

睡眠、食事等生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事等社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の活動で各人の自由時間における活動を「3次活動」と呼んでいます。一般に「余暇活動」と呼ばれるものは「3次活動」に相当します。

◆湘南都市圏（p●）

かながわ都市マスタープランにおいて、5つの都市圏域（「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「湘南都市圏域」、「県央都市圏域」、「県西都市圏域」）が位置付けられているうちの1つの都市圏域です。

◆集約型都市構造（p●）

高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のことを示します。

◆人口集中（DID）地区（p●）

国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域です。（DID=Densely Inhabited Districts）

◆自然的土地利用（p●）

農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等のその他の自然地を指します。

◆自然環境評価調査（p●）

茅ヶ崎市が市内全域にどのような動植物が生息・生育し、自然環境がどのようになっているのかを



評価するために、地域の専門家や市民の協力を得て行う調査のことで。

◆住宅改善（p●）

個別の建築物について、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を行うことを言います。

◆シンボルツリー（p●）

地域やその場所を特徴づける印象的な樹木のことを言います。

◆ストリートファニチャー（p●）

道路上におかれている街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停等、歩行者に快適さを提供するための設備のことを言います。

【た】

◆地域循環型農業（p●）

化学肥料や農薬に頼らずに稲や野菜・果物等を栽培し、それらの作物を人の食料や家畜の飼料等にし、自然の生態系に近い状態の中で畜産や酪農と農業・人の活動をリンクさせて、ある一定の地域内で循環していく農業を「地域循環型農業」と呼びます。

◆地区計画（p●）

都市計画法に基づく地区レベルのまちづくりルールで、地区の特性やまちづくりの目標に応じて、住民合意形成のもとに、道路や公園等の地区施設の配置、建物の用途、建ぺい率、容積率、建物の高さ等を定めることができます。

◆昼間人口（p●）

本市の常住人口に本市への流入人口と本市からの流出人口を加減して算出した人口です。

◆ツインシティ構想（p●）

東海道新幹線新駅を誘致する寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚側地区とを新たな道路橋でつなぎ、両地区の機能分担と機能連携が図られた一体的な都市を整備し、全国との交流連携の窓口となるゲートを形成するとともに、環境と共生するモデル都市をめざす都市づくりです。神奈川県と神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会では、「ツインシティ基本計画」を平成12年3月に策定し、さらに具体的な都市づくりを進めるために、平成14年4月に「ツインシティ整備計画」を策定しました。

◆強さとしなやかさ（p●）

大規模な自然災害等が起きた際、被害が致命的なものにならず、迅速に市民生活や都市基盤を回復できるよう、必要な防災及び減災対策を行っておくとともに、迅速な復旧・復興に資する備えをしておくことを指します。

◆低炭素まちづくり（p●）

都市（まち）の建物や移動手段としての自動車等に由来して発生している二酸化炭素やエネルギーの排出を削減するとともに、二酸化炭素を吸収する緑を保全・創出する等、持続可能で活力あるまちづくりを進めることです。

◆都市づくり（p●）

全市的、またはその取組が市全体に関連する取組で、主に行政が行う道路整備等のハード面の取組を指します。

◆都市活力の低下（p●）

生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗・空き地・工場跡地・耕作放棄地等の増加、税込減による行政サービス水準の低下、地域コミュニティの機能低下等を指します。

◆都市的土地利用（p●）



住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場等）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地等）、交通用地（道路用地、鉄道用地等）を指します。

◆**徒歩圏人口（p●）**

子育て機能（保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、幼稚園、学童保育、子育て支援センター/ファミリーサポートセンター）や商業機能（スーパー、コンビニ、ドラッグストア）から半径800m圏内の人口を指します。

◆**都市機能（p●）**

生活サービス施設全般のことを言います。食料品等の店舗や保育園、公園等の日常生活に必要な施設の他、図書館や映画館等の生活を楽しむための施設等があります。

◆**都市基盤（p●）**

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設のことを言います。

◆**都市計画制度（p●）**

都市計画法等に基づいて定める「まちづくりのルール」のことです。都市計画制度を組み合わせることで、地域の実情に応じたルールを定めることができます。

◆**特別緑地保全地区（p●）**

都市緑地法第12条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地等の地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となります。

【な】

◆**乗合交通（p●）**

利用者を限定せず、一度に複数の利用者を輸送する交通手段です。例えば、電車やバス等があります。

【は】

◆**ハザード地域（p●）**

大規模地震等による延焼、洪水による浸水等、災害のおそれのある地域のことです。

◆**文教厚生地（p●）**

文教地区及び厚生地区を指します。文教地区は、学校、研究所、博物館等の教育研究文化施設等からなる地区です。また、厚生地区は病院、療養所、老人ホーム等の医療福祉施設等からなる地区です。

◆**復興事前準備（p●）**

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことを言います。

【ま】

◆**まちづくり（p●）**

地域的またはより小さな単位での多様な主体による取組で、施設整備等のハード面のみならず、人々の活動を生むソフト面の取組を含みます。



【や】

◆ユニバーサルデザイン（p●）

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすることを言います。

【ら】

◆緑被率（p●）

航空写真から 300m² 以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定するものです。

◆緑陰空間（p●）

木の青葉が茂ってできる日陰、木陰（緑陰）が整備された空間のことを言います。

◆リタイア世代（p●）

定年等により退職、仕事から引退した世代を指します。



2. 改定作業の概要

(1) 改定にあたっての関係会議等の概要

- 茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会：7回開催
- 市民討議会
- ちがさきの都市づくりを考えるグループインタビュー
- ちがさきの都市づくりを考えるWEBアンケート
- 若者との意見交換会
- 地域意見交換会
- 市民意見交換会
- 市民説明会
- 都市計画審議会への報告
- パブリックコメント

(2) 茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会

①委員構成

構成	組織名等	委員
市民	—	小峰 実
市の区域内の 公共的団体等 の代表者	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会	細田 勲
	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会	後藤 金蔵
	茅ヶ崎商工会議所 会頭	亀井 信幸
	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 会長	熊澤 克躬(～H30.5) 水島 静夫(H30.6～)
	さがみ農業協同組合 茅ヶ崎地区運営委員長	大川 静雄
学識経験を 有する者	日本大学 理工学部土木工学科 教授	中村 英夫
	東京大学 生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター 准教授	加藤 孝明
	東洋大学 国際地域学部 国際地域学科 教授	岡村 敏之
	慶應義塾大学 環境情報学部 教授	一ノ瀬 友博
	文教大学 国際学部 国際観光学科 教授	海津 ゆりえ
	元ちがさき都市マスタープラン確認委員会 委員長	伊藤 誠
	元ちがさき都市マスタープラン確認委員会 副委員長	梅田 睦男
関係行政 機関の職員	神奈川県藤沢土木事務所 道路都市部長 工務部長	池田 一紀(～H29.3) 高山 宗彦(H29.4～ H30.3)
	工務部長	廣瀬 茂(H30.4～)
	神奈川県茅ヶ崎警察署 交通課長	牧野 末次

②実施日

年度	回	年月日
28	第1回	平成29年3月28日(火)
29	第2回	平成29年7月4日(火)
	第3回	平成29年10月6日(金)
	第4回	平成30年1月10日(水)
30	第5回	平成30年4月18日(水)
	第6回	平成30年7月17日(火)
	第7回	平成30年10月19日(金)

(3) 市民討議会

①実施日 平成29年7月30日(日)

②参加者 市内在住者 37名 9グループで討議/無作為抽出により2,000名に案内を募集

(4) ちがさきの都市づくりを考えるグループインタビュー

①実施日 平成29年8月19日・20日・23日・24日

②参加者 5年以内に茅ヶ崎市に転入した方/30～40代の男性・女性、50代以上の男性・女性
(8グループ 33名)



(5) ちがさきの都市づくりを考えるWEBアンケート

- ①実施日 平成 29 年 7～8 月
- ②対象者 5 年以内に茅ヶ崎市に転入した方 2,037 名 (30 代以上・無作為抽出)
- ③調査方法 郵送で協力依頼を送付、URL・QRコードを案内しWebで回答する方式で実施
- ④回収数 365 名 (回収率 17.9%)

(6) 地域意見交換会

地区名	意見交換会	参加人数
茅ヶ崎南地区	6月23日(土) 16:00～	15名
小出地区	6月11日(月) 19:00～	23名
茅ヶ崎地区	5月20日(日) 13:30～	25名
鶴嶺東地区	5月19日(土) 11:00～	28名
海岸地区	5月19日(土) 16:00～	22名
湘南地区	5月20日(日) 17:00～	22名
湘北地区	6月10日(日) 18:00～	29名
松浪地区	6月20日(水) 9:30～	28名
松林地区	6月22日(金) 18:00～	17名
鶴嶺西地区	6月16日(土) 9:30～	18名
浜須賀地区	5月26日(土) 18:00～	24名
南湖地区	5月29日(火) 19:00～	18名
小和田地区	6月5日(火) 18:30～	24名

(7) 市民意見交換会

- ①実施日 平成 30 年 7 月 5 日 (木)・7 日 (土)
- ②参加者 6 名

(8) 若者との意見交換会

- ①実施日 平成 30 年 8 月 2 日 (木)
- ②参加者 文教大学学生・卒業生 14 名

(9) 市民説明会

- ①実施日 平成 31 年 1 月 17 日 (木)・18 日 (金)・19 日 (土)・20 日 (日)
- ②参加者 ●名

(10) 都市計画審議会への報告

年度	回	年月日
29	第 1 回	平成 29 年 8 月 22 日 (火)
30	第 1 回	平成 30 年 5 月 20 日 (水)
	第 2 回	平成 30 年 11 月 9 日 (金)
	第●回	平成 30 年●月●日 (●)

(11) パブリックコメント

- ①募集期間 平成30年12月27日(木)～平成31年1月31日(木)
- ②意見の件数 ●件
- ③意見提出者数 ●名
- ④内容別の意見件数

項目	件数
■ 本案全般に関する意見	●件
■ 本案に記述された個別の内容に関する意見	●件
□ 都市マスタープランの役割等に関する意見	●件
□ 現状と課題に関する意見	●件
□ 全体構想に関する意見	●件
□ 地域別構想に関する意見	●件
□ 推進方策に関する意見	●件
■ 文章表現に関する意見	●件
■ その他意見	●件



3. 「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表

全市的な取組方針を示す「分野別の取組方針」と7地域における取組方針を示す「地域別の取組方針」の関係性を表した一覧表になります。

「●」部分は、「分野別の取組方針」に対する該当地域になり、都市づくりの方針を記載しています。

「—」部分は、「分野別の取組方針」の該当しない地域となります。

「」部分は、地域との意見交換会において出された、地域として特に関心がある事や重要だと考えている事、今後10年間で重点的に取り組みたいと考えている事等の都市づくりの方針を表しています。

なお、「地域別の取組方針」は、「分野別の取組方針」の記載内容を地域特性に応じた表現に変えて、都市づくりの方針を記載しています。

【土地利用】

～多様なライフスタイルを支えるまち～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 地域特性を生かしたまちづくり							
○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり							
●人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。				●	●	●	●
●本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。	●	●			●	●	●
●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上をめざします。				●	●	●	●
●住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備をめざします。	●	●			●	●	
●工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。	●	—	●	●	●	—	—
●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。	●		●		●	●	●
(2) 足を運びたい拠点の形成							
○都市機能の集約の促進							
●茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺の都市拠点および浜見平地区の生活・防災拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。	●	●	●		●	●	—
○訪れたい環境づくり							
●魅力ある空間の整備を進めることにより、人々が訪れたい拠点の形成をめざします。	●	●	●	●	—	●	●
●自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーション等を通じて、人と人が交流を育むことのできる施設の整備を進めます。	—	●	●	●	—	—	●



【交通体系整備】

～楽しく快適に移動できるまち～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり							
○道路網等の整備と維持管理							
●周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。	●	●	●	●	●	●	
●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。					●	●	—
●茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。	●		●	—	●	●	—
●幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。		●		●			●
(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成							
○乗合交通の利便性向上							
●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。	—	—			—	—	
●交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用しやすい乗合交通となるような利用環境の形成に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●都市拠点や交流拠点間の乗合交通に関して、運行経路等の情報をわかりやすく案内することで、気軽に外出できる環境の形成を進めます。	●	●	●	●	—	●	—
●サイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。	—	●	●	●	●	●	●
○鉄道の輸送力増強							
●東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。	—	—	—	—	—	—	—
●相模線については、ツインシティ構想を考慮しつつ、（仮称）西久保新駅の設置並びに複線化及び複線化の段階的整備として香川駅における車両の行き違いができる施設の設置等を鉄道事業者に働きかけます。また、横浜や東京都心方面を結ぶ路線との相互乗り入れについても鉄道事業者に働きかけます。	—	—	—	—	●	●	—
(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成							
○乗合交通に関する取組							
●PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
○歩行者空間・自転車利用環境の整備							
●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。				●	●	●	●
●駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備をめざします。			—	●	—	●	—
●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり、並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。					●	●	●
●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。					●	●	●
●駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。	●	●	—		—	—	—

※全て「—」部分は、行政と事業者のみの取組方針になります。



【自然環境保全・緑地整備】

～人と生きものが共生するみどりのネットワーク～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 人々がふれあうみどりの充実							
○身近なみどりの充実							
●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。					●	●	●
○立地ごとのみどりの充実							
●樹林や農地、公園・緑地等と河川が連続したみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。	●	—	●		●	●	●
●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします。	—		●	—	—	—	—
●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。	—	●		●	●	●	●
○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実							
●みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を推進します。	●		●	●	●	●	●
○歴史と文化が息づくみどりの充実							
●本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息つき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。	●	●	●		●	●	●
(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保							
○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成							
●北部丘陵や河川・海岸・農地・まちのみどりは、引き続き保全・再生を進めます。	●		●	●	●	●	●
●自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷(しみずやと)や柳谷(やなぎやと)等を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、多様なみどりとともに生態系ネットワークの形成をめざします。また、自然環境評価調査の実施による生きものの生息・生育状況の把握に努めます。	—	—	●	●	●	—	●
(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり							
○多様な主体との連携							
●自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。	●	●	●		●	●	●
●市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実を努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関のみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。	●	●	●	●	●	●	●



【都市景観形成】

～軽やかな気持ちで過ごせる空間をつくる～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 景観資源と眺望を守り、継承する							
○景観資源の保全と活用							
●自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。	●	●	●		●	●	●
○眺望景観の保全							
●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。					●	●	●
○歴史的史跡の保全							
●下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、それらについて学び、楽しめる空間づくりを進めます。	—	—	—	—	—	—	●
●遺産を活用した新たな活動の展開により、北部の文化的価値の向上をめざすとともに、市内外への魅力の発信を進めます。	—	—	—	—	—	—	●
●歴史的価値のある建造物の保存・活用や、浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。	—			—	—	—	—
(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる							
○魅力ある公開空地や公共空間の創出							
●都市拠点、大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。	●	●	●	●	●	●	—
●道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。	●	●	●	●	●	●	●
(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する							
○街なみに調和し、魅力あるサインの整備							
●茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。	●	●	●	●	●	●	●
●茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築							
●公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。	●	●	●	●	●	●	●



【住環境整備】

～心地よく・住みよいまち～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 快適な住環境の形成							
○良好な住環境の形成							
●高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。				●	●	●	●
●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。	●		●		●	●	●
○空き家・空き地等への施策推進							
●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。					●	●	●
○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続							
●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるように公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。					●		
●狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。				●	●	●	●
●市街化区域においては、公共下水道（汚水）整備を進めるとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（汚水）の整備に努めます。	●	●	●	●	●	●	
●日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。				●	●	●	●
●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。					●	●	—
●公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。	●	●		●	●	●	●
(2) 安心して住み続けられる住環境の形成							
○地域の見守りの推進							
●犯罪の発生しやすい死角や暗がりや暗がりといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。	●		●		●	●	●
○セーフティネットの構築							
●高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
○住宅改善と良質な住宅供給の促進							
●大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。	●	●	●		●	●	●
●建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。	●		●	●	●	●	●



【都市防災】

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる都市づくり							
○地震に強い都市基盤の整備							
●災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。					●	●	●
●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。					●	●	●
●避難所や医療拠点等から柳島水再生センターまでを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。また、県が進める柳島水再生センターの地震対策についても、連携を図り進めます。	●	●	●	—	—	—	—
●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。					●	●	●
○雨に強い都市基盤の整備							
●隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。	—	—		—		—	●
●浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。					●	●	●
○災害情報の伝達体制の整備							
●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。				●	●	●	●
○災害に備えた機能の整備							
●災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。				●	●	●	●
●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。					●	●	●
●大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。	●		●	●	●	●	●
●災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るため、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
(2) 被災後の復興に向けた取組の推進							
○復興準備に取り組む体制の構築							
●平常時から市民、事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
(3) 自助・共助による取組の促進							
○一人ひとりの防災意識の向上							
●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。					●	●	●
○地域と取り組む防災対策							
●避難所打合せや地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。					●	●	●
●茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。	●	●	●		●	●	●
●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。					●	●	●



4. 都市の動向を把握する指標（参考）

指標、基準値、目標値は、総合計画基本構想改定後に適切な指標にし、整合を図ります。

将来都市像を支える 都市づくりの目標	目標とする状況	①総合計画基本構想の指標(現時点)
		都市づくりの動き、進捗を観察
◆目標1 多様な個性と自然と文化 が共生する都市づくり ～まちの資源に磨きをかけて いくことで魅力ある都市空間に～	【豊かな自然】 海や里山、川等の自然を身近に感じられる	・市域面積における緑地面積率
	【魅力あるまちの資源】 史跡や公園、お洒落なお店等、居心地が良く、出 掛けたくなる場がある	・「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合 ・市民1人当たりの都市公園面積 ・農業従事者1人当たりの年間農業産出額 ・耕地面積 ・耕作放棄地面積
◆目標2 地域や経済の活力が「茅ヶ 崎」の魅力を育む都市づくり ～にぎわいを生み出すことでま ちやひとが元気に～	【拠点への機能集約】 人が多く集まる拠点では、スーパーやカフェ等のお 店の他、病院や映画館等様々な時間の使い方が できる	・市内事業所数と従業者数
	【楽しく、快適・便利な移動】 出掛けたい場所まで、徒歩や自転車などで気軽に 移動でき、草木等の季節を感じる等移動も楽しく、 まちなかで過ごせている	・年間公共交通利用回数(市民1人当たり)
	【質の高い生活】 家の近くに、公園やオープンスペース等があり、顔 の見える関係が築かれている	・市民1人当たりの都市公園面積
◆目標3 安全・安心、快適、便利 な市民生活が実現できる都 市づくり ～日常生活に必要な都市機能 を向上させ質の高い暮らしがで ける住環境に～	【安全・安心】 安全・安心な暮らしができる	・特定建築物や住宅の耐震化率 ・公共下水道(汚水)整備率 ・公共下水道(雨水・雨水幹線)整備率 ・河川整備の進捗率 ・高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給 戸数
	【(再掲)魅力あるまちの資源】 家の近くに居心地の良い公園や魅力的なお店等、 出掛けたい場所がある	・(再掲)「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の 割合 ・(再掲)市民1人当たりの都市公園面積
	【(再掲)快適・便利な移動】 出かけたい場所まで、徒歩や自転車、公共交 通で気軽に移動できる	・(再掲)年間公共交通利用回数(市民1人当たり) ・都市計画道路の整備率 ・道路の歩道整備延長
	【質の高い日常生活】 家の近くに日常生活に必要なスーパーや保育園、 診療所等がある	・(再掲)高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅 の供給戸数



②市民満足度調査(現時点)	③その他
市民の満足度	まちの移り変わり(方向)を観察
D1:市街地と自然環境が調和した土地利用 D10:海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境 D14:農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用	●「あなたは、どんなところに本市の魅力を感じていますか」に対する「自然や緑、水が豊か」の選択割合
D4:地域の特性を生かしたまちなみ・景観 D5:樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑 D9:やすらげる身近な公園や緑地 (再掲)D10:海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境 (再掲)D14:農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用	●「過ごし方調査(中央公園、鉄砲通り等)」 (整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査) ●「自分らしく心地良く過ごしている」と思う市民の割合 ●外出の頻度 ●「出かけたくなる場が増えている(選択肢の増加)」と思う市民の割合
D2:駅周辺の市街地の快適性や利便性、にぎわい D13:多くの人々を誘う魅力ある商業、観光の振興 D15:働きやすい職場の環境や勤労者への福祉 D16:地域特性を生かした都市の拠点	●都市拠点ごとの施設充足状況(商業機能、文化・交流機能、医療機能等) ●15歳以上就業者のうち市内で働く就業者の割合
D3:鉄道やバスなどの公共交通の利便性	●来街者数(延観光客数) ●(再掲)外出の頻度 ●(再掲)「過ごし方調査(中央公園、鉄砲通り等)」 (整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査) ●公共交通利用圏域別カバー率 ●市民1人当たりの保有台数(車、自転車)
(再掲)D9:やすらげる身近な公園や緑地 (再掲)D10:海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境	●都市公園等のカバー圏域外人口 ●気軽に顔を出せる場所の有無の割合 ●ボランティア活動に参加している市民の割合 ●地域でのオープンスペースや空き家等の利活用状況 ●「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合
D6:建築物の防火性とバリアフリー化等による人にやさしいまち D8:自宅周辺の生活道路の安全性・快適性 D11:安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物 D12:公共下水道の整備状況	●交通安全教室、自転車ルール講習会の参加人数 ●自主防犯活動団体の人数 ●「住まいで困った際、誰かに相談できる」と思う市民の割合 ●準防火地域指定後の防火性能向上率 ●狭隘道路率(道路の閉塞率) ●「本市の防災対策が進められている」と思う市民の割合
(再掲)D5:樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑 (再掲)D11:安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物	●(再掲)「過ごし方調査(中央公園、鉄砲通り等)」 (整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査) ●(再掲)「自分らしく心地良く過ごしているか」と思う市民の割合
(再掲)D3:鉄道やバスなどの公共交通の利便性 D7:近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋 (再掲)D8:自宅周辺の生活道路の安全性・快適性	●(再掲)「過ごし方調査(中央公園、鉄砲通り等)」 (整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査) ●(再掲)公共交通利用圏域別カバー率 ●(再掲)市民1人当たりの保有台数(車、自転車)
—	●(再掲)沿道ゾーン等における商業系の床面積 ●施設毎の徒歩圏内人口(子育て機能、医療機能、福祉機能、商業機能等) ●「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合



5. 「茅ヶ崎らしさ」の調査結果

(1) 茅ヶ崎らしさの調査の経緯

本市では茅ヶ崎市市民参加条例も施行（平成26年（2014年）4月）され、まちづくり、観光、福祉、教育等様々な分野において、市民や事業者等多様な主体が市政に参加し、その意見が市政に反映できるようになりました。それぞれが持つ人材、技術等を活かし、これまでにない創意工夫のある取組が進められる環境が整いつつあります。

このように複数の主体が市政に参加して物事を進めていく上で留意すべき点は、「各主体が方向性や目標を共有し、目標の達成に向けて何ができるかを考え、取り組みつづけること」です。方向性や目標を共有しないと、それぞれの割合や利益だけ考える状況を作り出してしまうことが考えられ、社会にとってプラスに働くとは言えません。

しかし、方向性や目標を共有すれば各主体が行う様々な取組について「方向性や目標からずれていないか」、「主体の都合だけを考えて取組を進めていないか」をお互いに確認することができます。

多様な主体が市政に参加する時代においては、市民、事業者及び行政も含め、個々の利益ではなく、「社会に対してどのような価値[※]を提案できるのか」をこれまで以上に意識する必要があります。

さらに、全国的に人口・世帯減少や高齢化が進み、女性の就労拡大や男性の家事への参加が進む等、社会状況の変化とともに、人々の生活スタイルも変化しています。本市でも、リタイア世代[※]の増加により昼間人口が増え、就労も通学もしていない方が増加する傾向にあります（14ページ（4）昼間人口を参照）。高齢化による昼間人口の増加や3次活動[※]が増えつつある状況は、仕事や家事等以外の「地域におけるイベント」、「家族、恋人、友人等と交流」、「趣味や学習」等、地域とのつながりや個人のための時間を充実させる環境や機会を創出していくことが、これまで以上に求められていくものと考えます。

そのため、今後のまちづくりには、地域で集まるイベント等の交流を行ったり、学習や自然観察、スポーツ等を楽しんだり、時にはひとりで過ごす（3次活動）等、人それぞれの生活スタイルに応じて、まちなかで過ごせるような居場所をつくる必要であると考えました。

そこで、本市では、茅ヶ崎の価値や魅力（茅ヶ崎らしさ）を捉え直し、市民・事業者・行政のみならずで共有し、茅ヶ崎の価値や魅力を高め、まちなかで過ごせるような居場所を多くつくることを主眼に置き、まちづくりを進めていきたいと考えています。

なお、改定にあたっては、これまでの都市づくりでの課題への対応を検討するとともに、人口減少や少子高齢化等の社会状況の変化に対応するため、同時期に改定を行う関連する計画の「茅ヶ崎市景観計画」や「茅ヶ崎しみどりの基本計画」と連携した検討を行い、「茅ヶ崎らしさ」のとりまとめは「茅ヶ崎市景観計画」で行いました。

※「価値」とは、人や社会にとって良い影響を与える個性のことを言います。例えば、「海」「里山」等の資源そのものが「価値」にはならず、そのような資源が人々の生活や社会に良い影響があつてはじめて、「価値」となります。

(2) 調査の概要 ※「茅ヶ崎市景観計画」より抜粋

様々な場面で「茅ヶ崎らしさ」「茅ヶ崎らしい」という言葉が用いられています。この「らしさ」という言葉を使うときに、茅ヶ崎らしさと言えば「海」、「富士山が見える風景」等特定のものを指している場合や、「茅ヶ崎らしいまちづくりを進める」等抽象的な使い方をする場合もあり、市民、事業者及び行政とも「茅ヶ崎らしさ」に対する考えやイメージは様々です。また、「らしさ」という言葉の意味を十分に理解せずに使われている状況にあります。

「らしさ」とは、そのものが持つ個性（性格、外見、能力等）の意味であり、多くの人にとって「価値や魅力になるもの」又は「ブランド¹⁾となるもの」を「らしさ」と言います。

人は、あるものに対して「らしさ（価値や魅力）」を感じた場合、「イメージ（例えば、綺麗、優し



い、真面目等)」や「イメージと関わりの深い要素」で、「らしさ」を表現します。例えば、ある企業に「誠実な」といったイメージを抱いた時には、“お店での接客”、“製品の品質”、“丁寧なアフターサービス²⁾”等に触れたことにより、「誠実な」というイメージに帰着します。この例でいう「誠実な」とは、利用者が企業に対して抱いた価値や魅力であり、企業自らが「誠実」と規定したわけではないということです。たとえ、企業側が「わが社は誠実である」と言っても、利用者が誠実と感じなければ、それは企業の「らしさ」ではないことを認識する必要があります。一方、利用者が抱く「らしさ（価値や魅力）」を把握し、それを強みとして活かせば、利益やファンを増やし、様々な取組をする上で良い結果を生むこととなります。

以上を踏まえ、今回の改定にあたっては、期末評価を受け、茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」を最新の手法を用いて調査・分析を行い、市内外の方々が抱いている「茅ヶ崎のイメージ」「イメージと関わりの深い要素」を把握しました。

さらに調査を踏まえ、茅ヶ崎らしさを高めることで、市内外の方がより一層のまちの魅力を体感・体現するために、まちづくり側が意識すべき事項を「28 ページ（11）茅ヶ崎の価値・魅力」として整理しました。

- 1)ブランド：ある対象を持つ個性のうち、その時代や社会にとって価値や魅力になっているもの。
- 2)アフターサービス：商品販売後にその維持・修理等について、業者が購買者に提供する奉仕。

(3) 調査の方法

調査は、次の表に示すとおり、アンケート、ヒアリング及び統計データに加えて、市民討議会、景観まちづくり審議会等での議論を行い、まとめていきました。また、社会的な状況を踏まえ、人の生活の変化を把握し、まちづくりの方向性を併せて整理しました。

A. 茅ヶ崎のイメージやイメージと関わりの深い要素を整理

市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージとイメージと関わりの深い要素を下記の調査から整理

調査名	内容
市民満足度調査	市内在住の方に、茅ヶ崎の魅力、市政に対する満足度を調査
地域特性調査	市民と市外の双方に共通の設問・選択肢を用いたアンケートを行い、茅ヶ崎の特性を他都市と比較し、茅ヶ崎のまちの性格を把握
観光資源に関する調査	市内外の方に、茅ヶ崎に対する印象や観光資源について把握
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージギャップ、まちの魅力や課題等について調査
茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	ヒアリング、WEBアンケート、雑誌から、茅ヶ崎の印象やライフスタイルを把握

B. イメージと関わりの深い要素の特徴を把握

Aで整理した要素（住みやすい、交通の便（買い物が便利）、自然が豊か、食が豊か）の特徴を把握

調査名	内容
市民討議会	市内在住の方を無作為抽出により抽出し、「好きな場所」、「まちなかの移動」、「身近な自然、みどり」についてグループ討議を実施
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージギャップ、まちの魅力や課題等について調査
教えて！好きな場所での過ごし方	日ごろ、どんな場所で、どのような気持ちで過ごしているのかを、「いつ」、「移動手段」、「気分」、「好きな理由」を聞き、生活の実態やまちの特徴を把握
移動特性（大都市交通センサス）	鉄道・バス等の利用実態や駅から自宅・勤務場所間の移動手段（端末交通手段）から移動の特性を把握
自然、みどりに関する調査	みどりを「守る」「増やす」「戻す」の視点で、満足度やニーズを把握するとともに、どのようなみどりが大事に思っているかを調査



(4) 調査結果概要

A. 茅ヶ崎のイメージについて

人は、まちを訪れた時や住んだ時に、そこで生活している人々と街の雰囲気や魅力を感じ取り、それをまちのイメージとして捉えます。このイメージは、まちの個性を整理する際に重要な情報となります。今回、茅ヶ崎が他都市と比較して、どのようなイメージを抱かれているのか把握するため、市内の方及び市外の方を対象に、まちに抱くイメージを調査しました。

調査結果を見ると、近隣の藤沢市や鎌倉市等と比べ、茅ヶ崎に「自由な」、「明るい」、「ゆったりとした」といったイメージを強く抱いていることが分かりました。また、転入者の方へのヒアリング等においても、茅ヶ崎に「気さくでオープン」「都会でも田舎でもなく、のんびりしている」等、同様のイメージを持っていることが分かりました。

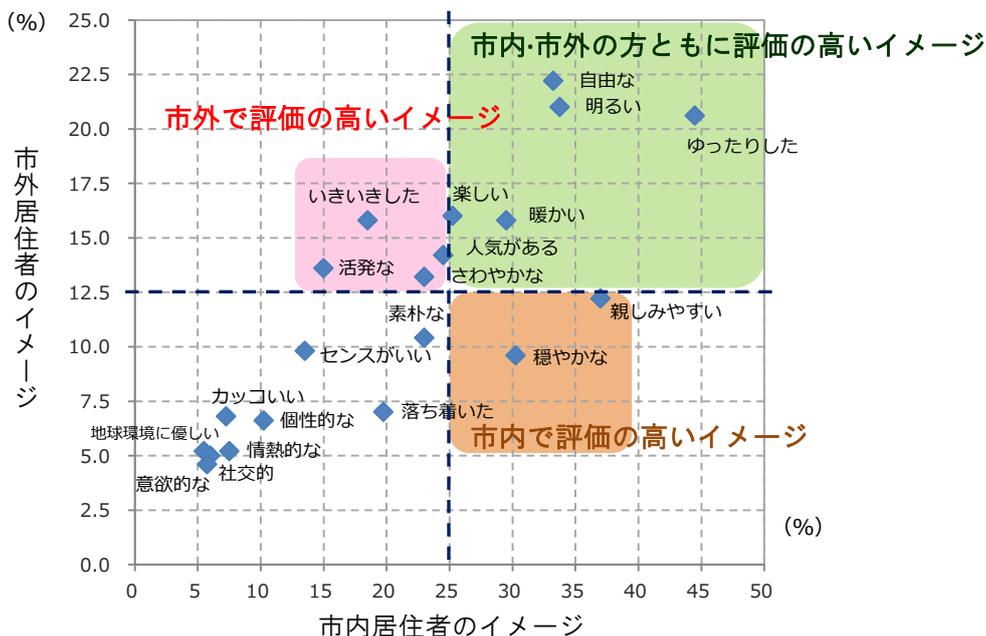
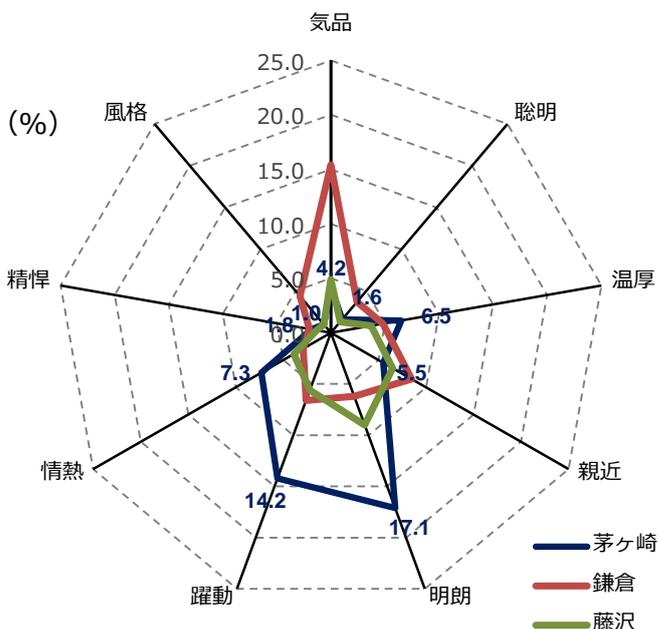


図 市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージの相関

資料 地域特性調査



- 【精悍】 意欲的な・勇敢な・するどいはっきりした・力強い・大胆な
- 【情熱】 活発な・情熱的な・野性的な
- 【躍動】 いきいきした・楽しい・享楽的な自由な
- 【明朗】 さわやかな・明るい
- 【親近】 やわらかい・親しみやすい・素直な素朴な・かわいい・穏やかな・謙虚な
- 【温厚】 優しい・暖かい・気が利く
- 【聡明】 利口な・聡明な・社交的・繊細
- 【気品】 品がある・責任感のある・高貴な知的な・堅実な・ゆったりしたまじめな・落ち着いた
- 【風格】 頼もしい・妥協しない・信念がある華麗な・理性的な

図 近隣市とのイメージの違い

資料 地域特性調査

B. 茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素について

茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素として、どのようなものがあるか調査しました。下表に示すとおり、様々なアンケート等の結果に共通するのは、「住みやすさ（住み心地）」、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」の4つ項目について評価が高いことが分かりました。

表 アンケートで評価の高い項目（上位の項目）

市民満足度調査	地域特性調査	観光資源に関する調査	転入者アンケート	茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	
心地よく暮らせる居住環境	住み心地がよい街だ ゆったりと暮らしている 温暖な気候で住みやすい	のんびり過ごせそう 住みやすそう 安全	静かな居住環境 まちの雰囲気 が良い	のんびり暮らせること まちや海が綺麗なこと	>> 住みやすさ (住み心地)
自然やみどり、水が豊か	海と調和している街だ	自然が豊か	海が近い	癒される自然があること まちや海が綺麗なこと	>> 自然が豊か
交通の便が良い 買い物が便利	—	—	交通の便が良い 買い物が便利	—	>> 交通の便
海の幸や農産物に恵まれて食が豊か	海の幸が美味しい	—	—	—	>> 食が豊か
—	海で遊べる	地味な風土のエリア	親や子どもがいる	楽しめる場所がたくさんあること	>> その他

C. 魅力の構造とイメージとの関係

「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」という3つの項目については、魅力となっている要因（例えば、自然が豊かは、海や里山がある）を具体的に連想できる一方で、「住みやすさ（住み心地）」については、人によって住みやすいと感じる要素は様々であると考えられます（例えば、家の住み心地なのか、友人等と一緒に暮らせる環境が住みやすさにつながっているのか等）。

そこで住みやすいと感じている要因をヒアリング等により再整理すると、住みやすいと感じるものとして、自然、交通（買い物）、食事に関わる事項が挙げられました。このことから、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」が組み合わさった結果として「住みやすさ」につながっているものと考えられます。さらに、「海にも行けるし、山にも行ける」「歩いて、駅や海にも行ける」等想いに代表されるように、多くの方が茅ヶ崎に魅力を語る際に「も」という言葉を使うことが多いことから、茅ヶ崎は様々な要素に触れやすい環境があることが魅力となっていると考えられます。

また、「のんびり」、「ゆったり」及び「肩ひじ貼らず」等自由さや軽快さを表わす言葉を使って、茅ヶ崎の魅力が表現されています。そのことから、市内及び近隣の中で様々な要素に触れられる環境があることで、市内（又は近隣）でのんびりと過ごし、「ゆったりとした」という時間がまちに流れていることや、「自由な」・「明るい」等軽やかな印象を人々が抱くものと考えられます。

表 住みやすい・住み心地が良い理由

住みやすい・住み心地が良い理由の例	
海にも行けるし、山にも行ける 富士山や箱根までの眺望が良い 高い建物がなくて、空が広い 等	>> 自然に関わること
家の周りでだいたいのが済む 歩いて、駅や海にも行ける 小さなお店もたくさんあって、ご飯や買い物等色々楽しめる 等	>> 交通（買い物）や食に関わること
観光地っぽくなく、のんびりしていい ラフな格好で歩いて、肩ひじ張らずにいれる 茅ヶ崎の人はゆっくりとして良い。時間に対する考え方が違う 等	>> まちや人の雰囲気



(5) 茅ヶ崎らしさとは

「人とまちの距離がちょうどよい。」

都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店等色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思いたったら、気軽に行けて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

調査により、近くで様々な要素に触れられる環境があることが、茅ヶ崎の価値や魅力となっています。徒歩や自転車で様々なところに行けるのは、まちがコンパクトで、自然、駅周辺、商店、住宅等が近接している環境があるということです。また、広域な視点で見ると、東京や横浜、江の島や鎌倉、箱根等にも比較に近く、他都市の魅力も気軽に味わえる、ちょうど良い位置に茅ヶ崎はあります。

以上のことから、人々が抱いている茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）とは、人とまちの「近接性（距離感が近い）」によるものと考えられます。近接性が、待合せや電車の時間等を気にせず過ごしている人々の姿や街の雰囲気につながり、多くの人々が茅ヶ崎に「ゆったりとした」、「自由な」、「明るい」等軽やかな印象を抱く要因の一つになっているものと考えられます。

茅ヶ崎が、人々にとってこれからも魅力的であり続けるためには、市民、事業者及び行政が共に「茅ヶ崎らしさ」を意識して、様々な取組を進めことが重要です。

例えば、公共空間をつくる際には、明るい色彩を基本としながら、木陰の下にベンチやオープンテラスを設置する等ゆったりと過ごせるように空間的な配慮を行い、また様々な活動を気兼ねなく行えるように空間の利用方法を過度に制限しないことが大事です。茅ヶ崎らしさを高めるような工夫を、様々な取組の中で進めることで、「茅ヶ崎っていいね」「行きたい」「住みたい」等、より多くの方からの共感を得ることが期待できます。

(6) 茅ヶ崎らしさを高めるために

これからも、価値・魅力ある茅ヶ崎であるために、次のことを大事にして、まちづくりを進めます。

①都市機能が近接している環境を強化する

- ・駅等の拠点に公共施設、商業業務施設等の機能を集める。

②楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

- ・既存の公共施設等を活用し、遊び、学習及びイベント等の活動が行える場所をつくる。また、家の近くに、シンボルツリー等身近なみどり、公園、飲食店、農園等楽しく過ごせる空間をつくる。

③街なかの移動も楽しめる

- ・徒歩や自転車での移動が楽しめるように、四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャー等をつくる。



6. 市民意見

(1) 市民討議会

1) 実施概要

①実施目的

日々の生活目線で茅ヶ崎の魅力（茅ヶ崎らしさ）をあらためて確認し、茅ヶ崎の魅力（茅ヶ崎らしさ）を感じるための要素と「公共空間」、「自然・みどり」、「移動」について議論を行い、茅ヶ崎の魅力（茅ヶ崎らしさ）の要素を把握しました。

◆討議テーマ：「自分らしく生きるまち・茅ヶ崎の魅力

一日々の暮らしから 好きな場所、身近な自然、まちなかでの移動 を語り合うー

- ・魅力の確認（好きな場所）について
- ・身近な自然、みどりについて
- ・まちなかでの移動について

②実施日 平成 29 年 7 月 30 日（日）

③参加者 市内在住者 37 名 9 グループで討議／無作為抽出により 2,000 名に案内を募集

2) 実施結果

<主な意見／討議①：茅ヶ崎の魅力の確認（好きな場所）>

- 好きな場所は、自然、公園・緑地、文化・レクリエーション施設、みち、お店等多様
- 好きな時間に、家族や友人と、一人で、癒やしくつろぎ、リフレッシュを求めてウォーキングやサイクリング、買い物等の自由時間を楽しむ
⇒自然や都市の便利さ、文化資源を身近に享受できることが魅力
⇒海の見える・感じられる生活や、景観等、気持ちに起因する魅力要素が多い
⇒人との触れあい・コミュニケーションも魅力要素

<主な意見／討議②：まちなかでの移動>

- 徒歩や自転車で移動する理由～嬉しい・楽しい・気持ち良いとき～
⇒散歩・散策、気分転換、季節を感じる、潮風や空気感、健康、路地での新しい発見、立ち止まって話すことで嬉しい気持ちに
- 買い物や北部（山側）への移動はバスや車が多い傾向
- 改善要素
 - ・高齢化により車利用が困難になることに備え、バスの利便性向上（北部等への利便性向上、情報提供等）
 - ・道路が狭く車や自転車が錯綜して危険
 - ・自転車のマナー徹底や教育：茅ヶ崎ルール

<主な意見／討議③：身近な自然、みどり>

- 公園等の拠点の緑、松林、街路樹はもとより、家にある緑も含め、今あるみどりを大切に。
- 市民主体や協働で取り組みたいこと、改善要素
 - ・みどりを知ってもらう取組／動植物の写真を撮って発信し伝える仕組み、里山公園の螢等象徴的なみどりや自然の対外的なPR
 - ・維持管理等に関わる取組／維持管理や費用負担等に参加したい人のための制度づくり
 - ・高齢化に伴う宅地のみどりの管理支援
 - ・荒廃した畑の生産緑地や市民農園としての活用
 - ・空き家や空き地の手入れや管理
 - ・街路樹の落ち葉清掃、鳥の糞害



(2) ちがさきの都市づくりを考えるグループインタビュー

1) 実施概要

①実施目的

市民討議会参加者中には少ないと想定される、近年茅ヶ崎市に転入してきたファミリー世代、高齢世代を対象に、抱いていたイメージと実際に住んで感じたギャップ、住んでみて感じた良いこと等を、グループインタビュー形式で把握しました。

②実施日 平成 29 年 8 月 19 日・20 日・23 日・24 日

③参加者 5 年以内に茅ヶ崎市に転入した方／30～40 代の男性・女性、50 代以上の男性・女性
(8 グループ 33 名)

2) 実施結果

<主な意見／30～40 代女性>

●転入理由等

- ・藤沢市や横浜市、平塚市等が他の転居先候補地
- ・住宅の取得価格、水（海）とみどりがある自然環境、治安や雰囲気の良い、買い物等の生活利便性から選択
- ・家族との同居や実家へ戻るといった事情も転入の要素

●イメージや住んで感じたこと等

- ・湘南のおしゃれなイメージは魅力要素
- ・海や緑に身近にふれあえる環境はイメージ通り
- ・都会過ぎず、生活利便性が高いことが魅力要素
- ・子どもが遊べる身近な屋根や日陰のある公園の不足、医療費の助成や保育、幼稚園は不満要素

<主な意見／30～40 代男性>

●転入理由等

- ・藤沢市や平塚市、大船市、横浜市等が他の転居先候補地
- ・住宅価格の安さ、治安面、街並み等の理由から選択
- ・海辺のロケーションや湘南の雰囲気、海でのサーフィンやランニングが魅力

●イメージや住んで感じたこと等

- ・オンとオフがはっきりしていて、ゆったりした時間、気持ちの余裕を感じる
- ・東京までの鉄道での近接性や居住地の近くで用を済ませられる利便性等に満足
- ・身近なちょっとした広場がないこと、幼稚園やスポーツ施設の不足、医療費補助が不満要素

<主な意見／50 代以上女性>

●転入理由等

- ・猫や犬が 2 匹飼えるペット事情から住居を選択
- ・海が見えたり、潮のおいしさを感じられる生活や、程よい田舎、のんびりした雰囲気、東京まで乗り換えなしで行ける駅から徒歩圏内の生活利便性から居住地選択
- ・藤沢市や鎌倉市、横浜市や川崎市等が他の転居先候補地。相模川は越えたくないとの意見もあった
- ・子どもとの近居も転入の要素

●イメージや住んで感じたこと等

- ・オンとオフの切り替えができ自分が好きなように時間が使える
- ・駅から歩いて海に行けることや、駅まで徒歩でアクセス可能なことは魅力要素
- ・自転車マナーや教育の徹底が重要
- ・健康診断やスポーツ施設、子育て環境等行政サービスは藤沢が優位

<主な意見／50 代以上男性>

●転入理由等

- ・加山雄三やサザンといった茅ヶ崎ブランドへの憧れ、湘南のイメージや空の広さ、海が見え感じられる生活から居住地を選択
- ・東京への移動利便性や、都会でも田舎でもない良さが居住地選択の要素
- ・藤沢市や鎌倉市等が他の転居先候補地。小田原はのんびりし過ぎのイメージ

●イメージや住んで感じたこと等

- ・気さくでオープンな雰囲気が魅力要素
- ・観光地のようにざわざわしていない海辺のイメージは期待に反しない
- ・田舎とまちが同居しているイメージ
- ・待機児童が多く保育園事情は不満要素

(3) ちがさきの都市づくりを考えるWEBアンケート

1) 実施概要

①実施目的

近年茅ヶ崎市へ転入者された方を対象に、Webアンケートを実施し、転入を決めた理由、茅ヶ崎市以外に考えた居住地、住んでみての住みやすさ評価等を把握しました。

②実施日 平成29年7～8月

③対象者 5年以内に茅ヶ崎市に転入した方 2,037名(30代以上・無作為抽出)

④調査方法 郵送で協力依頼を送付、URL・QRコードを案内しWebで回答する方式で実施

⑤回収数 365名(回収率17.9%)

2) 実施結果

- ・過去に市内居住経験のある方は約3割
- ・転入前の居住地は横浜市、藤沢市等県内が約半数
- ・茅ヶ崎市以外に考えた移住先は藤沢市38%、横浜市14%、平塚市5%等。県内が約8割
- ・転入を決めた理由は、「海が近い」41.4%、「住宅価格・家賃が適当」29.9%、「交通の便」26.0%、「静かな居住環境」25.2%、「親や子どもがいる」24.9%、「まちの雰囲気」24.1%。「日常生活が便利」19.7%等
- ・今後も茅ヶ崎市に住み続けたい方が約7割
- ・住み続けたい理由として「まちの雰囲気」、「日常生活が便利」、「静かな居住環境」等が高い評価
- ・転出したい理由は「行政サービス」「子育て環境」「公共施設や介護・医療施設」等

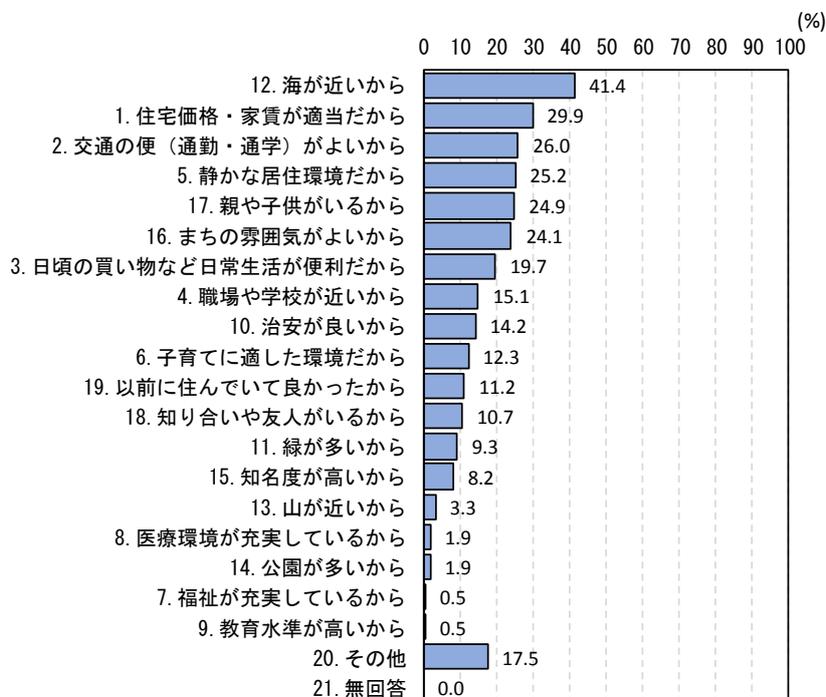


図 転入を決めた理由(複数回答)



本文中の写真の一部は、「私の自慢の茅ヶ崎ライフ」（平成 30 年 4 月）にご応募いただいたものです。

<撮影者一覧>

〇〇 〇〇

ちがさき都市マスタープラン

平成 31 年（2019 年）●月発行（●部作成）

発 行 茅ヶ崎市

制作・編集 都市部 都市政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
